

## 第七章 産業の開發

### 一、農 業

#### (1) 農業開發について

本町の農業は昔から、米麦等の耕種農業を中心として発展し、これに副業的に果樹、養蚕、畜産等を取り入れた、多角的な零細農業経営が行なわれていた。戦前戦後の主要食糧不足による、米麦増産一辺倒の農業は、昭和三十年頃から食生活の改善に應ずるように進化してきた。つまり連年の豊作等に恵まれて、食糧事情も逐次緩和してきたので、栄養とか食生活の改善のために、果物、畜産物等の需要が急速に増加する傾向を示すようになった。そのため昭和三十一年度には、新しい村造り運動、すなわち新農村建設総合対策事業として新施策が推進された。本町においても昭和三十二年、三十三年の二ヶ年間に別表のような事業を行なった。この事業の功罪はさておき、少なくとも、総合的な長期の農業振興計画に基づいた、農業経営をやっていく素地をつくり、農政転換の契機となったことは見のが

せない事実である。

次にまた昭和三十五年頃から、日本経済は高度成長政策をとったため、第二次・第三次産業は異状な発展をみせて、これに従事する勤労者の不足を農村地帯に求めた。農家の二・三男はいうにおよばず、はては長男や世帯主までもこれら他産業に転出する結果、農村人口は極度に不足し、その兼業化に更に拍車をかけた。一方農業所得と、他産業従事者との所得格差は益々大きく開くのであった。このような社会的経済的な条件を背景として、農業部面においても農業基本法の制定（昭和三十六年六月十二日）その他関連法律、制度の改正がなされて、この局面に対処していったのである。本町においても亦、以下に示すように、農業振興計画をたて、あらゆる悪条件を克服して、町の最重点施策として、これを推進して行くことになった。昭和三十六年度から始まった基本法に基づく農業構造改善事業は、本町も昭和三十九年度に指定をうけ、今着々と事業を進めているのである。以下諸事業の概要を記述する。

#### (2) 新農村総合対策事業

新農村事業及び小団地開発事業集計表

事業名	箇所数	事業費	国庫補助	県費補助	町補助	自己負担	備考
新農村事業 小団地開発整備事業	六	八、八七〇、〇〇〇円	三、五八七、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	四三〇、〇〇〇円	四、八五七、〇〇〇円	
	五	二、〇〇三、〇〇〇円	七五三、二〇〇円	一〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	一、〇四九、五〇〇円	
計	三	一〇、八七三、〇〇〇円	四、三三〇、二〇〇円	一〇、〇〇〇円	五三〇、〇〇〇円	五、八七七、〇〇〇円	

昭和三十三年度小団地開発整備事業

地区名	事業種目	事業主体	事業量	事業費	負担			自己負担
					国庫補助	町費補助	区	
則之内	かんがい排水事業	永野水利組合	米 三七六	三〇七、〇〇〇円	一三三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	一、五三、〇〇〇円	
井之内	〃	辰ノ口	三三三	三〇〇、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	一、五〇、〇〇〇円	
井之内	〃	仲野	五七九	三〇四、〇〇〇円	一一三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	一、五三、〇〇〇円	
則之内	農道	保和	一、一〇〇	六二二、〇〇〇円	二四四、〇〇〇円	六二、一〇〇円	三〇三、〇〇〇円	
井之内	〃	川東共同施行	三〇〇	四八〇、〇〇〇円	一四四、〇〇〇円	四六、〇〇〇円	二八〇、〇〇〇円	
計				二、〇〇三、〇〇〇円	七五三、二〇〇円	一四〇、〇〇〇円	一、〇四九、五〇〇円	

昭和三十三年度新農村事業一覽

地区名	事業種目	事業主体	事業量	事業費	負担			自己負担
					国庫補助	県費補助	区	
河之内	桑園造成	音田共同組合	一・一九町	二七、〇〇〇円	六、三〇〇円	四、〇〇〇円	一四七、〇〇〇円	
井之内	〃	井内	一・四町	二四、一〇〇円	八、一〇〇円	六、一〇〇円	一四四、〇〇〇円	
松瀬	水田裏作推進施設	大平農事組合	一式	一〇七、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円		一〇七、〇〇〇円	
上谷	製炭改善施設	松瀬川製炭組合	一式	四三、九〇〇円	三二、〇〇〇円		三三、九〇〇円	
則之内	〃	相ノ谷	一式	四三、五〇〇円	三二、〇〇〇円		三三、五〇〇円	
井之内	家畜管理所	則之内肥育組合	一棟三坪	二二、〇〇〇円	一〇八、〇〇〇円		一〇七、〇〇〇円	
井之内	共同作業所	井内下農事実行組合	一棟八坪	四六五、六〇〇円	二四二、〇〇〇円		二四三、六〇〇円	

昭和三十三年新農村事業一覽

地区名	事業種目	事業主体	事業量	事業費	国庫補助	町費補助	自己負担
松瀬川	かんがい排水事業	松瀬川土地改良組合	二四米	一三〇,〇〇〇	五,四〇〇	一三,〇〇〇	六五,六〇〇
南	"	南方	二七	一〇一,〇〇〇	七,八〇〇	一〇,一〇〇	一〇一,六〇〇
吉	"	吉久	三五	六五,〇〇〇	二五五,五〇〇	六五,〇〇〇	三五,三〇〇
北	"	北方	三七	五九,〇〇〇	二二〇,〇〇〇	五九,五〇〇	三〇,五〇〇
滑	"	北方	四五	二六,〇〇〇	一〇三,五〇〇	二六,〇〇〇	一五,九〇〇
松瀬川	農道事業	上弥助成水利組合	二〇〇	五三六,〇〇〇	一〇九,四〇〇	五,〇〇〇	二七三,〇〇〇
南	"	南方	三三	二四,〇〇〇	九四,一〇〇	二四,一〇〇	一三,八〇〇
北	"	北方	三二	一一五,〇〇〇	四五,〇〇〇	一一,五〇〇	五八,五〇〇
北	"	北方	四三	三二,〇〇〇	四七,六〇〇	三,一〇〇	六一,三〇〇
南	"	南方	二五	三〇,〇〇〇	八八,三〇〇	三〇,一〇〇	一八三,六〇〇
北	"	北方	三五	二九六,〇〇〇	七六,八〇〇	二六,三〇〇	一五九,九〇〇
北	"	北方	三九	三一一,〇〇〇	八七,〇〇〇	二九,八〇〇	一八一,三〇〇
北	"	北方	三九	〇〇〇,〇〇〇	六一,〇〇〇	三,一〇〇	一八八,九〇〇
北	"	北方	三九	〇〇〇,〇〇〇	一〇一,〇〇〇	〇	三九八,〇〇〇
北	"	北方	三九	〇〇〇,〇〇〇	一五四,四〇〇	〇	二九七,六〇〇
北	"	北方	三二	四一,〇〇〇	一〇五,〇〇〇	〇	二〇六,〇〇〇
北	"	北方	三六	〇〇一,〇〇〇	三三,五〇〇	〇	三〇五,二〇〇
北	"	北方	三六	〇〇一,〇〇〇	三三,七〇〇	〇	三,七〇〇

則之内	簡易索道	三内森林組合	移動式動力一式	五七,〇〇〇	二六八,〇〇〇	〇	二六九,〇〇〇
奥松瀬川	木炭山元倉庫	奥松瀬川製炭組合	一棟	二六,〇〇〇	一三,〇〇〇	〇	一三,〇〇〇
松瀬川	"	滑川	一八,〇〇坪	一〇六,〇〇〇	一〇三,〇〇〇	〇	一〇三,〇〇〇
滑川	"	滑川	二,一五坪	一七,〇〇〇	六,一〇〇	〇	二〇,〇〇〇
計				二,四〇,一〇〇	一,一四,一〇〇	一〇,五〇〇	一,四三,一〇〇

### (3) 新農村振興計画

#### A 実施計画の概要

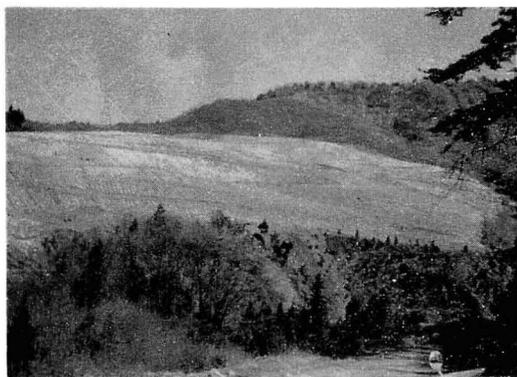
川内町における自然的・社会的・経済的条件から農業のみとおしを行なった結果、選択的拡大を図る作目に、果樹・養蚕・畜産を選び農家収入の飛躍的発展を意図し、他作目との調整をはかりながら、主産地形成を推進強化することとなり、町及び経済団体がその中心となり、必要な施策を企画し実施して行くこととなつた。

#### (イ) 果樹の振興

現状における果樹はみかんを中心に、栗、梨、桃、柿が栽培されているが、地理的、地形的条件が複雑で、平地部におけるみかんの栽培、山間部における栗の栽培を中心に果樹の振興を図る。

#### (ロ) 養蚕の振興

過去における養蚕は農家収入の主要な割合をしめていたが、その後次第におとろえてその名残りを止めていない状態になつていた。そこで、昭和三十二年度から山間部における麦類、雑穀にかわるものとして、畑作地帯を対象に養蚕を奨励し、現在百戸、桑園面積三十五町歩になつている



地 梨 開

が、本事業を強力に推進し、山間部畑作地帯の農家所得の向上を図る。

#### (ハ) 畜産の振興

近年、本町における養鶏はめざましいものがあるが百羽程度の経営が大部分で、農家の副業的なものが多い。漸次比較的大

きな経営に進めるものが増加の傾向にある。和牛・乳牛については、あまり目だつたものはないが、多頭飼育の傾向にある。以上が畜産の現状であるが飼料基盤の整備、飼料の共同購入、育雛所の設置、共同販売体制の確立等の実施によって、有利な価格形式と農家自身による生産費の引下げを図る必要がある。

## B 農林就業人口のうごき

### (イ) 農 林 業

年度	年度始 就業人口	減 少 人 口				増 加 人 口			差 引	年 度 末 就業人口
		死亡	隠退	転職	計	新規 補充	転入	計		
35	3,327人	22	73	201	301	14	152	166	132	3,192
37	3,110	14	95	277	366	10	114	124	242	2,868
38	2,868	0.455%	1.71%	6.45%	8.615%	0.283%	3.56%	3.843%	4.772%	2,732
39	2,732	〃	〃	〃	〃					2,602
40	2,602	〃	〃	〃	〃					2,478
45	2,039	〃	〃	〃	〃					1,942

(昭和38年度始までの人口は実数、38年度以降人口は過去3ヶ年間の平均)

### (ロ) 学校卒業者の進路

年 次	卒 業 者	就 業 者	第一次産業就業者			第二次産 業就業者	第三次産 業就業者	
			農 業	林 業	漁 業			
37年3月	中 学	253人	82人 (100%)	(7) 9%	( )	( )	(60) 73%	(15) 18%
	高 校	145	133人 (100%)	(3) 2%	( )	( )	(39) 29%	(91) 69%
38年3月	中 学	294	81人 (100%)	(10) 13%	( )	( )	(57) 70%	(14) 17%
	高 校	130	115人 (100%)	(5) 4%	( )	( )	(29) 25%	(81) 71%

(川内中学校資料による)

## C 農林戸数のうごき

### (イ) 農 林 業

年 度	年度始農家戸数	減少戸数	年度末農家戸数	
			戸 数	指 数
35年	1,634	5	1,634	100.0
37年	1,629	19	1,621	99.0
38年	1,621	8	1,613	98.5
39年	1,613	8	1,605	98.1
40年	1,605	8	1,597	97.6
45年	1,565	32	1,533	93.7

(昭和35年～37年は実数、38年度以降は推計による減少率0.49%)

D 土地利用のうごき

(単位 ha)

区 分	35年	38.8.1	39.8.1	40年	45年	増減理由	
総土地面積	11,089	11,089	11,089	11,089	11,089		
耕 田	一毛田	253.4	252.5	230.5	210.2	205.5	水田の乾田化 果樹園に転換 宅地造成
	二毛田	550.9	548.9	552.5	562.5	547.2	
	その他	9.6	5.5	7.0	7.3	7.3	
	計	813.9	806.9	790.0	780.0	760.0	
	普通畑	183.5	128.2	118.0	107.0	80.0	
果樹園	55.3	100.6	137.0	172.0	230.5		
茶園	1.0	—	—	—	—		
桑園	3.7	26.1	54.0	70.0	130.0		
その他	17.0	17.0	14.0	10.0	10.0		
計	260.5	271.9	323.0	359.0	450.5		
合 計	1,074.4	1,078.8	1,113.0	1,139.0	1,210.5		
採草放牧地	156.0	154.0	152.0	150.0	147.0	果樹園、桑園 に転換	
山林	8,853.0	8,852.0	8,821.4	8,808.5	8,741.8		
宅地	83.7	85.3	86.7	88.2	89.7		
その他	921.9	918.9	915.9	903.3	903.0		

昭和35年は農林業センサス資料  
昭和38年は川内町農業基礎調査資料

E 農林戸数構成のうごき

昭和35年農林センサス資料  
昭和38年川内町基礎資料

区 分	農 業			林業	耕 地 面 積 別							粗 収 益 別							
	専 業	第一種兼業	第二種兼業		合 計	計							計						
35年	六二六	六四〇	一、二六六	一、六三四	二九八	三〇一	三三三	四三〇	二四九	三三	二	一、六三四	六九	一四八	三四四	四六	五二七	七四	一、六三四
38年 8月1日	四九八	六八九	一、一八五	一、六三九	二八〇	二九三	三二一	四五一	二五五	三四	六	一、六三九	六四	一七三	三四一	四二	五五六	八五	一、六三九
39年 8月1日	四八四	五九四	一、〇七八	一、六一三	二六五	二八一	二九一	四六九	二六四	三六	七	一、六一三	四六	一四一	二八六	三三七	六二九	一七四	一、六一三
40年	四七五	五七〇	一、〇四五	一、〇〇五	二五九	二六九	二七三	四八七	二七三	三七	八	一、〇〇五	二八	一一〇	二五一	二六三	六八七	二六四	一、〇〇五
45年	四〇〇	五〇五	一、〇〇五	一、五〇五	二三五	二四七	二五八	四九四	二八二	三九	一〇	一、五〇五	二六	七七	一六三	二九九	五〇七	二四	一、五〇五

F 農 林 業 生 産 の う ご き

(イ) 農 業 生 産 の う ご き

温州 みかん	(2) 蔬 菜		(1) 普 通 作 物						35年	作 付 面 積 (ha)
	玉 葱	自 家 用	そ の 他 い も 類	甘 藷	豆 類	雑 穀	麦	米		
26.4 (10.2)		32.9	21.2	37.7	69.0	24.2	555.9	788.5	35年	反 収 (kg)
62.2 (15.0)	10.0	22.6	20.0	19.1	43.0	28.5	484.0	780.0	37年	
85.0 (33.0)	40.0	23.0	20.0	19.0	35.0	20.0	480.0	780.0	39年	
100.0 (50.0)	40.0	24.0	15.0	20.0	30.0	15.0	480.0	780.0	40年	
150.0 (100.0)	40.0	24.0	13.0	20.0	24.0	15.0	480.0	760.0	45年	
2,000		1,700	1,100	1,160	160	160	240	430	35年	生 産 量 (t)
2,000	2,000	1,700	1,200	1,200	170	170	200	450	37年	
2,200	3,300	1,800	1,200	1,400	170	170	280	470	39年	
2,500	3,500	1,800	1,300	1,500	170	170	300	480	40年	
3,000	3,700	1,800	1,600	1,800	170	170	360	510	45年	
204		559	233	437	110	39	1,334	3,391	35年	単 価 (円)
300	200	384	240	229	73	77	968	3,510	37年	
726	1,320	414	240	266	60	34	1,344	3,666	39年	
1,250	1,400	432	195	300	51	26	1,440	3,744	40年	
3,000	1,480	432	208	360	41	26	1,728	3,876	45年	
70,000	18,500	20,000	30,000	14,200	55,000	25,000	33,100	78,300	35年	生 産 額 (千円)
14,280		11,180	6,990	6,205	6,050	975	44,155	265,515	37年	
21,000	3,700	7,680	7,200	3,251	4,015	1,925	32,040	274,833	39年	
50,820	24,420	8,280	7,200	3,777	3,300	850	44,486	287,047	40年	
87,500	25,900	8,640	5,850	4,260	2,805	650	47,664	293,155	45年	
210,000	27,380	8,640	6,240	5,112	2,255	650	57,196	303,490	45年	
73.8	71.0	65.0	65.0	70.6	75.0	68.0	65.5	79.1	35年	所 得 率 (%)
10,538		7,267	4,543	4,380	4,537	663	28,921	210,022	37年	
15,498	2,627	4,992	4,680	2,295	3,011	1,309	20,986	217,392	39年	
37,505	17,338	5,382	4,680	2,666	2,475	578	29,138	227,054	40年	
64,575	18,389	5,616	3,802	3,007	2,103	442	31,219	231,885	45年	
154,980	19,439	5,616	4,056	3,609	1,691	442	37,463	240,060	45年	

(5) 養 蚕	(4) 特 用 作 物					(3) 果 樹				
	菜 種	茶	煙 草	三 極	楮	桃	栗	柿	梨	そ の 他 柑 橘
3.7	9.6	1.0	10.6	15.7	1.0	4.6 (2.7)	6.2 (3.6)	9.2 (5.9)	6.1 (3.9)	0.1 (0.1)
26.1	4.0		9.4	4.8	1.0	4.9 (3.5)	21.4 (6.0)	8.7 (6.0)	7.2 (5.0)	0.1 (0.1)
54.0	4.0		10.0			5.5 (4.6)	35.0 (17.0)	8.7 (8.7)	7.0 (7.0)	
70.0	4.0		12.0			5.5 (4.9)	50.0 (24.0)	10.0 (8.7)	6.5 (6.5)	
130.0	4.0		15.0			4.0 (4.0)	60.0 (50.0)	10.0 (9.0)	6.5 (6.5)	
32	143	195	165	180	140	1,600	95	2,000	1,500	1,500
40	145		170	200	140	1,800	90	2,000	1,700	1,500
40	145		180			1,900	100	2,000	1,800	
43	145		190			2,000	120	2,000	2,000	
60	150		200			2,000	200	2,000	2,000	
12	14.0	2.0	17.5	28	1.4	43	34	118	59	1.5
10.4	5.8		16.0	9.6	1.4	63	45	120	85	1.5
19.0	5.8		18.0			87	17	174	126	
38.0	5.8		23.0			98	29	174	130	
11.0	6.0		30.0			80	100	180	130	
660,000	30,900	178,000	380,000	110,900	51,800	45,000	150,000	40,000	51,000	70,000
792	431	356	6,650	3,105	72	1,935	510	4,720	3,009	105
6,864	178		6,080	1,064	72	2,835	675	4,800	4,335	105
12,540	178		6,840			3,915	2,550	6,960	6,426	
25,080	178		8,740			4,410	4,350	6,960	6,630	
72,600	184		11,400			3,600	15,000	7,200	6,630	
73.4	86.1	70.0	78.9	57.4	92.0	60.0	75.0	70.3	57.5	73.8
581	371	249	5,246	1,782	66	1,161	382	3,318	1,730	77
5,038	153		4,797	610	66	1,701	506	3,374	2,492	77
9,204	153		5,396			2,349	1,912	4,892	3,694	
18,408	153		6,895			2,646	3,262	4,892	3,812	
53,288	158		8,994			2,160	11,250	5,061	3,812	

畜				産				区 分	小計 (耕種作物)	(6) 飼肥料 作物	
牛		乳				牛					
仔畜 牝	生産 牡	計	きゅう肥	廃用	市町村外移出	乳牛	仔畜 牝				生産 牡
							143				
		176							37年	174.0	
		195							39年	200.0	
		210							40年	200.0	
		250							45年	200.0	
4	4	1,716	14			387	45	45	35年	生産量	2,000
4	4	2,112	17			490	57	57	37年		2,200
10	10	2,340	19			499	58	58	39年		2,400
25	25	2,520	21			585	68	68	40年		2,500
50	50	3,000	25			697	81	81	45年		2,500
53,000	45,000		75,000			33,600	50,000	5,000	単 輛		1,860
212	180	16,528	1,050			13,003	2,250	225	35年	生産額 (千円)	3,828
212	180	20,874	1,275			16,464	2,850	285	37年		4,800
530	450	21,381	1,425			16,766	2,900	290	39年		5,000
1,325	1,125	24,971	1,575			19,656	3,400	340	40年		5,000
2,650	2,250	29,749	1,875			23,419	4,050	405	45年		
		55.0							所得率%		1,860
		9,090							35年	生産所得 (千円)	3,828
		11,480							37年		4,800
		11,759							39年		5,000
		13,734							40年		
		19,361							45年		
											377,035
											382,652
											469,589
											532,772
											737,577
											285,834
											291,604
											354,416
											401,106
											552,079

畜					産								
緬		羊			豚				和				
計	きゅう肥	原毛	市町村外移出	生産仔畜	計	きゅう肥	厚毛	市町村外移出	生産仔畜	計	きゅう肥	廃用	市町村外移出
	88						29						942
14					150					774			
14					200					800			
14					300					900			
14					500					1,000			
	66	0.3		29		43		48	10		6,594	9	659
	11	0.05				225		210	40		5,418	8	512
	11	0.05				300		280	50		5,600	8	560
	11	0.05				450		450	90		6,300	9	630
	11	0.05				450		750	150		7,000	10	700
		40,000		2,000				16,000	4,000			55,000	95,000
178		120		58	808			768	40	63,492		495	62,605
20		20			3,520			3,360	160	49,472		440	48,640
20		20			4,680			4,480	200	54,620		440	53,200
20		20			7,560			7,200	360	62,795		495	59,850
20		20			12,600			12,000	600	71,950		550	66,500
50.0					35.0					35.9			
89					282					22,793			
10					1,232					17,760			
10					1,638					19,608			
10					2,646					22,543			
10					4,410					25,830			

総計	畜産								
	畜産小計	にわとり				山羊			
		計	鶏糞	産卵	産卵	計	きゅう肥	山羊乳	市町村外移出
		10,313				153			
		14,200				75			
		30,000				70			
		50,000				70			
		70,000				70			
			97	9.5	58.7		115	24	90
			133	13.1	80.9		56	11	42
			282	27.6	171.0		53	11	40
			470	46.1	285.0		53	11	40
			658	64.5	399.0		53	11	40
				129,100	180,600			28,000	20,000
470,719	93,684	11,826		1,225	10,601	852		672	180
473,229	90,577	16,299		1,689	14,610	392		308	84
585,120	115,531	34,442		3,560	30,882	388		308	80
685,923	153,151	57,417		5,946	51,471	388		308	80
932,663	195,086	80,379		8,320	72,059	388		308	80
		25.0				50.0			
321,470	35,636	2,956				426			
326,356	34,752	4,074				196			
396,235	41,819	8,610				194			
454,587	53,481	14,354				194			
618,978	66,899	20,094				194			

(ロ) 林業生産のうごき

生産物名	単位	生産量					単価	生産額(千円)		
		35年	37年	39年	40年	45年		35年	37年	39年
素材	m <sup>3</sup>	15,030	15,200	15,300	15,500	16,500	10,200	153,306	155,040	156,060
木炭	ton	840	510	500	490	450	25,000	21,000	12,750	12,500
薪竹	石束	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	750	9,000	9,000	9,000
杉皮	坪	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	150	300	300	300
櫛計	ton	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30	900	900	900
		105	105	105	105	105	8,000	840	840	840
								185,346	178,830	179,600

生産物名	生産額(千円)		所得率	生産所得(千円)				
	40年	45年		35年	37年	39年	40年	45年
素材	158,100	168,300	75%	114,979	116,280	117,045	118,575	126,225
木炭	12,250	11,250	50	10,500	6,375	6,250	6,125	5,625
薪竹	9,000	9,000	75	6,750	6,750	6,750	6,750	6,750
杉皮	300	300	60	180	180	180	180	180
櫛計	900	900	75	675	675	675	675	675
	840	840	80	672	672	672	672	672
	181,390	190,590		133,756	130,932	131,572	132,977	140,127

G 生産性のうごき

(イ) 農業

区分	農業生産所得	農業就業者数	就業1人当生産所得	伸長率	耕地面積	10a当生産所得	伸長率
	千円	人	円			円	
35年度	321,470	3,329	96,624	100.0	1074.4	29,920	100.0
37年度	326,356	3,110	104,937	108.6	1085.3	30,070	100.5
39年度	396,235	2,732	145,034	150.1	1113.0	35,600	118.9
40年度	454,587	2,602	174,706	180.8	1139.0	39,911	133.4
45年度	618,978	2,039	303,569	314.1	1210.5	56,090	187.5

(ロ) 林業

区分	林業生産所得	林業就業者数	就業1人当生産所得	伸長率	山林面積	10a当生産所得	伸長率
	千円	人	円			円	
35年度	135,756	2,164	61,809	100	8853	1,510	100
37年度	130,932	2,030	64,498	104	8852	1,480	98
39年度	131,572	1,780	73,916	119	8821.4	1,491	98.7
40年度	132,977	1,695	78,452	126	8808.5	1,569	99.9
45年度	142,127	1,330	105,358	170	8741.8	1,625	107.6

## H 農林家所得のうごき

### (イ) 農 業

区 分	農業生産所得	農 家 戸 数	1戸当農業所得	伸 長 率
	千円	戸	円	%
35 年 度	321,470	1,634	196,738	100.0
37 年 度	326,356	1,629	200,341	101.8
39 年 度	396,235	1,613	245,650	124.8
40 年 度	454,587	1,605	283,231	143.9
45 年 度	618,978	1,565	395,513	201.3

### (ロ) 林 業

区 分	林業生産所得	林 家 戸 数	1戸当林業所得	伸 長 率
	千円	戸	円	%
35 年 度	133,756	1,059	126,304	100.0
37 年 度	130,932	1,054	124,223	98.4
39 年 度	131,572	1,049	125,426	99.3
40 年 度	132,977	1,043	127,494	100.9
45 年 度	140,127	1,017	137,784	109.1

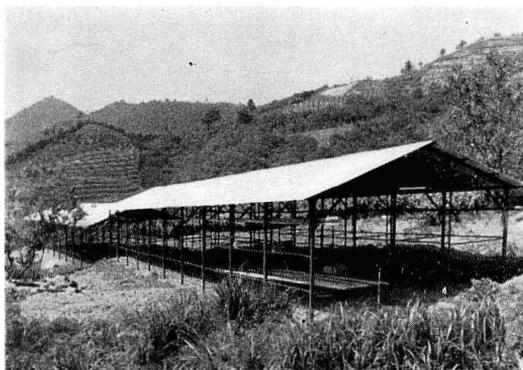
形態であり、この問題を解決することが本事業推進のもっとも重要なことである。すなわち本町には二百町余りの開墾可能な土地があるが、殆んど民有林である。所有者の協力を得て希望

### I 施策及び事業計画

昭和三十九年度実施計画の概要についてのべたように、本町農業生産の飛躍的発展をはかる作目を、果樹・養蚕・畜産に選び、農業生産の拡大のために、次のような施策を講ずるものとする。

#### (イ) 果樹の振興

果樹振興の大きな障害となっているものは、土地所有



桑園中に建てられている条桑育、鉄骨蚕舎  
(巾2.5間、長さ10間)



川内養蚕糸桑育中（4令）  
近代養蚕、鉄骨蚕舎（昭和39年）



繭の出荷



育蠶場

者への払下げ、及び公有林の関係部落への払下げ等の措置を講じるものとし、それに要する資金については、農林金融を最高度にかし、町は利子補給その他必要な施策を講ずる。この場合集団的な果樹園の造成によって営農指導を密にし、自立農家の育成をはかる。

(四) 養蚕の振興

川内町の養蚕は、昭和三十二年度にはじまり、山間部畑

作地帯を対象として養蚕を奨励し、現在三十五町歩、十一トンの生産である。三十八年度計画二十町歩、年々十町歩乃至十五町歩の増反をはかる計画である。昭和四十五年には百三十町歩、年間百トンの生産をあげることを目標とし、稚蚕共同飼育所、共同桑園の新設を計画して、本事業を強力に推進する。

(イ) 畜産の振興  
 和牛については年間二百頭導入、資金一千万円について  
 は町が利子補給を行なう。乳牛については、近代化資金、  
 育雛所の設置が計画されている。  
 畜産経営拡大資金等を利用し、多頭飼育を目標に生産の増  
 強をはかる。養鶏については川上農業協同組合において、

昭和三十九年度実施事業計画

経営近代化施設				地上基地整備				区分											
耕転機導入	乳牛導入	和牛導入	成養蚕室の造成	鶏舎の造成	畜舎及び推肥舎造成	小計	小規模改良	農地造成	用水路	農道	川内町	施行箇所	受益範囲	主要な事業名及事業量	事業費	資金調達			その他
																川内町	戸数	面積(ha)	
四 三台	一五 三頭	一七 三頭	二 三棟	二 三棟	三 三棟		一七 一七ヶ所	七 〇	五 〇〇	四 〇〇	川内町	川内町	〇〇〇	新設及び改良	七,〇〇〇,〇〇〇	〇	〇	〇	三,三〇〇,〇〇〇
		二頭 五,〇〇〇円		一棟 三、〇〇	一棟 一、五〇		樹園地造成 (みかん栗新 植) 事業費三五,〇〇 〇円以下の上 地改良事業		七、五〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇					〇	〇	〇	〇	〇
						二、八、四、〇〇〇			〇	〇					一、〇〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇,〇〇〇	二、四〇〇,〇〇〇	二、〇〇〇,〇〇〇
四、〇〇〇,〇〇〇	二、〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	二、〇〇〇,〇〇〇	四、〇〇〇,〇〇〇	三、〇〇〇,〇〇〇	三、〇〇〇,〇〇〇	二、〇〇〇,〇〇〇	三、〇〇〇,〇〇〇	七、五〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇					〇	〇	〇	〇	〇
									〇	〇					〇	〇	〇	〇	〇
									〇	〇					〇	〇	〇	〇	〇
六〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	一、六〇〇,〇〇〇	三、〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	三,三〇〇,〇〇〇					〇	〇	〇	〇	〇



(5) 農用地集団化事業

土地改良法に基く農用地の集団化事業は農業経営の合理化を図るため最も重要な事業としてその事業の成果に期待するところ大である。本町は昭和二十七年に第一回を実施したが、その後農業の近代化が進み、大農具の導入が普及し、さらに農業人口の流失にともなって労働力の減少による生産力の低下を防止し、経営規模拡大と生産性の向上を図ることを目的として昭和四十年から農業委員会を事業主体として農用地の交換分合事業に着手した。

計画の概要

実施地区	地区対象面積	計画面積実績	移動率
南方	一三〇 ha	二二	%
北方	八三	一一	
松瀬	四二	六	
吉久	二二	二	
町筋	二四	四	
合計	三〇〇	四四	一四・八

事業費 九六万円 補助金 (六七万二千円)  
昭和四十一年度集団化事業実施概要

地区名 面積 事業費  
三内地区 一五〇ヘクタール 四八万円

交換分合(附帯農道事業)

地区名	事業量	事業費	完了年月
南方土地改良区	六七六米	三、〇六五千円	四一、三、三〇
吉久	四一四	三、八三九	〃
問屋共同施行	五六七	四、〇六三	四一、三、三〇
永野	一一八	六九七	〃
和田丸	一八七	一、三〇〇	〃

二、海外移住

昭和三十六年度から、本町は海外移住推進町村に指定せられ、正しい海外移住に対する知識の普及と、移住地の紹介をかねて、海外移住希望者の移住斡旋につとめて来た。その結果次のように、より幸福な生活を求めて勇躍郷土に別れをつけて、海外に渡航移住して行った人々ができた。新天地での発展を祈っている。

移住年月日	氏名	家族	移住地
昭和四一、二五	宇和川永海	単独	ブラジル、サンパウロ
昭和四一、三	川崎 巨	家族四人	州コチャ産業組合
昭和四一、三	白戸 寧	単独派米青年	ブラジル、サンパウロ
昭和四一、三	白戸 寧	三ヶ年	カリホルニヤ州

四、四、三	池田 岩夫	家族五人	ブラジル
三、三、元	佐藤 国春	単独派米青年 三ヶ年	カリホルニア州
三、六、三	藤原 唯男	単 独	ブラジル、サンパウロ 州コチャ産業組合
三、四、二	亀田 清久	家族五人	パラグワイ、アルトパ ラナ
三、三、三	宇野 梅雄	家族六人	パラグワイ、アルトパ ラナ
三、三、三	佐藤 国春	家族二人	ブラジル、コチャ産業 組合

以上の人々はみなそれぞれ現地で、元気に活動しているというが、移住後の生活の一端をうかがえる現地だよりを記すことにする。

昭和三十七年（一九六一年）八月二十八日

パラグワイ・アルト・パラナ 亀 田 節 子

今日日本では夏の暑つい日ざしの中で汗をふきふきお仕事のことと思いますが、お変わりございませんか。異郷の地にていつも思いをはせております。

私達も現在では家も出来て皆元気で働いております。今パラグワイ国は春で樹々の新芽が出ております。こちらの気候はとても変化があり、朝夕は冬気候で、昼間は初夏を思わせるようです。誰よりも先にお便りをしなければならぬ人ではございますが、よりよいお便りが出来るまではペンを執ることが出来ないと思っ

ていましたのに短期間ではそれも訪れて来そうにありませんので、ペンをとったさせていただきます。

覚悟はしていましたが、父が若い時から憧れていた南米、そして弟の死、この悲願をかなえ、悲しみを少しでもなくしてあげなければとあの頃の私は夢中で考えたものです。今さらこんな事を言ってみたくて始まりませんがしかしパラグワイは父にとって似合いの土地だと言えるでしょう。これで弟さえ生きていればどんなに良いかわかりません。誰に気がねすることもなく広大な自然の中で奔放な心をぞんぶん伸ばせるのも、幸いなことに私の家はパラグワイで一つという国道十一号線のそばで、しかもとてもいい平地です。といっても私には土地のことはよくわかりません。私達は内地に居る時も国道十一号線のそばでしたが、どこへ行っても道路によく縁があるようです。

また農協には大体の品物がそろっており、エンカルナシオン市まで行けば地下足袋を除く他はすべてのもがあります。ロッテの遠い人になると農協まで買物に来るのに一日かかる人もありますがこの点も私の家は幸福です。

家の周囲は日本人ばかりなので外国へ来ているような感じは毛頭ありません。外人といえばピオン（現地人労働者）を見かけるくらいのことです。だから大人は言葉も全然といって良いくらい覚える機会はありません。かえって彼等の方が日本語をよく知っております。英語と違ってスペイン語は少々発音が悪くても結構通じるので助かります。私も単語を少し覚えましてので相手の話すことはどうにかわかりますが、自分で話すとなるとどうもだめ

です。しかし一生懸命勉強して必ず自分のものにしてみるつもりで努力しています。

私にはまだまだこれから先の見透しはつきそうにありませんが確かに日本の農業よりは楽だと思えます。ただ若い者にとって娯楽施設がないのが残念です。山の中はいやだと思っても不思議と日本へ帰りたいとは思いません。特にアルゼンチンで見せられたゼンツルマンの精神は他では味わうことの出来ないものでした。できることなら私はアルゼンチンへ行きたい、結婚してでもいい、ここへ来る途中アルゼンチンの首都ブエノスアイレスでお友達の見さんが是非留まるように進めてくれたのですがその時はかえって反撥を感じたくらいだった私でしたに……しかし今のところは私たちの亀田家が、このパラグワイで開拓の基礎が出来るまで黙って頑張ろうと思っております。それではその時を楽しみにペンを書きます。ご家庭の皆様におよろしくお伝え下さいませ。

### 三、農村青年建設班

川内町では昭和三十二年度から、昭和三十五年度まで農村青年建設班をつくって、次代を担う青年教育を進めてきた。「川内町青年建設班実施要領」によると、その目的を次のように定めている。

「青年が郷土・国土を愛する熱意に燃え、郷土の建設をめぐして、共同精神を体得し、知識や技術を修得し、旺盛

な実践力を発揮することは、青年自身の将来の自立のためにも、又郷土の建設を促進する上からも極めて重要なこと



農村青年建設班実技研修

推進の中核とする。」この主旨によって、四ヶ年に第一回から第六回まで二ヶ月の班教育を実施し、総数百四名の修了者を出した。これらの者は町内社会開発の中堅青年として、地域の産業の開発にとりくんでいる。尚班修了者は将来の協調親和をはかるため、農士会を結成し、全員が会員

である。これがた

め川内町役場並びに青年団・農協・

農委等が密接な提

携の下に、川内町

在住の青年を対象

として、青年建設

班を設置し、これ

を育成強化して、

その自主的な実践

活動を通じて、郷

土建設に参画させ

となり、町有林の一部に記念造林を行ない益々団結と研修の意欲を高めている。

回数	人数	期	間	場	所	係
一	二〇	昭和二年	二月	旧	三内村役場	仙波 照夫
二	一六	三三	二月	三	三内村役場	仙波 照夫
三	一九	三三	二月	三	三内村役場	仙波 照夫
四	一三	三四	二月	三	三内村役場	仙波 照夫
五	一四	三五	二月	三	三内村役場	仙波 照夫
六	二二	三五	二月	三	三内村役場	仙波 照夫
				元	家政学校	

#### 第七回農村青年建設班

農村振興を目指して三十二年からはじめた建設班(川内町誌六十頁参照)は三十五年六期生を送って中断されていた。

この間わずか三・四年に科学技術の革新と産業経済機構の変化は農山漁村から青年をすっかり都市へ吸収してしまふ結果となり、今や農家のあととりでさえこの埒外でなくなつた。

農業の近代化を推進するには、絶対新しい感覚と精神的な体力、旺盛な熱情を必要とすることは論を俟たない。しかしこの現実の中で「農村に青年がいない」とかこつてばかりおられない。小教であることは止むを得ない。ただそ

の小教のものが一人残らず精鋭であらねばならない。

こうした願いから二十名の農家後継者を中央公民館に集め一ヶ月の合宿研修と年六回の定期集合研修を通じ一六〇時間の学習と一〇〇時間の技術実習、六〇時間の作業等を織りまぜて理論的・系統的・実地的に知識技能をみがくと共に共同生活を通じ仲間意識と協同精神を養いもつて農業の高度化に対処、前進する農業経営者たらしめんとするのである。

回数	受講者	期	間	場	所	係
七	一五	昭和四、三	三月	中央公民館	宇和川恒行	

#### 四、農業委員会

昭和二十一年二月一日、自作農創設特別措置法(法律第六四号)が公布され、昭和二十七年十月二十日までの間に所謂農地改革が行なわれた。又それまで農業問題処理機関であった農地委員会・農業調整委員会・農業改良委員会の三者が統合されて、昭和二十六年三月三十一日(法律第八十九号)で農業委員会法が施行されて、以後現在に及んでいる。

農業委員会は、町の農業全般の問題と、農民自身の考え

方と、その双方の立場を考慮して、法的に処理実行して行く機関である。その責務としては、農地法に基ずく農地統制、国有農地の管理、自作農の創設維持に伴う資金の融資・農地の交換分合の斡旋、農地等の争議紛争の防止調整、等を行なうとともに、町の農業振興計画の樹立推進について建議する等の農政活動を行なうものである。

農業委員会は、選挙による委員が十五名、農協、農業共済組合、町議会の各が推薦した者を町長が選任した委員八名、合計二十三名で構成され、事務局には農地主事一名、職員一名をおいて事務を処理している。

本町合併当時は三内・川上の二つの委員会に分れていたが、昭和三十二年七月改選の際統一したものである。農業委員は次のようである。

昭和三十一年七月改選

氏名	部落	備考
橋本 平太郎	北方	選挙 会長(自三四、五、八) 至三五、七、一九)
松本 文市	北方	
森 秋平	松瀬川	選挙
仙波 惟数	北方	"

昭和三十五年七月改選

玉井 信義	滑川	選挙	会長(自三二、五、二〇) 至三四、五、七)
近藤 貴志雄	河之内	"	
高須 貫登	河之内	"	
成能 順太	井内	"	
渡部 虎市	松瀬川	"	
八木 駒市	南方	"	
三河 績	土谷	"	
細川 繁一	南方	"	
富久 富晴	河之内	"	
高橋 藤一	南方	"	
佐伯 孫四郎	河之内	"	
池川 光永	河之内	選任	
近藤 朝見	河之内	"	
高須 貫鉄次郎	松瀬川	"	
田井 野又一	南方	"	
橋本 義之	北方	"	
宇和川 恒行	河之内	"	
渡部 愛次郎	北方	"	
渡部 鹿太郎	南方	"	

氏名	部落	備考
近藤 貞儀	河之内	選挙

三河 績	土谷	選挙
渡部 憲明	滑川	"
近藤 貴志雄	河之内	"
菅野 忠	松瀬川	"
野中 友親	北方	"
八木 孝之	井内	"
高須 賀利一	北方	"
渡部 愛次郎	北方	"
渡部 虎市	松瀬川	"
池川 光永	則之内	"
高須 賀進	則之内	選挙
黒川 盛栄	南方	選挙
菅野 広志	南方	"
田井野 重郎	南方	"
小倉 元一	則之内	"
渡部 鹿太郎	南方	"
八木 仲好	井内	"
近藤 安長	河之内	"
田井野 又一	南方	"
三津山 恵生	松瀬川	"
橋本 義之	北方	"
花山 忠由	北方	"

會長(自三五、七、二〇  
至三八、三、三一)

會長(自三八、七、一九  
至三八、七、一九)

氏名	部落	備考
八木 清志	則之内	選挙
高須 賀恒馬	河之内	"
近藤 貴志雄	河之内	"
長曾我部 憲	則之内	"
高須 賀秀吉	則之内	"
三河 績	土谷	"
和田 長利	滑川	"
今井 勇	松瀬川	"
加藤 大三郎	松瀬川	"
高須 賀利一	北方	"
江戸 圭介	北方	"
高須 賀利光	南方	"
森 房義	北方	"
黒川 盛栄	南方	"
菅野 広志	南方	"
佐伯 行夫	北方	選挙
高岡 正明	則之内	"
神野 正策	則之内	"
花山 忠由	北方	"
田井野 又一	南方	"
池川 光永	則之内	"

昭和三十八年七月改選

昭和四十一年七月改選

渡部鹿太郎	南方	選任会長 (自三八、七、二〇 至三九、五、一四)
大窪晴市	井内	会長(自三九、五、一五)
氏名	部落	備考
松本政信	猪ノ窪	選挙
佐伯清美	土谷	選挙
菅野福己	市場	選挙
今井勇	三軒屋	選挙
近藤末広	問野	選挙
岡田熊五郎	九騎	選挙
勇市作	一ヶ谷	選挙
加藤大三郎	横灘	選挙
細川武雄	高木	選挙
成能昌幸	井内西	選挙
桑原数夫	道向	選挙
田井野重郎	森	選挙
高須賀薫明	上古市	選挙
佐伯義見	徳吉	選挙
大野桂	則之内	選挙
花山忠由	西之側	選挙
神野正策	和田丸	選挙
小倉元一	永野	選挙

橋本義之 宝泉 選任  
 田井野又一 森 会長(七、二〇)  
 菅野広志 八幡  
 近藤若重 日浦  
 高須賀義則 惣田谷上

現在農業委員会には、農地・農政・園芸蚕糸・畜産、の四部会を設けて部会活動を行ない、月一回以上の委員会を定期的に開いている。

農業委員会開催	昭和六年	元年	四年	四年
農地許可申請書関係	二五三件	一〇〇回	二二回	二二回
資金関係	八件	四七件	二七件	四二件
小作料納入取扱	六七件	六七件	三三件	五三件
固有農地等管理関係	四件	四件	四件	三件
農事調停関係	三件	九件	九件	七件
諸証明取扱	七五件	二七五件	三五件	一六件

## 五、農業協同組合

### (1) 川上農業協同組合

組織

昭和三十九年頃	組合長	花山忠由
	理事	花山 野中正邦 (専務) 野中正邦 大西 時久 松本 一巳、森 安久、菅 源明 高須賀正興、仙波 友義、高須賀忠三郎 高須賀金弘、野口 雄、高須賀忠五郎 三津山啓造、二神 政友、二神 高春 菅野 健一、花山佐三郎、三浦 清久
昭和三十四年頃	職員	二五
	職員	二、三五
	職員	二、四〇
	職員	三
	職員	一、五四〇、〇〇〇
	職員	二、四四〇
	職員	一、五四〇、〇〇〇
	職員	二、三五
	職員	九、〇七六、〇〇〇

事業

信用事業

貸付 毎年約一、三五〇件 融資額 一億八、〇〇〇万円

貯金 毎年二〇パーセント位の増加をみている。

購買事業

肥料 化学肥料が主となっているが扱量は少しずつ減少の傾向。果樹園芸用が増加している。

農機具 小農具から次第に大型化したものが扱われる。

農薬 漸増している。

生活必需品―配給米麦扱い。

食糧品、農衣料品、日用雑貨は農協婦人部の活動が推進力となつてその取扱量は次第に拡大増加して行く。

プロパンガスの取扱を開始した。

販売事業

予約売渡

米	昭和三十九年	昭和三十九年
麦	一九〇九俵	三、〇八九俵
	一八、〇三三	一六、一〇〇

木炭 年間約

壹万俵を取扱

ってきたが減

少して行く。

加工利用事業

精米・精麦・醬油

は年間一二〇

石を委託醸造

販売。

自動車運送 主

として配達に

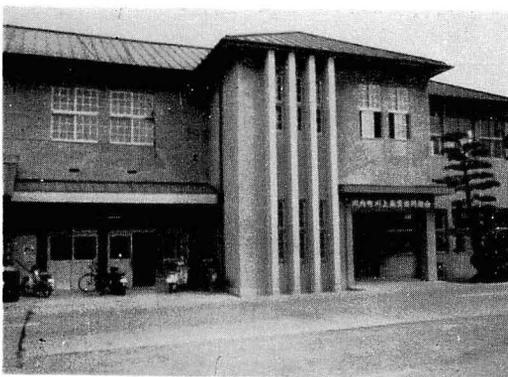
当っている。

教育文化事業

技術経営指導の

ための講演講習

会、実地指導



川上農業協同組合



サービスに答えている。

肥料 農薬も需用に応じている。

生活必需品 婦人部の配置購買が重点的な役割をつとめている。

販売事業

予約売渡

	昭和元年	四年	四年
米	二、〇八七俵	二、五三三俵	一三、五七七俵
麦	八、八四	二、四七三	四、二七六

繭 昭和三十三年養蚕の復興を迎えてから逐年増加をたどり

毎年二百パーセントの伸び率を示し、昭和四十一年の実績は二六、四〇〇キログラム（一、八四〇万円）である。

その他鶏卵、和牛の出荷はやや低下気味であるが、蜜柑、栗、西瓜は年々増生産されている。

利用事業

理容、美容 昭和三十五年開設以来組合員の求めに応じている。

製造事業

昭和三十年開始した学校給食用パンの製造は、川内、重信両町学校の需用に応じ毎日六千乃至五千二百個を供給している。児童生徒数の減少で余裕ができたので市販パンの製造をはじめている。

指導事業

営農指導員二名 一般と果樹の分担部門で活動している。毎年十二月農業祭を行ない、四十、四十一年度は家具展示会を併催した。

共済事業

生命保険 四九三件 契約高一〇、七三〇万円  
建物・火災保険 五二二件 二〇、六六〇万円

最近の施設の拡充

(四一年末調)

昭和41	件	構造	経費
三	理容、美容部新設		万円
〃	稚蚕共同飼育所新設（河之内）	木造六五坪	二〇〇
六	保免岡地委託開畑（みかん）	十三町	一、四〇〇
〃	本館新築（五月一日）	鉄筋二階 建二〇五坪	一、七〇〇
三	購買部店舗改造拡張倉庫建築	八五坪	二〇〇
四	製パン工場新築	六坪	四五〇
〃	宿野岡地造成（みかん、桑）	七町	七〇〇
四	大日浦（和田丸）岡地造成（みかん）	八町	一、五〇〇
〃	松皮稚蚕共同桑園造成	五町	七五〇
〃	板屋の子協農桑園造成	四、三町	
〃	稚蚕共同飼育所新設	二四〇坪	一、七五〇

## 六、道前道後水利開発事業

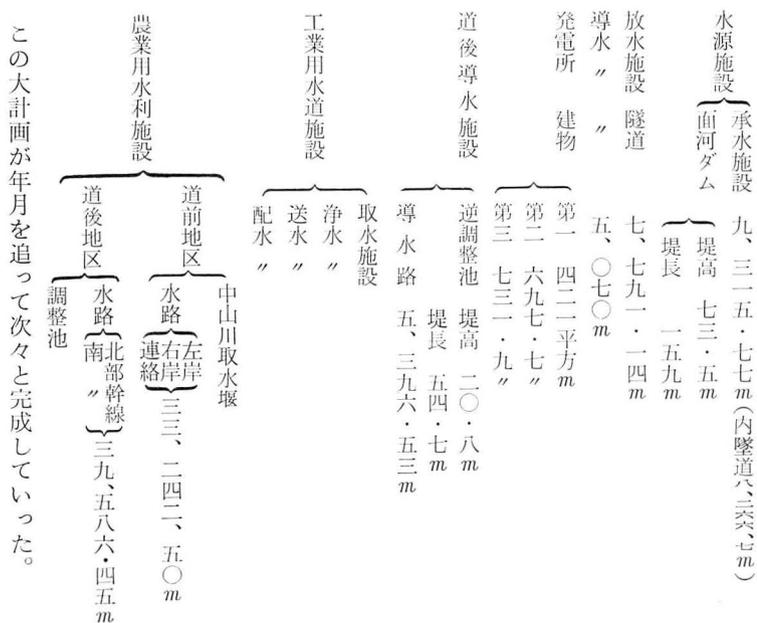
(愛媛新聞昭和三九・八・二〇 参照)  
 (県公営事業局発行資料)

### (1) 経過の概要

面河川から仁淀川に集まり太平洋に注いでいる水を、水源地で承水してダムのため、四国山脈を横断して黒森峠(九八五米)をはじめ、幾つもの山や丘を打ち抜いて水路をつくり、道前道後平野に導いてこれを発電所に通し、農地へ又工場へ分けて増産をはかって瀬戸内海へ流すという大計画が構想されたのは昭和二十三年頃からである。その後実現のために昭和二十六年久松知事の提唱と関係市町村の協力によって、貫徹期成同盟会が生れて推進していった。故自民党砂田重政や時の農林省次官渡部伍良らと、県の関係者との熱心な努力が実を結び研究調査が漸くまとまり、国営県営として農林省や県公営事業局の出先機関が設けられるようになった。

昭和三十三年五月松山市枝松に農林省の道前道後水利開発事業所が設けられて、面河ダム用地の買収、高知県との水利交渉も妥結して、昭和三十四年十一月面河ダムに通じ

る道路工事に着工、面河ダム、発電所、道後平野北部幹線水路と工事は開始されて、



この大計画が年月を追って次々と完成していった。

(2) 川内町内での事業状況

県営事業局 滑川出張所 昭和三十五年七月二三日開所

海上出張所 昭和三十五年七月二三日開所

農林省道後支所 南方市場 昭和三十六年一月二九日

開所

買収された用地 一町二反六畝一步

地上権設定面積 三反一畝二五歩

工事の進捗

第一、第二、第三発電所間の放導水路、第二第三発電所  
 工事が昭和三十五年から、西松組、鹿島組、熊谷組、清水建設  
 の数百人の手によって、つづいて逆調整池、道後導水路、  
 南北分水施設、道後平野北部幹線用水路工事が、奥村組、  
 藤田組によって開始された。海上、落出、松瀬川、松皮、  
 且ノ上にはそれらの事務所、飯場ができた。この資材と労  
 務によって所定の工事が昭和三十九年までに遂行された。  
 道後平野南部幹線用水路工事は、昭和三十九年からはじ  
 められて、昭和四十一年十二月には完了の予定。又道前平  
 野幹線用水路工事も同時に開始されたので本事業の全部の  
 完了するのは昭和四十二年頃であろう

(3) 事業運営はじまる

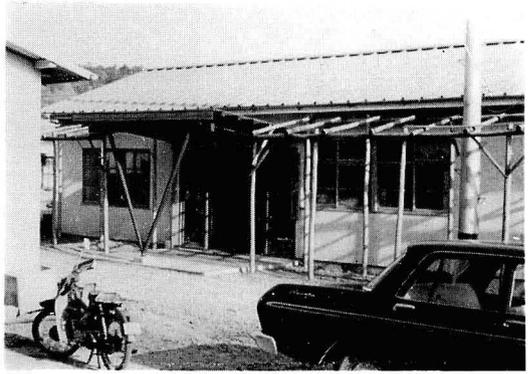
県営においては海上、滑川の出張所が廃止されて、新に  
 道前道後発電所事務所が第三発電所に、  
 “ 用水事務所が落出におかれた。  
 事業運営効果を数的にみると、

業別	事業開始	業位	用量	内容	効果
発電事業	昭和元、一、六 四月から ル運転	県下最大 発電量 二、八、二〇 KWH	年間 日量一〇万 六千トン	昭和元、一、六 月三〇	一KW三円
	九万戸分			として 三億円	
工業用水	昭和三九、四 水につぐ 第二位	銅山川用 水につぐ 第二位	日量一〇万 六千トン	五トン散水 車二万台	一トン四円 として 四億円
農業用水	昭和元、六 道後北部の み	愛知用水 につぐ関 西第一	受益面積 三、〇九四 ha	増収 五、六五石	五億円

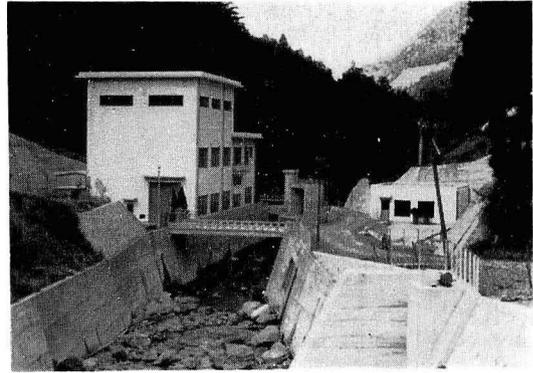
  

南部幹線	北部幹線	分水位置	支配面積	かんがい期間	最大分水流量
四号 高木対岸川	二号 松瀬川	吹上池	一八六、一 ha	三九、九六九 m <sup>3</sup>	〇、二七三 m <sup>3</sup> /sec
三号 高木対岸川	一号 安国寺	吹上池	一〇〇、〇 ha	一七、九七 m <sup>3</sup>	〇、〇六五 m <sup>3</sup> /sec
二号 保免	二號 松瀬川	吹上池	一〇〇、〇 ha	四八、二五 m <sup>3</sup>	〇、四四二 m <sup>3</sup> /sec
一号 安国寺	三號 北方	吹上池	一八六、一 ha	一九、六六〇 m <sup>3</sup>	〇、〇五九 m <sup>3</sup> /sec
四号 高木対岸川	二號 松瀬川	吹上池	一〇〇、〇 ha	五、〇一〇 m <sup>3</sup>	〇、〇二六 m <sup>3</sup> /sec

(sec...1秒間のこと)



道前道後平野農業水利事業所道後支所  
大字南方市場（昭和36.11.29）



道前道後第二発電所  
川内町滑川（昭和39年）



県用水管理事務所中山出張所  
川内町落出（昭和39.4.1）

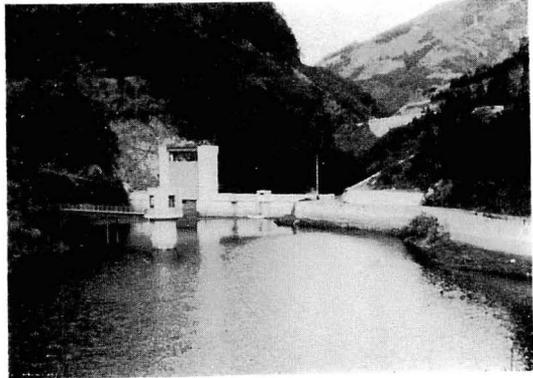
事業費一四七億円を投ずる大事業であるが全事業が完成のあかつきは、電力及び電力用水は松山や松前の工業地帯の発展を促し、農業用水は道前道後平野の農業構造改善の支柱となり、中央都市圏、新産業都市発展の原動力として大きな力を発揮して行くことであろう。

(4) 国営・県営建設事業を省みて

道前道後水利開発工事がまず滑川からはじめられ、又一

方では国道十一号線建設工事が根引を中心に河之内、土谷にわたって行われたため昭和三十五年から三十八年にかけては当地方空前の建設ブームをまき起した。

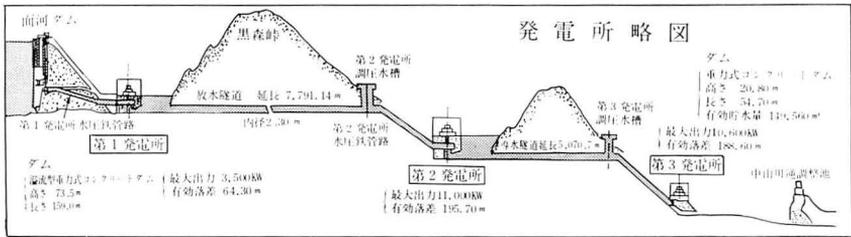
農林省・建設省・愛媛県の各官庁の出先機関、国営・県営工事の請負者の事務所及び労働者の飯場等が各所に建ち、それら各機関事務所の職員労働者の数も数百人に達した。滑川、土谷、河之内の一带にこだまする爆薬音、作業



中山川水力調整池 (昭和39年)  
道前逆調整池

服に身をかためた職員労務者の活動、器械化した作業、資材運搬のトラックの往来、就労者の家族の日常生活、日々に変容する地形、見るもの聞くものみな近代的建設事業の躍進振に驚くのであった。

労務者は、町外は勿論、県外者が多数であって飯場生活者や家族持もその異動が頻繁であった。飯場前に臨時のバス停留場が設けられたり、住民登録の役場事務も郵便も電話も増加し、学令児童生徒の転入転出手続も毎日のように起り、滑川、土谷、松瀬川、東谷、川上の各小学校では毎月の動態調査に特別に手数を要するのであった。中でも滑川校の如きは一時十数名の増加をみたこともあった。

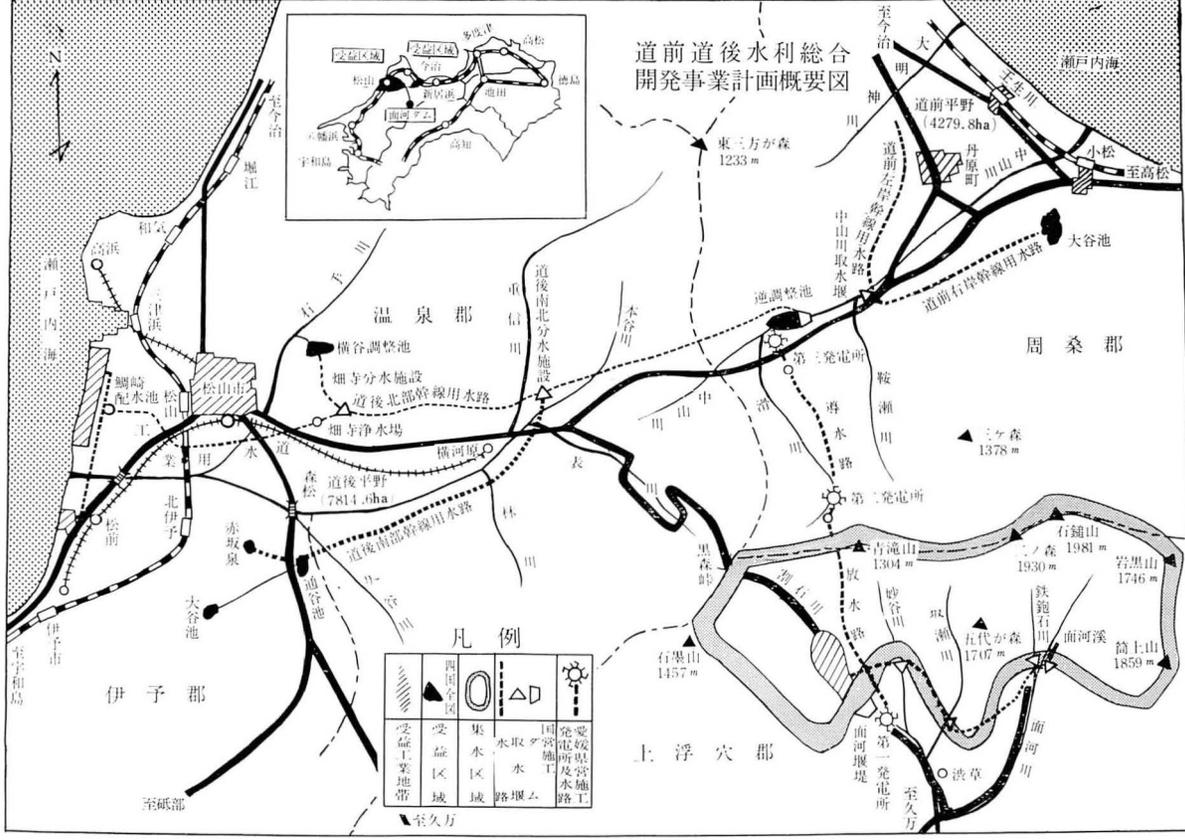


町内関係地区では臨時労務者に雇用される者が次第に多くなり、これまでの地方賃金より幾分か上がったためもあって、一時は町内で職人は勿論素人労務者でも人手不足で困る程であった。

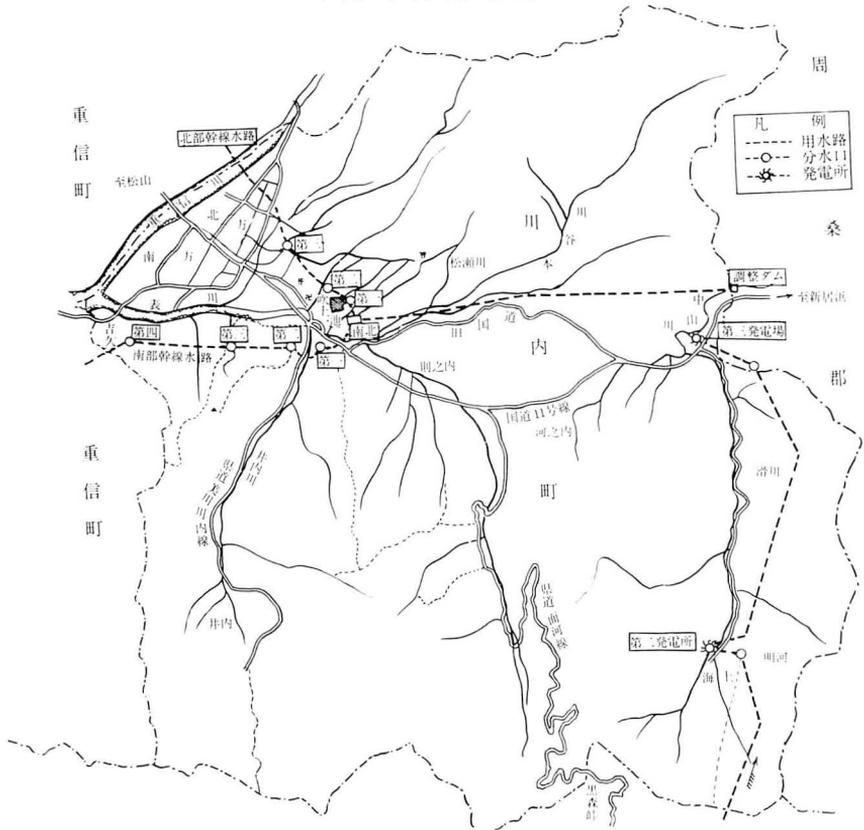
昭和三十六年十二月一日松山東警察署落出警察官駐在所が置かれ、巡査一名が常駐するようになった。しかし昭和三十九年三月三十一日廃止されるまでに火薬事故三件、傷害事故五件が起こったのみであった。

当時の賃金状況を参考までに記してみると、

最高	男	一、〇〇〇	一般	男	七〇〇
	女	五〇〇		女	三〇〇
最低	男	四〇〇	工事関係	男	一、八〇〇
	女	三〇〇		女	一、五〇〇



川内町内用水路図



建設工事を終った今あれこれ反省しみることもむだではなからう。

一、町内にできた施設を充分活用すること。

二、近代的建設意欲をもやしたこと。

資本金機械力科学技術の価値の認識を高め深めたこと。

三、名勝地が加えられたこと。

四、土地権の移動について、価格が次第につり上ること。

五、人情、隣保関係等が変ってきたこと。

## 七、商工業

### (1) 概況

道路の変遷と交通機関の進歩発展によって、商工業の盛衰は大なり小なりの影響をうけるものである。川内町の商店街もその例にもれず、昭和三十七年の国道

十一号線の改修完成によって、バス路線及び各種自動車が新国道を往来するようになり、従来の商店街は幾分さびれた感じをうける。しかしこれは旧道の車の往来が急に減じたことからうける感じで、国道交通は大半が通過交通の車であるので、実際の商工活動がさほどおとろえたのではない。商工業者は今後の経営方針として、地元需用の大幅吸収と、観光客の誘致を重点に固い決意の程を見せている。そのため三分の一地元負担で昭和三十七年滝の下から上砂に至る町道の舗装を完成し、水銀灯螢光灯の照明器の取付をして町を美しく明るくした。又店舗も相ついで改装されているし、規模の大きい新建築の店舗作業場が目立ち、町並は一段と近代的に気持よく整えられている。

顧客に対しては商業道徳に徹したサービスにつとめ、観光方面は町と協力して開発宣伝をはかり、地元民の福利、郷土の繁栄発展に貢献している。昭和三十九年において町内商工業の分布状況を調べてみると大要次のようである。これによって時世に即応した商工業の進歩発展をうかがうことができる。

業種	数	業種	数	業種	数	業種	数
日用品、食糧品、果物菓子	五	たばこ飲食業	三	牛乳	一	写真	二
衣料、雑貨	一〇	時計、販売修理、自転車、販売修理	二	浴場	二	籠細工	一
履物	四	劇場	二	ハイヤー	二	セメント	一
文房具、雑誌	五	自動車修理	四	美容	二	ブリキ工	一
化粧品	二	新聞販売	一	理容	五	あんま	三
菓	五	豆腐製具	一	表具	二	家具製販	一
金物、建材	三	古物	一	石工	二	農機具	一
魚、肉類	四	米穀、薪炭	一	左官	二	製米、精粉	一
電気器具、販売修理	三	パチンコ	一	大工	七	精米、精粉	一
石油スタンド、バンド、ランプ	五	質屋	一	洋和裁	一	鍛冶、水道	一
酒類	一八	宿屋	三	洋服	三	製傘	一
				印判	一	瓦製販	二

(2) 川内町商工会

(昭和三十九年八月調)

役員	会長	副会長	理事	評議員	監事	専務理事	渡部	賢猛
	大西 梅吉	宇和川 一				門田 兵太		
						渡部 賢猛		
役員数	二	六	八	二				
会員数	二二							
経常予算	五九、五〇三円							

協会長	自昭和六、六 大西 梅吉
最近の事業	研究 講演会、視察、実態調査 金融 融資斡旋 大売出し 合同売出し（年末年始） 観光 観光案内、農業祭、運動会等協力、町内防犯灯設置 町道舗装に協力

## 八、林業

### (1) 概要

川内町全面積の八〇パーセントに相当する八・八四八ヘクタールが森林で占められている。気候は温暖適雨で山間部の雨量は年一・六〇〇ミリメートルを越え、従って必然的に森林資源の育成を促している。顧みると当町の過去における民有林の経営に関しては、特に見るべきものはないのであるが、三内地区における町村条例で定められた地元保護組合による公有林の管理経営の実績が、全国的にその範として推奨せられたことは特筆に価するものである。

尚古くから学林が設置せられたこと、又主として川上地区

において早くから戸主会、主婦会、青年団、消防団等各種団体の造林が行なわれ、多大の成果を収め得たことは顕著な実績であるというべきである。

現在民有林の約六〇パーセントは人工造林である。然し最近外国材の輸入が増加し、代替材進出のため内地産木材の需要が減退して木材価格の低迷が続ぎ、これに加えて近年都市に対する労働力の流出も著しく、造林意欲の減退が懸念される状況にある。然るに林業は当町においては各種産業の基盤であり、農家経済並びに町財政の根幹であり、更に治山、治水、水源涵養その他公益上に至大な関係を持ち、一日も忽せにすることのできないのに鑑み、昭和四十二年四月十七日天皇皇后両陛下の行幸を仰ぎ、全国植樹祭が、本県において行なわれたのを契機として、森林所有者の奮起を促がし、林業の飛躍的な振興を期している。

然して当町の私有林の所有形態は、極めて小規模で森林所有者の八四パーセントが五ヘクタール以下に属し、その合計面積は全私有林の三八パーセントに及んでいる。最近国道十一号線の改修によって今後林業は他産業と共に将来に向って発展しなければならない。そのため町は県の指導

と援助を受け林業の基本対策として、森林生産性の向上、林道網の整備拡充、治山治水事業の強化、林業経営の近代化等について長期計画の下に事業の推進をはかるかたわら、経済林業の振興を期するための積極的な努力を払っている。元來林業はその経営に長期を要し、然も利廻りは低位であるから長期且つ低利な金融の途が開けない限り企業性に乏しい特異性を有するものである。けれども一方自己資本によって林業経営をなし、輪伐式の保続作業を行ない得るようになれば、あらゆる角度から考えてこれに勝る財産造りはないと思われる。ところが過去の私有林並びに公有林の植林事業の経営状態をみると、伐採にあたって伐採量を調整して保続作業に導き、林業経営の妙味を發揮するような途を講ずることが忽かせにされ、特に公有林においては戦時中軍用材、戦後戦災復興用材の供出、各種公共施設拡充整備に迫られて、利用可能期に達した森林は順次伐採することの止むを得ない事態を招いたことは甚だ残念なことである。このことは将来町の財政並びに健全な農家経済の確立について、林業経営上最も留意したことになる。

当町林野面積区分

総面積	
国有林地	八、八四八 <small>ヘクタール</small>
町有林地	四六七
官行造林	二、六五七
町営林	一、一八
県行日赤造林	一四〇
私有林地	二、三九九
法人所有林地	五、三八一
内訳	三、四三
	六一
	四

(2) 私有林の状況

(イ) 概況

• 私有林所有形態別戸数

区	分	戸	数	率
	一、〇	一	四二、六	〇、一
	一〇、〇	一	四一、一	六、四
	五〇、〇	一	四三、五	九、八
	一〇〇、〇	一	四五、二	四二、六
	一、〇	一	四五、二	〇、一
	一〇、〇	一	四五、二	〇、一
	五〇、〇	一	四五、二	〇、一
	一〇〇、〇	一	四五、二	〇、一
計		一、〇五九		

・民有林森林蓄積(国有林地、官行造林地を除く)

樹種別	森林区別		計
	三内地区	川上地区	
樹 杉	面積 一四、〇九八	面積 四、四六六	面積 一八、五六五
	蓄積 一、〇三三	蓄積 七四、三八九	蓄積 七五、四二二
樹 松	面積 一、四三三	面積 一、〇二二	面積 二、四五五
	蓄積 三、四〇三	蓄積 一、二八七	蓄積 四、六九〇
樹 櫟	面積 一、九二二	面積 一、五〇一	面積 三、四二三
	蓄積 一、九二二	蓄積 一、五〇一	蓄積 三、四二三
樹 雑	面積 六、二七四	面積 二、二六五	面積 八、五三九
	蓄積 八、八七五	蓄積 三、四三六	蓄積 一二、三一一
合 計	面積 二、二八九	面積 一、七二二	面積 四、〇一一
	蓄積 三、六三六	蓄積 一、二八七	蓄積 四、九二三
竹 地	面積 一、六二	面積 一、〇〇	面積 二、六二
	蓄積 一、六二	蓄積 一、〇〇	蓄積 二、六二

・林産物年次別表

種別	單位	生産量		単価	生産額	
		昭和三年	昭和四年		昭和三年	昭和四年
素材	m <sup>3</sup>	一、五〇〇	一、五〇〇	七、五〇〇	一、二四〇	一、八五〇
木炭	tn	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、五〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇
薪	石	一、〇〇〇	一、〇〇〇	七、五〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇
竹	束	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、五〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
皮	坪	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	七、五〇〇	七、五〇〇
シキミ	tn	一、〇〇〇	一、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇

(四) 造林の状況

川内町は杉・松の植林に適した土地がらであって丸太生産林業が主体をなし、一部櫟、檜、樺等は木炭原木として切炭が生産されていたが代用燃料の影響で需用が低下してきたので次第に稚茸栽培の原木に転用されている。年間一五八ヘクタールに造林が行なわれているがその苗木は主として町内二森林組合で、毛子床替生産された実生苗で七四パーセント程度がまかなわれている。杉苗木は將來精英樹選抜によつて育成された挿木苗木に切替えるよう県において準備が進められている。又町内で順次短期育成林業、林地施肥が進められている。

・最近の造林状況を森林組合調によると

	面積(ヘクタール)		植栽木数(千本)		山行苗生産(千本)	
	三内	川上	三内	川上	三内	川上
昭和三年	八〇、七八	五九、八五	一四〇、六三	三三三	二二三	三三八
昭和四年	九三、七五	七六、〇八	一六六、六二	三三〇	二七六	二九〇
計	七六、六三	八六、五五	一六五、一八	二八九	二九九	五八
					三九九	一七〇
					二五	三二八
					四六	五元

林業労働者の不足をカバーし生産性の向上をはかるため、木林の伐採から搬出まで機械による省力作業がとりに

れられてきた。現在川内町でワイヤー架線士の免許所有者が七五名に達している。又その販売も町内森林組合委託や個人の県森連の共販事業に直接参加するものもあるようになった。

・代採申請届出調

昭和 元年	保 安 林			普 通 林		
	三 内	川 上	計	三 内	川 上	計
三	三	三	五	七	二	一
四	三	三	五	八	二	一
				五	〇	三
				一	〇	五

・治山と林道

森林の保護育成については水源涵養林、土砂流出防備保安林等三、三〇〇ヘクタールに対し、毎年県の直営で治山工事が進められている。又林道は年々延長がはかられていて町道編入分を除き一八、〇九九米の延数をもっている。

(3) 町有林状況

(イ) 沿革

現在の町有林は昭和三四・三五両年度において国有林の払下げを受けた一二六・八ヘクタールを除き、総て元各地元部落の所有に属し、古来地元住民が必要に応じて入会し

て、牛馬の飼料又は緑肥原料の採草地、屋根葺用茅の採取地、自家用採薪地として使用していたものを、国や県のきびしい督励に基いて、それぞれ三内・川上・桜樹の各村に統一されたものであって統一の状況その後の管理経営については川内町誌に詳細記載しているが今その概要を記しておく。

三内地区においては明治四十四年台帳面積一、一六一町歩を十五地元部落から統一し、翌年施業案を作り直ちに造林に着手し、林野条例営林規程を制定し地元保護組合を設けて保護撫育に専念さすこととして、五六七町歩の第一期造林を完了した。つづいて第二次の林野整理を敢行して施業案の検討を行ない、大正十二年から第二期の造林に着手し、人工造林一九〇ヘクタール、天然造林八九七ヘクタールの造林を完了したのである。そして昭和十三年には農林省主催の四国公有林経営品評会において最高の特等賞を受け、又昭和二十九年には農林省公有林経営モデル地区に指定された。

参考 統一後五年に一回保護区域を総括して造林品評会を開催して経営の奨励に資し、撫育成績の優秀なるもの

に対しては、主間伐の二割以内の保護報酬を支給することにしてゐた。第一回品評会の（大正十一年五月六日）時の村長近藤金四郎氏の挨拶の一部を当時の記録から記す。当時の愛村愛林の熱情をうかがうことができる。

『一千町歩以上の部落有林野を村有に統一し、六百町歩に余つて植林し四百町歩以上の天然林を育成し、今から二十ヶ年か三十ヶ年かの先きでは無税村になるうかといふ本村の造林事業は、県下でもいや日本でも有名なたしいした事業であります。それ故私が大正八年村長に就職して後にも九州の方からや、山城の方からや、和歌山県の方からや、其他にも実に多数の人が視察に來られました。

その様に名に於ても他府県に迄きこえ、実に於ても將來村民の大幸福の源泉となる最も大切なこの事業を、私の時代になって下刈や其他保護の指導監督を怠つたがため、結構な林とならなかつたという様なことがあつては、事業そのものに対して大損害たるのみならず、統一以来保護区民の払つた大努力、（それはいやいややつたにもせよ大変な努力であつた）その努力に対しても、亦

村当局に立つてお世話下さつた人々の大辛抱に対しても誠に申し訳のない次第である。何とかして今の大事な下刈手入保護の時代をうまく過ごさせたいものである。植えるのは何処の保護区も相当に植えたが、下刈は不充分なのに違ひはない。今放任して置いては誠に由々敷いこととなる。こういう心配が一、二年前より私の胸を行き來しておつたのと、今一つは手入時代の成績を調べて置いて伐採分収歩合を定める資料とすることは、又、必要なことだとの考えが今度の造林品評会となつて生れたのである。』

川上地区においては四大字部落有に属していた林野を大正六年統一を完了すると同時に施業案を編成して造林に着手したのであるが、既に明治三十七年村が部落有林野百ヘクタールを借受け模範林の造成に成功していたことは、稀有の事績というべきである。

滑川地区においては元桜樹村当時四五三ヘクタールの賃貸地が四部落に分割設定されていたが、その後更に個人に再分割経営され、現在においては殆ど私有林化されている。尚桜樹村が丹原町へ合併の際十一ヘクタールの村対滑

川部落分収造林地と若干の採薪地が、桜樹村財産区有に帰属したのであるが間もなく伐採され再造林計画がたてられている。

(四) 町有林の管理状況

・川内町有林管理区分別面積総括

(昭和三十五年二月県林務課作成)

区分	面積	備考
直営林地地区	一五七、二八 <small>(ヘクタール)</small>	
分収林	一、二八六、二七	部落保護組合 二六 東温高校演習林 (四、九) 青年建設班 四一 婦人会 四一 その他 (一〇、)
学校林	一六三、二六	
消防林	七、五九	昭和三十七年黒森に植栽、消防団管理
神社林	一五、三三	三神社、氏子経営
採薪草萱	三三、六六	十六保護区
部落施業林	一〇〇、六〇	四保護区 分収 九七一
貸付	四、七六	滑川四部落
官行造林	二一七、二三	

計	日赤造林	県行造林地区	内訳	
			分収林	採薪草萱
二、六五七、三三	四八、五七	九二、六四	三〇、〇〇	七五、五〇
		五〇町 日浦地区 昭和三年御大典記念 四二町 奥松瀬川 昭和十七年 紀元二千六百年記念		



奥松瀬川シダオ、町直営林(4号山)  
杉、松 55年生 面積 10 ha



川上小	川内中	東温高校	大根木	久尾	歳元	中野	黒岩	川東	惣田谷	保免	和田丸	保和	永野	一ヶ谷	則之内	狩場	間屋
		四、九〇	二〇、五〇	二、九三	二、三三	三、九五	三、七八	一五、一九	七、〇九	三〇、四五	四、六一	二九、五〇	六〇、八五	四三、九三	五、七五	六、四九	二四、二九
二、三三	四三、六一																
				一、六五	一、〇三	〇、九五	二、二八	一七、〇六	二、四一			六、〇六			六、四三	二、五七	
二、三三	四三、六一	四、九〇	三三、一五	三、九六	三三、二八	二五、四九	三四、〇六	一六八、三五	七六、五〇	三〇、四五	四六、六一	三五、五七	六〇、八五	四三、九三	六三、一八	七三、〇六	二四、二九

種別	面積 (ヘクタール)		蓄積 (立方米)
	面	積	
樹	三六、六九	八、〇二八	
葉	七一三、五四	一一、一三二	
針	一八九、〇九	九、九八四	
計	一五七、一、四五八、一八	一五、三三、三九〇	一七六、四九九、二、六五七、三三
県行造林	九一、六四		九一、六四
日赤造林	四八、五七		四八、五七
官行造林	三、〇〇	一一、六三	二七、三〇
吉井神社		六、九三	六、九三
三島神社		五、六〇	五、六〇
三島神社		二、七二	二、七二
氏之宮		七、五九	七、五九
消防団			
松瀬川上小	三六、六八		三六、六八
西谷小	二七、一四		二七、一四
東谷小	一六、四七		一六、四七
土谷小	六、七四		六、七四
松瀬川小	七、一〇		七、一〇

町営林蓄積状況 (直営、分収、学校、消防、神社林調)

合	計	一、六三二、四五	四四、五三二
		一、二〇九、三二	
樹	計	四二二、一三	一四、三八八
		四二〇、九〇	一四、三五六
葉	計	一、二三	三二
		一、二三	三二
広	計	一、二三	三二
		一、二三	三二

●最近の町有林の造林状況

(貸付地、官行、日赤、県行各造林を除く)

年度	事項		分収林		直営林		合計	
	面積	本数	面積	本数	面積	本数	面積	本数
昭和六年	ヘクタール 一五、四六	五、五〇〇本	二四、〇〇	一〇〇、〇〇〇	三九、四六	一五四、五〇〇	三九、四六	一五四、五〇〇
三九	二〇、八一	八二、八〇〇	一、二〇	三、六五〇	三三、〇一	八六、四五〇	三三、〇一	八六、四五〇
四〇	二、九六	五〇、五〇〇	〇、〇七	一、七七一	二、一六六	五二、二七七	二、一六六	五二、二七七
四一	五、〇〇	一九、〇〇〇	—	—	五、〇〇	一九、〇〇〇	五、〇〇	一九、〇〇〇
四二	一〇、〇七	三六、一〇〇	—	—	一〇、〇七	三六、一〇〇	一〇、〇七	三六、一〇〇
計	六三、六三	二四三、九〇〇	二五、六〇	一〇五、四三三	六九、八三	三四八、三三三	六九、八三	三四八、三三三

(ハ) 町と保護組合との分収状況

三内地区における第一期造林に対しては、村六〇パーセント地元組合四〇パーセントとし、更に奨励の意味におい

て造林成績を勘案して保護組合の歩合を六〇パーセントまで増額することを得ることに定め、第二期造林に対しては村三〇パーセント保護組合七〇パーセントと定めていたが、合併後は旧村当時両地で区々であったものを全部統一して町二〇パーセント保護組合八〇パーセントに改訂した。

官行造林一一八ヘクタールは川上地区の入会地を整理して官行造林法に基き、大正十二年元の川上村と国との契約により造林せられたものであって、相当の造林成績を収め既に殆ど伐採を終了している。しかして国から町に交付される収益金（全収入の五〇パーセント）は現在交付済の金額五千万円余に上っている。この分収金は契約当時から全部地元部落民に交付されることになっていたが、その配分方法につき具体的な取きめがなされておらなかったため、一時部落民の間において問題化されたのであったが、林業の如き長期にわたる事業に関しては、事前に入念慎重に手続きをととのえておく必要があることの教訓を残して円満解決を見、跡地造林に邁進することになり、着々と進行している。

昭和三十一年～三十八年度町有林区分別売却取得金額

区分	内訳	売却金額					森林組合		町		地		徴		摘要
		金額	経費	分担金	取得金	元交付金	収	額	額	額	額	額			
分	林	二七、三三三、四五七	一、七九一、六六四	一、八二七、三九二	五、四八七、九四八	三三、二七六、四五四	五、五七、三八	四、八	追加地元交付金	一、七六〇					
採	地	六、九七〇、〇〇〇	〇	三〇九、一〇〇	〇	六、七六〇、九〇〇	三、九一、九四〇	四、一	追加地元交付金						
直	林	二六、〇六五、八七六	二四、〇〇〇	一、七八八、五八〇	二四八、四七七、八七七	一、〇四三、四四五	三、九一、九四〇	四、九	追加地元交付金	三、〇〇〇					
学	林	一九、五〇六、五四	〇	五三四、〇七六	三、二四七、〇〇〇	一、五九二、五五〇	元二、五五〇	三、一							
消	林	八、三九一、七〇〇	〇	一八、〇〇〇	五、九一〇、四一一	二、二七九、九二九	一六二、二六〇	一、四							
神	林	一、二五、〇〇〇	〇	〇	〇	一、〇二、五〇〇	〇	〇、二	追加地元交付金						
県	林	四、九四七、五九四	〇	〇	〇	四、九四七、五九四	〇	〇、八							
日	林	二、四七六、一六三	〇	〇	〇	二、四七六、一六三	〇	〇、四							
官	林	四四、八八四、四六七	〇	〇	〇	四四、八八四、四六七	〇	七、三							
計		六三、三七、八一	一、八三三、六六四	四、二八五、〇三七	三三、二三三、二〇〇	三〇二、〇八五、八八〇	一〇、一八五、九四八	一〇〇	追加地元交付金	三二、四八三					
売却金額に対する		一〇〇%	〇、三	四、〇七	五、〇四	四八、六			利子	八八二、四七三					
取得割合															

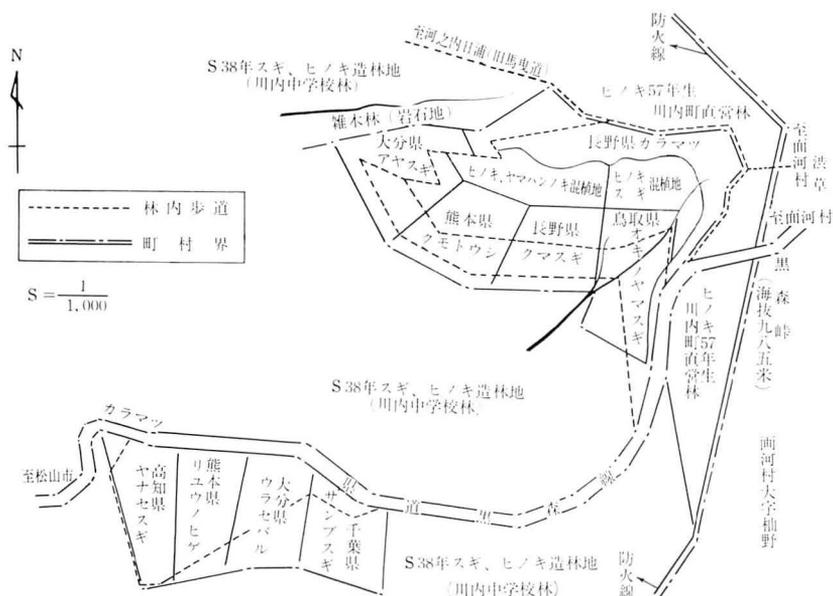
割石東山固有林買受地収支額

買受年月日	第一回		計
	昭和四四年三月五日	昭和五年一月三日	
買受面積	三六、一九六ヘクタール	八七、三三三ヘクタール	一二三、五五五ヘクタール
買受価格	五、〇一〇、〇〇〇円	九二、八〇〇、〇〇〇円	一四三、九〇〇、〇〇〇円
立木売却収入	六九、七〇〇、〇〇〇円	一三六、二二五、五二二円	二〇五、九二五、五二二円
買受延納代金支払	五三、〇五、六六八円	九五、三三、七六六円	一四八、三九、四三四円
買受事務費	七、〇〇〇円	七、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
差引収入額	一五、八四三、三三三円	四、一九九、七六六円	五、〇四三、〇九九円

(二) 国有林の払下げと跡地造林計画

昭和三十四・三十五両年度において黒森峠にある国有林一二五ヘクタールを一四、二九〇万円の価額で払下げを受け、松を主体とする杉・広葉樹の立木を二〇、五九八万円で処分し跡地造林を行った。内四・九ヘクタールを東温高校演習林として貸与した他、七・五九ヘクタールを消防団造林地に、四二・六一ヘクタールを川内中学校林に指定した。尚特別研究として、高地帯見本林地等も設けられている。

川内町割石東山黒森峠見本林施業図（昭和39年4月植栽入面積 1.2 ha）



(4) 高地帯見本林

高地帯見本林の設定

川内町の森林面積は、八・八四八ヘクタールであるが、その内で海拔七百米以上の分は、全林野面積の約三〇パー

見本林植栽本数明細

計	愛媛県	滋賀県	長野県	大分県	熊本県	長野県	鳥取県	高知県	熊本県	大分県	千葉県	生産県別	品名	木数	摘要
十二品種	ヒノキ混植	ヤマハンノキ	カラマツ	アヤスギ	クモトウシ	クマスギ	オキノヤマスギ	ヤナセスギ	リュウノヒゲ	ウラセバル	サンブスギ				
三六〇〇	三五〇〇	一〇〇〇	一五〇〇	六〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇				
	所要経費 七六、五九円	ヒノキ 一一〇〇	スギ 一一〇〇												

セントの三、〇〇〇ヘクター程度が見こまれる。この林地に造林された杉・松は生育良好で、過去において寒害・雪害・風害等の気象災害で、大被害を受けた事例は殆どなかった。所が昭和三十七・三十八の両年にわたる積雪は、河之内割石東山黒森峠で、二米内外に達し交通杜絶四ヶ月に及んだ。この積雪によって、高地帯森林の杉、松立木の雪折れ・雪倒れ・寒害枯損・風害等の民有林における被害甚大で、被害額、数千万円と予想されている。これら高地帯災害地の雪起し、補植作業の労務、資材費の出費等、普通造林費以上の労力と経費を要し、又地域によっては、手直し不可能な状況の所もあった。これに対し、国・県等から災害助成は受けているが、あまりにも被害甚大のため、愛林・造林の意欲の減退を生じている有様である。

この不可避的な天然被害の現況に対し、町としては、森林生産力の増強のためにも、林業経営の近代化を推進する上にも、今後起りうる気象災害を未然に防止し、或は被害を最少限度にいくとどめる対策をたてる必要があるになってきた。そこで黒森町有林内の一部に、在来の地杉・松よりも耐寒性の強いと見られる、前記地方の優良樹種で、し

かも経済効果も大きいと考えられる苗木を、見本的に植栽培養してその成績を、町内森林所有者は勿論、県内高地帯森林経営者の、将来における参考資料に提供する目的で見本林を設定した。見本林計定場所、大字河之内割石東山乙一、六二四番地の内

面積 一一反三二五歩（一一・九六一平方米）

(5) 森林組合

(イ) 川上森林組合

組織	昭和三九年	昭和四二年
	同上	同上
役員	組合長 永井 為藏 理事 今井 勇、高須賀久雄 三津山啓造、田中正親 森 房義、和田 義雄	
職員	監事 大西 時久、大石喜太郎 高須賀 実	
組合員	五〇六	二一
出資	一、〇五七、〇〇〇円	一、五七六、一〇〇円

- ・事業
  - 金融事業
  - 生産事業 播種苗圃育成、床替、等

購買事業 苗木、肥料、椎茸種苗打込器等のあっせん  
 販売事業 加工材、受託加工、パルプ製足場材の取扱  
 利用事業 県単林道の開設、最近のものには  
 匡王寺線 四六五米、唐子谷線 四〇五米  
 本谷線 一一米

(四) 三内森林組合

職員	組合長 近藤 朝見	昭和三十九年	昭和四十二年
	理事 池川 光永、渡部 重雄、佐伯 十郎 八木 伸好、菅野 豊典、池川 好房、近藤良太郎 八木 岩市、近藤 晋、近藤 光永、高須賀秀吉 近藤 末広、近藤 貞義、菅野 豊典、田中 博英 白戸 年政、菅野 甘井 清務、十亀 朝見 近藤貴志雄、渡部 茂 神野 正策、山本 義房 近藤貴志雄	昭和三十九年	昭和四十二年
職員	二	二	二
組合員	五六九	六二〇	二
出資	九九二、五〇〇	二、四五六、〇〇〇	

事業  
 金融事業 経営資金の借入  
 生産事業 直 営  
 購買事業 苗木、木炭、種苗、肥料の扱い  
 販売事業 足場用材、一般用材、パルプ材の扱い、賃加工、椎茸

利用事業 三輪運送、索道扱い、最近のものには瘠悪林地開拓七町  
 (6) 愛媛県林業試験場

一、沿革

昭和三五・三・一〇県林業指導所を川内町一ヶ谷に移転、これには本町が適地であったことによるは勿論、用地、建物等に大いに協力したことが実を結んだものである。

昭和三九・四・一県林業試験場と改称

二、主要業務

- 林業に関する試験研究調査
- 林業技術の実用化に関する試験研究
- 林業技術の講習
- 林業相談
- 樹苗養成事業
- 試験項目(三十九年度分)
- (一) 育 種 スギ発根率
- (二) 土壤肥料 採種園台木
- 成木施肥
- せき患林改良

苗畑土壌分析と肥料設備

スギの成育及び材質に及ぼす肥料

(三) 経営 林業生産技術の体系化

スギ林分立木密度

アカマツ林施業改善

外国松類導入

四 保護 苗畑における殺虫剤の効果

針葉樹に加害する小

蛾の生態

地拵、下刈作業の薬

剤使用効果

(五) 特産 しいたけ栽培

(六) 種 苗 苗畑除草剤効果

尚毎年催される県農業祭(十月一・

二・三日)にはその会場の一つとなり

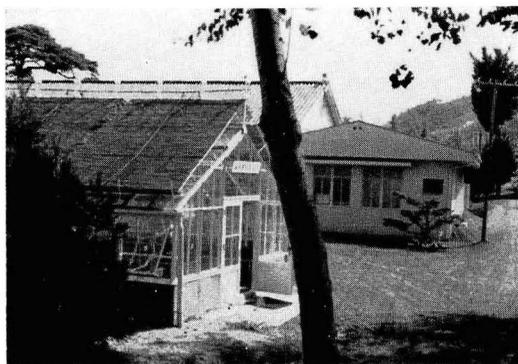
町内外から多数の参観者が集まり、そ

の植栽樹種や、展示品に啓発されるの

である。



県林業試験場(昭和 35.3.10)  
川内町則之内一ヶ谷

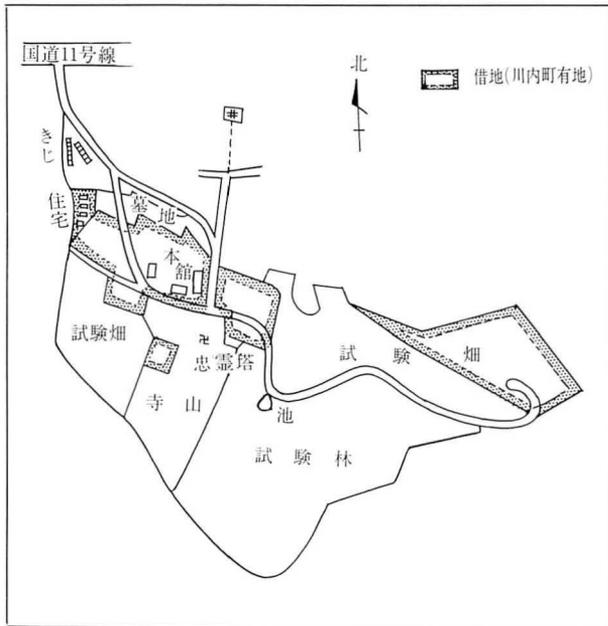


県林業試験場試験室

三、土地

計	借地	県有	区分
二七、二〇	—	二七、二〇 <sub>a</sub>	試験林
二七、八五	一三、三〇	一四、五五 <sub>a</sub>	試験畑
二六、四	一三、三	一三、一 <sub>a</sub>	苗畑
六、〇〇	四〇、〇〇	二、〇〇 <sub>a</sub>	その他
六三七、三五	一八、六〇	四三三、五 <sub>a</sub>	計
			備考

四、林業試験場構内略図



一、教育委員会

第八章 教育文化・民俗芸能

宗教

(1) 教育委員と事務局

昭和三十年四月二十五日、町村合併促進法の改正特例によって選挙手続を省き、旧三内村、川上村の教育委員八名が互選して四名を決定し、議会選出委員を加えて、川内村教育委員会が発足した。

氏名	住所	任期	退任理由	備考
委員長 佐伯藤三郎	松瀬川	昭和三十、四、二五	任期満了	
委員 伊賀富美枝	北方	昭和三十、四、二四	任期満了	
” 三河 孟土	谷	”	”	
” 宇和川 一則之内	方	”	”	
” 大西 梅吉	南方	”	”	
教育長 永野 正松	山	”	”	
				議会選出 事務局職員 二名

合併による委員の任期一ケ年のため、昭和三十一年四月選挙制最後の委員公選が行なわれた。しかし立候補者が定員と同数となったので無投票当選が確定し、四月二十五日には次のように委員会が成立した。

氏名	住所	任期	退任理由	備考
委員長 大西 梅吉	南方	昭和三十、四、二五	任期満了	議会選出
委員 池川 光永	則之内	”	”	
” 近藤 嘉代	河之内	”	”	

委員	相原 勇吉	久	昭和三十一年六月三十日、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）が公布され、十月一日から実施されることになり、町長の任命による新委員が任命され十月一日新委員会が発足した。
教育長	伊藤 茂男	方	
	永野 正松	山	
			任期満了
			事務局職員 二人

氏名	任期別	住所	
教育委員	高須賀筆一	四年制委員	北方 委員長
"	高岡 繁市	四年制	三、〇から委員長
"	渡部 ミヤ	三年制	
"	門田 義策	二年制	
"	永野 正	一年制	
		滑川	教育長
		松山	

委員会事務局職二名。合併当時事務局は三内支所にあつたが、後に旧川上村役場本庁に移転した。その後昭和三十一年九月十日新庁舎の建築が完了したので、事務局もそれに移った。

その後の異動次のとおりである。

氏名	住所	就任	退任	備考
教育委員	永野 正松	山	三、九、三〇 任期満了	教育長
"	門田 義策	滑川	三、九、三〇 辞任申出	教育長
"	仙波 直記	北方	三、一〇、一 任期満了	教育長 三、一〇、一再任
"	玉井 明憲	滑川	三、一〇、一 任期満了	門田委員補員 四、一〇、一再任
"	神野平五郎	則之内	三、一〇、一 死亡	委員長
"	東 太市	則之内	三、一〇、一	神野委員補員 七、一〇、一再任
"	渡部 ミヤ	南方	三、一〇、一	三、一〇、一再任
"	高須賀筆一	北方	三、九、三〇 任期満了	三、一〇、一再任 三、一〇、一再任委員長
"	高岡 繁市	則之内		三、一〇、一再任委員長
"	田中 実北	北方	三、一〇、一	

事務局職員は昭和三十五年五月一日栄養士一名、同三十六年九月一日、社会教育主事一名が設置された。次で昭和三十八年四月二十二日中央公民館の新築が竣工したので、事務局はその一室に移った。



## 二、学 校 教 育

### (1) 教育行政方針

教育の政治的中立と教育行政の正常安定化を図ることに  
よって、正しい教権を確立することが第一の課題であつ  
た。昭和三十二年愛媛県においては、全国にさきがけて教  
員の勤務評定を実施することにしたが、当時は本県でも日  
教組の活動が盛んで勤評の実施は勿論、その他何事によら  
ず文部省、県教委の教育意図に反対し、正常な学校教育の  
運営に支障があった。国家民族の興隆は、正常にして堅実  
な教育事実によって成されることは説明を要しない。そこ  
で本町教育委員会としても教育行政機関の同一系統にある  
文部省、県教委と一貫した教育観を確立して、学校管理の

採用 決定	採用者数 男	採用者数 女	入 学 学 校	一人支支給支給 給月額開始終了
昭和三十二年	一	二	県立東温高校	一、〇〇〇
三、四	一	二	松山工業高校(繊維科)	一、〇〇〇
三、四	一	二	松山商業高校	一、〇〇〇
三、四	一	二	東温高校	一、〇〇〇
四、四	一	〇	松山商業高校	一、〇〇〇
四、四	一	一	東温高校	一、〇〇〇
四、四	一	二	松山工業高校	一、〇〇〇

強化を図ると共に教員思想の健全化に努めた。

### (1) 学校教育と管理行政

・人的管理―制度の運営如何は人にありて、学校教育に  
おいても結局優良教員を招致しなければ教育の成果は挙が  
らないので、人的管理の良否こそ教育行政の中枢をなすも  
のである。されば教員の配置編制について不公平のないよ  
う留意したものの、総ての学校について全員優良教員をそ  
ろえることは事実不可能なことであるので、先ず優良校長  
の招致に尽力し、校長をして部下教員の育成指導に当らし  
めた。尚教頭の人選については特に意を用い、真に椽の下  
の力持ちのできる人材を配置して校長補佐の任に万全を期  
せしめた。

・物的管理―学校の营造物、施設、備品等の管理につい  
ては、学校長が総括的責任者であることは勿論であるが、職  
員の事務分担表を作成せしめて、それぞれ責任の分野を明  
らかにし周到なる物的管理を行なわしめた。特に自作教具  
の工夫方を奨励したが、各校それぞれ特色のある教具を作  
成して、實際授業に活用し大いに学習効果を挙げている。

・運営管理―運営管理の主眼的目標は児童生徒の実力を

向上させるための教育活動でなければならぬので、特に次の諸条件について具体的に運用するよう強調した。

(イ) 学校長を中心として職員間の融和結合を第一とすること。

(ロ) 教員の組織、学級編制、事務分掌は適材適所主義を実施し、教育的意欲を旺盛にすること。

(ハ) 学校長の教育方針が学級経営の上に具現徹底すること。

(ニ) 文部省の指導要領を正當に理解し、各教科の縦横の連絡を研究して、系統的総合的指導に万全を期すること。

(ホ) 学校が良くなるというのは児童生徒が良くなることでなければならぬ。即ち知徳体のいずれにも偏せず、調和的健全教育の成績を挙げることに。

(ヘ) 一事貫行主義を以って、一つ一つ積重ねていく根気と継続力を尊重し、特色ある学校経営を發揮すること。

## (四) 学校教育と指導行政

(イ) 指導行政の重要性―指導行政は管理行政と同様教

育行政の完璧を期する上に、欠くことのできない重要な部面である。前者は主として命令監督によるものであるが、後者は主として指導助言を与えて学校活動の充実を期するにあるが、本町では専門家の学校指導主事がいないので、教育長が指導行政の面も担当しているのである。

教育長は機会ある毎に学校訪問を行なう外、校内研究会、同学年研究会にも必ず出席して指導激励している。

(ロ) PTAの指導 PTA本来の目的を誤らないよう常に正しい指導助言を加え、純粋な教育協力団体として健全に活動させている。

## (ハ) 幼稚園教育の振興

本町ではすでに昭和二十八年に、公立川上幼稚園を設置して、幼児教育につとめてきたのである。

時代の進歩に伴い幼児教育の重要性と必要感が次第に高まり、西谷・東谷両地区でも早くから地元民の希望により、それぞれ小学校に幼稚園設置基準に基づいて幼児学級を併設していたが、文部省の幼稚園義務制の方針も明らかに

なったので、昭和三十九年四月一日川内町立幼稚園に昇格した。

(2) 教育実績

○各種研究会の開催

第一回 自作教具展示会（川内中）

第二回 教科研究発表会（川上小）

第三回 主体的学習研究会（西谷小）

第四回 総合教育研究会（川上小）

第五回 十周年記念教育者精神高揚大会（川上小）

○文部省学力テストの成績

文部省主催による全国学力テストの結果は、毎年全校共県内で上位の成績を占めている。

○体育・芸能の振興

学力の向上を期すると共に、むしろその根底をなす体育・芸能の振興こそ重要である。各校共体育施設、芸能施設の整備充実を図り教科学習と並行して、これが振興進歩に努力をつづけた。

特に川内中学校では柔道・剣道の実施によって、心身の鍛錬を行ない、少年の不良化防止にも役立てている。

一般体育競技においても、逐次良い記録をつくりつつあるが、昭和三十九年女子バレー部が県大会で優勝の花を飾り、四国大会では第二位となつて、大いに名声を博したのは将来良き校風づくりへの一要素ともなるう。

(3) 学校長（園長）氏名

学校名	氏名	就任年月日	退任年月日	備考
川上小	加藤 栄安	昭和三年三月三十一日	昭和三年三月三十一日	退職
"	武智 惇	三・四・一	三・三・三	退職
"	佐伯 義朝	三・五・一	三・三・三	退職
松瀬川小	首藤 重忠	三・四・一	三・三・三	転出
"	渡部 豊重	三・四・一	四・三・三	退職
"	渡部 善四郎	四・四・一	四・三・三	退職
東谷小	二神萬次郎	三・四・一	三・三・三	退職
"	大城 光重	三・四・一	三・三・三	退職
"	曾我部 要	三・四・一	四・三・三	転出
"	高須賀 茂	四・四・二	四・三・三	転出
西谷小	渡部 豊重	三・四・一	三・三・三	転出
"	渡部 悦太郎	三・四・一	三・三・三	転出
"	越智 金吾	三・四・一	四・三・三	退職
"	戒田 潔	四・四・一	四・三・三	退職
土谷小	矢野 晋	三・四・一	三・三・三	転出
"	高橋 真喜	三・四・一	三・三・三	転出
"	乗松 良人	三・四・一	三・三・三	転出



(四) 中 学 校

項目	年度			計	年度			計	職 員 数
	昭和 三〇 年	昭和 三一 年	昭和 三二 年		昭和 三〇 年	昭和 三一 年	昭和 三二 年		
川上	三九六	三〇三	三〇三	七〇二	川上	三三	三三	三三	川内中
松瀬川	六五	四〇	四〇	一四五	松瀬川	六六	二二	二二	
三内	三〇七	三〇七	三〇七	九二一	三内	二二	二二	二二	
滑川	五九	五九	五九	一七七	滑川	一一	一一	一一	川内中
計	七六一	七〇二	七〇二	二一〇五	計	一一	一一	一一	川内中
川上	九九	九九	九九	二九九	川上	三三	三三	三三	川内中
松瀬川	三三	三三	三三	九九	松瀬川	六六	二二	二二	
三内	七七	七七	七七	二二一	三内	二二	二二	二二	
滑川	一一	一一	一一	三三	滑川	一一	一一	一一	川内中
計	一七〇	一七〇	一七〇	五一三	計	一一	一一	一一	川内中
川上	三三	三三	三三	九九	川上	三三	三三	三三	川内中
松瀬川	六六	六六	六六	一九八	松瀬川	六六	二二	二二	
三内	二二	二二	二二	六六	三内	二二	二二	二二	
滑川	一一	一一	一一	三三	滑川	一一	一一	一一	川内中
計	一一	一一	一一	三三	計	一一	一一	一一	川内中

(5) 学 校 経 費 決 算 額

年度	費 目					備 考
	昭和 三〇 年	昭和 三一 年	昭和 三二 年	昭和 三〇 年	昭和 三一 年	
三〇	二、七四三、四二八	二、八四八、七〇四	三、〇〇五、〇〇三	一、九三三、〇四〇	六八七、八五八	
三一	二、八四八、七〇四	三、〇〇五、〇〇三	三、〇〇五、〇〇三	二、一五九、三八四	九三三、六〇三	
三二	三、〇〇五、〇〇三	三、〇〇五、〇〇三	三、〇〇五、〇〇三	二、〇〇五、〇〇三	八二七、八八三	
三三	四、五五四、三二四	四、五五四、三二四	四、五五四、三二四	一、四八八、五五六	九七七、九九二	
三四	一、〇五二、七三八	一、〇五二、七三八	一、〇五二、七三八	一、六四四、七八八	一、一七〇、六三五	
三五	三、七三六、九四七	三、七三六、九四七	三、七三六、九四七	二、〇〇、四三三、一七〇	一、一九七、九〇〇	
三六	一、九三四二、九四一	一、九三四二、九四一	一、九三四二、九四一	二、七六〇、八二二	一、四五六、六四五	
三〇	二、七四三、四二八	二、八四八、七〇四	三、〇〇五、〇〇三	一、九三三、〇四〇	六八七、八五八	
三一	二、八四八、七〇四	三、〇〇五、〇〇三	三、〇〇五、〇〇三	二、一五九、三八四	九三三、六〇三	
三二	三、〇〇五、〇〇三	三、〇〇五、〇〇三	三、〇〇五、〇〇三	二、〇〇五、〇〇三	八二七、八八三	
三三	四、五五四、三二四	四、五五四、三二四	四、五五四、三二四	一、四八八、五五六	九七七、九九二	
三四	一、〇五二、七三八	一、〇五二、七三八	一、〇五二、七三八	一、六四四、七八八	一、一七〇、六三五	
三五	三、七三六、九四七	三、七三六、九四七	三、七三六、九四七	二、〇〇、四三三、一七〇	一、一九七、九〇〇	
三六	一、九三四二、九四一	一、九三四二、九四一	一、九三四二、九四一	二、七六〇、八二二	一、四五六、六四五	
三〇	二、七四三、四二八	二、八四八、七〇四	三、〇〇五、〇〇三	一、九三三、〇四〇	六八七、八五八	
三一	二、八四八、七〇四	三、〇〇五、〇〇三	三、〇〇五、〇〇三	二、一五九、三八四	九三三、六〇三	
三二	三、〇〇五、〇〇三	三、〇〇五、〇〇三	三、〇〇五、〇〇三	二、〇〇五、〇〇三	八二七、八八三	
三三	四、五五四、三二四	四、五五四、三二四	四、五五四、三二四	一、四八八、五五六	九七七、九九二	
三四	一、〇五二、七三八	一、〇五二、七三八	一、〇五二、七三八	一、六四四、七八八	一、一七〇、六三五	
三五	三、七三六、九四七	三、七三六、九四七	三、七三六、九四七	二、〇〇、四三三、一七〇	一、一九七、九〇〇	
三六	一、九三四二、九四一	一、九三四二、九四一	一、九三四二、九四一	二、七六〇、八二二	一、四五六、六四五	

(6) 学校施設の整備状況

年度	建築物関係	経費	校地その他	経費
昭和三一年	東谷小学校倉庫及び便所建築 西谷小学校給食室建築	円		円
三二	川内中学校第一期工事本館建築 松瀬川小学校給食室建築	一九、六四一、六五	川内中学校校地購入	一〇、四九九、五〇〇
三三	川内中学校第二期工事本館、特別教室建築	四、〇二四、三三三	東谷小学校プール建設 (PTA)	五〇〇、〇〇〇
三四	川内中学校特別教室(音、裁)建築 川内中学校特別教室(美、職)建築 滑川小学校給食室、教員住宅建築 西谷小学校屋根葺替	一、二八、〇九三 九〇〇、〇〇〇	西谷小学校校地鉄柵	
三五	川上小学校校舍整理、改築 川上幼稚園 川内中学校体育館鉄骨建築三七六坪	五、八五三、一七六 一七、八八八、五二七	西谷小学校倉庫新設	
三六	川上小学校講堂建築(鉄骨〆七五㎡) 川内中学校自転車置場増設	一三、九五五、二五八 一八七、〇〇〇	川上小学校鉄棒吊環設備	一一〇、〇〇〇
三七	西谷小学校講堂、幼稚園、図書室建築 (鉄筋四八五㎡)	一三、〇〇七、五七六 (内等七万は後援会)	川上小学校校地鉄柵 土谷小学校校地入口道路拡張 西谷小学校水害による校庭修繕 川上小、松瀬川小、西谷小、滑川小給食用 重油バーナー設置 川内中学校家庭室へプロパン設置 松瀬川小学校、ブロック塀、鉄柵工事	三三〇、〇〇〇 一〇、〇〇〇 五五五、〇〇〇 三三〇、〇〇〇 一、九、〇〇〇

三七	四〇〇、九六、二七八	六、三三五、六三三	一、一七〇、六四五	六、八六、〇三三	東谷小本館一七、〇六七、四九九 西谷小講堂三〇、七六六、五八八 川中プール七、五七三、四四〇	川中保健室二、八四一、〇四四 川中寄宿舎五、八五七、〇六五
三八	八、四三三、五〇〇	一一、七八八、八九九	一、三〇四、六四九	五、一九四、九七八		
三九	八、八九〇、三二六	五、五六六、二五五	二、三九九、五九六	五、四三三、〇五四		
四〇	一三、九〇〇、五二〇	四、〇八八、三三九	二、八二〇、六三四	六、七四、八二四		

三八	東谷小学校本館建築（鉄筋七五㎡）  （内一七〇六七、四元 一五三万円 P T A）	川内中学校プール用地購入建設（二五米一六米セコース） 松瀬川小学校吊環設置 西谷小学校滑り台等遊具設置 上谷小学校校地鉄柵 川内中学校玄関サッシュエ工事 校庭へ野口英世像建立	七、五七、一三四 六〇、〇〇〇 一四三、〇〇〇 二七三、〇〇〇 一四九、〇〇〇 寄贈
三九	東谷小学校校長住宅建設  六三〇、〇〇〇	松瀬川小学校はんと棒等遊具設置	八〇、〇〇〇
四〇	西谷小学校プール建設（二五米六コース）  （内一四、〇〇〇、〇〇〇 P T A）	川上小学校プール及び幼児プール （二五米一、二米六コース補助プール付）	三、三〇〇、〇〇〇 六、四三、〇〇〇
四一			

(7) 学校別概観 (沿革は町誌教育の章参照のこと)

(一) 川上小学校

沿革 明治二十三年北方、南方、松瀬川の三小学校を合併して川上尋常小学校と称す。  
明治三十一年十月三日現在地に校舎新築、爾後増改築あり。

位置 大字北方二六五五番地

昭和三十三年十二月十二日旧川上中学校校舎へ移転。

昭和三十五年旧校舎整理。

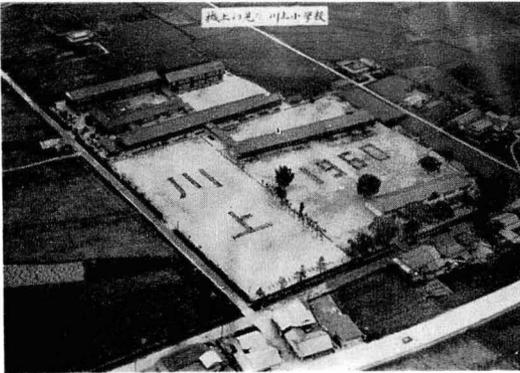
木造二階校舎移築 六二九平方米

木造給食調理室増築 一一二二 ”

施設

昭和三十六年講堂建築（鉄筋二階七五〇平方米）

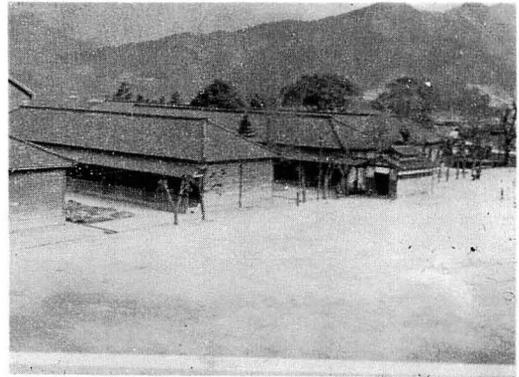
校地		内訳面積	
三、四九四	平方米	建物	七、七三三
		運動場	七、九四四
		その他	五、八三六



川上小学校全景（昭和35年校舎整備改築後）



川上小学校講堂（昭和36年）



川上小学校旧校舎の一部  
（平屋校舎は大正13年のもの）



川上小学校プール（昭和41年）

プール 昭和四一年七月竣工 二五米 六コース  
教員住宅 一戸 四五平方米

二宮金次郎像 昭和二六・七・二五 川上婦人会寄贈  
学校給食 昭和二六・二七・二八・二九 ユニセフ粉乳給食

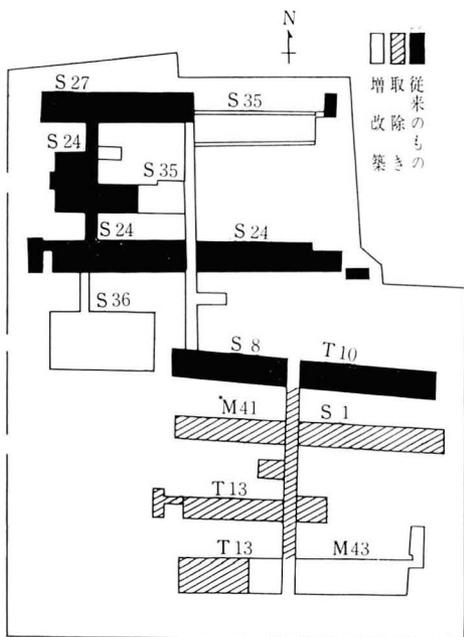
昭和二八・二九 みそ汁給食  
昭和三二・三三 完全給食

学校林 明治三十八年記念学林を造り村営で管理  
する。（二一・三二ヘクタール）

合併後町営林中から三十六町歩を分割して、川上・  
松瀬川両校の学校林とした。

特色 青少年赤十字団に加盟し、奉仕精神の高揚をはか  
る。

川上小学校整備備図



(一) 松瀬川小学校

沿革 明治二十五年十月一日 松瀬川尋常小学校と称す。

大字松瀬川一八六五番地

昭和四年十月 木造二階校舎に改築

昭和三十三年 旧松瀬川中学校舎を管理する。

施設

内	建物	一、四七六	面積 平方 米
	運動場	二、三四	
課	その他	九五〇	四、六〇

教員住宅

三戸

一一〇平方米

学校給食

昭和七年

みそ汁給食

昭和三十二年十月一日 完全給食

学校林 七・一〇ヘクタール

特色 理科教具の自作についてみるべきものが多い。

(二) 東谷小学校

沿革 明治三十九年二月十六日、これまでの河之内及び

之内尋常小学校の一部を統合して、三内第一尋常高等

小学校が現地に新設された。



松瀬川小学校全景  
(正面山麓の平屋は旧中学校舎)



東谷小学校校門から校舎を望む



東谷小学校本館（昭和38年）

プール 昭和三十三年 P T A 寄附  
 教員住宅 三戸 四一〇平方米

二宮金次郎像 昭和三十七年六月三十日

浅野金次郎寄贈

学校給食 昭和十六年一月一日

みそ汁給食

昭和三十年十二月十二日 完全給食

学校林 明治四十五年の財産統一の際部

落有林を分割する。その後一町二反を

有志が、一町歩を金比羅寺が寄附して

現在に至る。一六・四七ヘクタール

特色 地元民の熱意によって早くからプー

ル、相撲場、遊具等を設置して体育の向上をはかる。

#### （四）西谷小学校

沿革 明治三十九年二月十六日、これまでの井内及び則之

内尋常小学校の一部を統合して、三内第二尋常高等小

学校を現地に新設した。

位置 大字則之内乙八三五番地。

昭和三年 校舎大改築

#### 施設

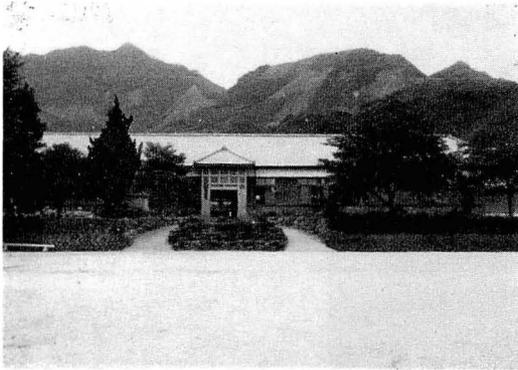
校地面積	建物	運動場	その他
六、二〇三	二、三〇七	二、六九一	一、二〇五

位置 大字則之内甲三三四番地。

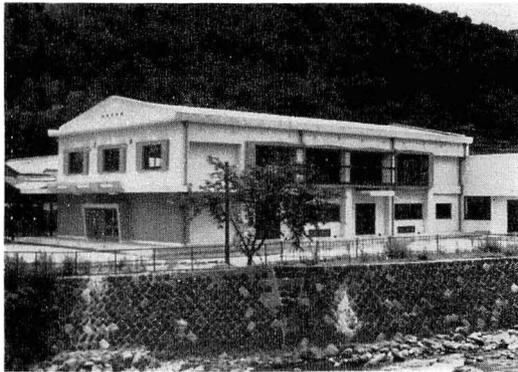
昭和十年一月一日 東谷と校名を改称す。

同 十二年 校舎増築

同 三十八年 本館鉄筋二階建校舎に改築 七九平方



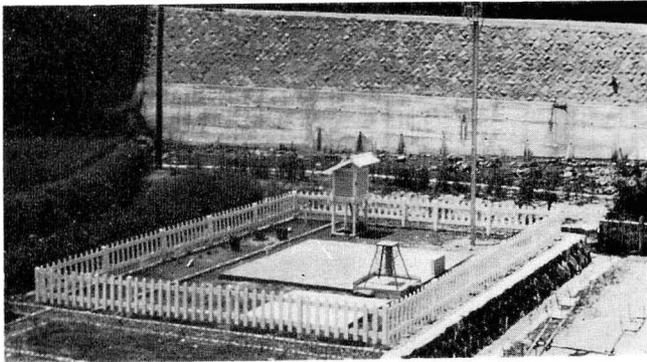
西谷小学校玄関



西谷小学校講堂（昭和37年）

昭和  
三年校  
下人会  
附。

治三十  
八年記  
念造林  
として  
村長戒  
能大次  
が五反  
歩を寄  
附。



西谷小学校気象観測所

施設

校地面積	建物	運動場	その他
五、八〇九 平方米	二、六四〇	二、一四〇	一、〇二九

ブール 二五米 六コース 昭和四十年  
気象観測所 昭和三十八年九月 PTA寄附

昭和十年一月一日 西谷と校名を改称する。  
昭和三十八年 講堂等鉄筋建築をする。四八五平方  
米

教員住宅 二戸 八五平方  
米

学校給食 昭和二十五年十一月 ミルク給食

昭和三十一年十一月八日 完全給食

学校林 明治三十五年八木仲五郎が二反歩の山林を  
寄附したのが

ことのはじめ  
で、その後明

山十一町歩を二百円で買収増反をはかる。昭和十三年各保護区から一戸当り五畝乃至一反歩を分割掘出させて今日の面積となる。二七・一四ヘクタール

特色 早くから主体的学習を研究し、各教科についてそれぞれ系統的な進歩をみせている。

(五) 土谷小学校

沿革 明治二十五年九月、土谷尋常小学校となる。

明治三十二年

稗畑に校舎新築

明治四十四年現

在地に校舎新築

位置 大字河之

内一〇九番地

施設

内		校地面積 二、四七〇	平方米
建物	七一五		
運動場	九五七		
その他	八〇二		



土谷小学校全景 (右端は講堂)

教員住宅 二戸 九一平方米

学校給食 昭和三十一年四月十日 完全給食

学校林 明治四十五年、財産統一の際部落林を編入したもの。内一部有志の寄附あり。

(六・七四ヘクタール)

特色 複式学級において能率的学習を進める。科学的研究

調査を実施している。

附記 多年懸案であった統合問題は田溝話し合いがついて

昭和四十二年四月一日から、土谷小学校を東谷小学校

へ統合することに決定したので、土谷小学校は三月三

十一日で廃校となる。

(六) 滑川小学校

沿革 明治十七年周桑郡桜樹村千原小学校滑川分校をお

く。

位置 大字滑川一五二三番地

明治二十五年 滑川尋常小学校となる。

昭和二十七年 二階建新築

昭和三十一年九月 校下地域が川内町に編入合併のた

め川内町立滑川小学校と改称する。

施設

課	内		面積 積地
	運動場	建物	
その他	一、四五六	一、〇七六	四、二二二 <small>平方米</small>

教員住宅

四戸一七八

平方米

学校給食 昭和三十五年三月一日 完全給食

学校林 昭和三十八年有志が自己の賃貸地を町に返

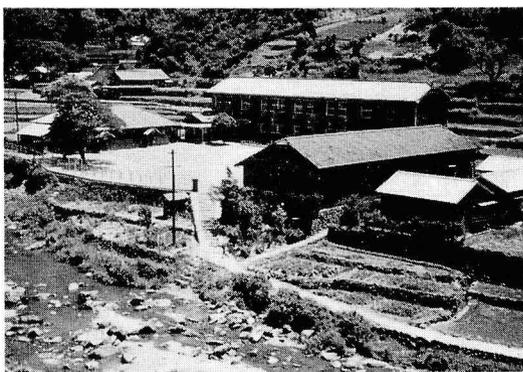
上し、その上毛を町が買上して学校林とし三十九年

にPTA植栽する。(五・二二ヘクタール)

特色 音楽、図工等美的情操教育を進めている。

(七) 川内中学校

(イ) 学校の統合



滑川小学校全景 (左端は講堂)  
(右の平屋旧中学校舎、その右は教員住宅)

本町内の、川上中学校と三内中学校は中規模学校であったが、松瀬川及び滑川両中学校はともに三学級の小規模学校で、町経費の効果的使途の上からも、又指導態勢の充実の点からも、中学校の統合は必須のことであり、町村合併の重要課題として取扱われてきたものである。統合実施の経過は次のようである。

昭和三十一年六月 中学校統合研究準備委員をつくり、二十名の委員で構想をたてた。

昭和三十三年三月 準備委員会は統合委員会に発展し、六十九人の委員で進捗することになった。その内専門委員十一名、土地交渉委員二十八名を選んで具体的に運ばれた。

昭和三十三年 用地が内定して、二十数回土地所有者及び耕作者との交渉を重ね、買取契約ができた。大字南方四七六番地を中心として。

建築設計完了、国庫補助申請。

昭和三十三年十一月二十一日 第一期工事を大同建設KKが請負い地鎮祭施行

昭和三十三年 第二期工事着工

昭和三十三年四月一日 川上・三内・松瀬川・滑川の四中学校を廃し、新たに川内中学校を設置した。

当分の間旧中学校教室で授業。

昭和三十三年十一月十五日 校舎建築完了して全校生徒を収容した。寄宿舎の整備終了。

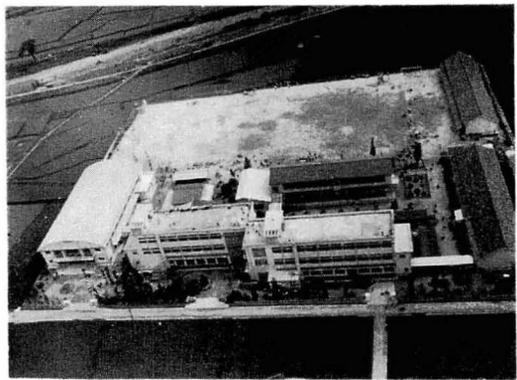
昭和三十三年十一月二十六日 落成式挙行。

昭和三十三年十二月一日 実質統合によって正式授業開始。同時に完全給食を実施した。

旧川上中学校舎

は川上小学校が移転使用。旧松瀬川、滑川両中学校舎は各小学校に移管。旧三内中学校舎は、一部新中学校舎に移築、あとを家政学校校舎に充当した。後一部を県林業試験場に貸与。昭和三十六年家政学校廃止の際寄宿舎に移転改築した。

(四) 施設の充実



川内中学校全景(左端体育館)

三四		三三						昭和 三三 二		年度						
職業)	木造平屋特 別教室(美 術、技術、 坐学)	便所	合計	諸費	校庭造成	備品	倉庫	自転車置場	理室 (理科調 室(二階))	木造特別教 室(二階)	丁室、宿直 室	給食室、使 用室	建 築 費	鉄筋コンク リート三階	敷地買入 鉄筋コンク リート三階	施設名
一六三	一五三	五	五			八	二四	二四	四一九	六三	三五七	三九	三九	六、〇〇〇	坪	面積
	二、五〇、〇〇〇		四〇、二四〇、三三三		二、〇八七、四一六	八七四、五三六	三三〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	一〇、八〇〇、〇〇〇	二、五〇九、七一一	一九、二九三、〇〇〇	三三、〇六四、〇九五	一八、五四〇、〇〇〇	一〇、四九五、五〇〇	円	経費
	財産収入		合計		財産収入	寄附金	起債	国庫補助					財産収入	起債	国庫補助	財源
			四〇、二四〇、三三三		一六、〇五九、〇八三	五五〇、〇〇〇	一四、五〇〇、〇〇〇	九、一三、一〇〇					一三、四八三、〇九五	八、四〇〇、〇〇〇	八、一八、〇〇〇	円

統合中学校の施設の充実については、町理事者、教委、PTA、町民一体となってこれにつとめた。当初は経費の節約が望まれていたが、次第に内容の充実に力点がそそがれ、予算的にもその向上が認められた。



川内中学校庭の一部

三五 体育館	坪	三、七、八〇六、五三	国庫補助 寄附金
三七 保健室		二、八四一、〇八四	一般会計
三八 プール	三、五米一六米 七コース	七、五五、五四〇	国、県補助 一般会計
三八 学校林	四、六二 (タイル)	国有林買受地を町において新植したものを指定したのである。	一、〇〇〇、〇〇〇
校地面積	建 内	物 一 運動場	説
二〇、〇四二	平方米	一三、〇五六	六、八四八
			その他

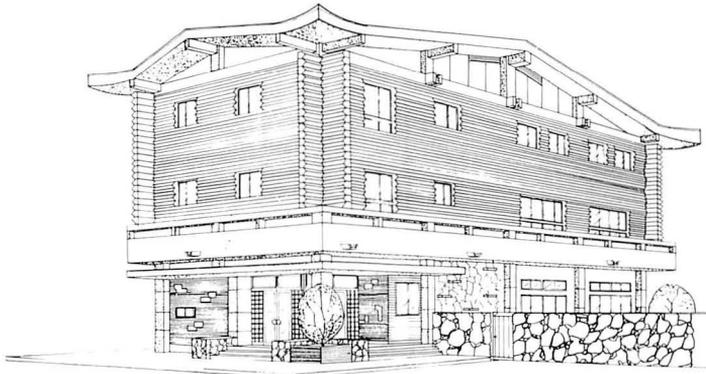
昭和三十五年度及び四十年産産業教育設備費の、又昭和三十八年度理科教育設備費の国庫補助をうけた機会に、この方面の設備も拡充された。昭和三十五年の体育館建築の時には設備費として六〇万円の町民寄附があり、校庭緑化については樹木労力の提供等多大の協力がなされた。学校の緑化については、初代高須賀校長が特に努力した所であって、PTAの協力を得て校下から大樹老木が集められ、環境の美化を図ったが、その後もこの方針はうけつがれて、新設校とは思われない幽邃な学園を作りあげ、昭和三十八年には国土緑化推進委員会から全国表彰をうけた程になっ



野口英世胸像(昭和38年11月)

た。又発足当初は統合中学校として県のモデル校となつて各方面から教育関係者の視察来訪がたえなかつた。昭和三十一年四月〇

〇名昭和三十一年度一五四三名、昭和三十六年度七四八名等多数の視察来訪者を迎えた。寄宿舎をもつ統合中学校としてその統合の経過や建築、設備の内容等について、教育委員会や学校側は、その直接説明に多く



川内中学校図書館完成図

の時間をとられて、うれしい悲鳴をあげたものである。その後校地も狭隘を来たしてきたので、昭和四十一年から拡張計画中である。又学校図書館の充実が期待されて同四十一年からの継続事業として新建築が進行中である。

川内中学校学校図書館建築計画

- 一、構造 鉄筋コンクリート三階建 五五六平方メートル  
一階 軽 図 書 館
- 二階 学 習 図 書 館
- 三階 郷 土 室
- 二、施工者 岡崎工務店
- 三、工 費 一七、五八〇、〇〇〇円
- 四、工期 着工 昭和四十二年三月一日  
完成 〃 七月三十日

尚図書館の充実のため本町市場菅野仲次から金五十万円の寄附があった。

感 謝 状

菅 野 仲 次 殿

あなたは川内中学校図書館の新築を記念し、菅野文庫設置購入資金として金五十万円を寄附されました。

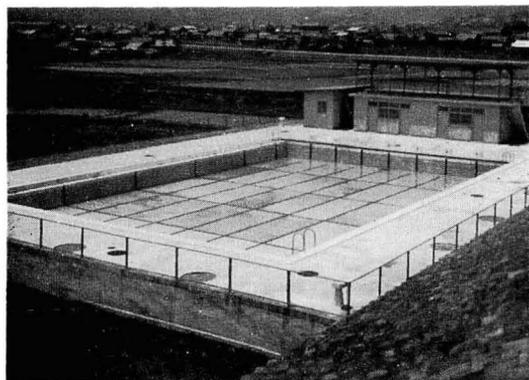
当校に学ぶ生徒達はあなたの御芳志に報ゆるよう立志勉学に精励するものと確信し感謝に堪えません。よって木状を贈り深く謝意を表します。

昭和四十二年四月二十五日

温泉郡川内町長 大窪 晴市

### （ハ）生徒指導

本町も急増する生徒の收容には苦心した。普通教室十五度、昭和三十六年度三学級増加には図書室二室、社会科室一室をあて、昭和三十七年度一学級増加には洋裁教室を改造してこれにあてたが、昭和三十八年二学級増加にはどうすることもできず、会



川内中学校プール

議室一室と保健室を新築して普通教室にあてた。

こうした中にも

指導教師と設備の

充実ははかられ、

毎年の進学就職は

大体百パーセント

の希望が達せられた。

（次表参照）

一次に生徒の体位

は次表に示すよう

にあまり良好でないので留意している。学校安全会の災害

給付についてみても、校内発生のものは殆んど、体育競技

関係の手足の外傷であり、校外発生のものは自転車通学生

徒の事故による外傷で、遊放時等の過失による災害は二・

三件である。

偏知教育の弊を改めて、知徳体の全人教育を進めるた

め、特に柔剣道をはじめ運動競技を奨励し、明るい生徒の



川内中学校林





川内中学校生徒発育状況

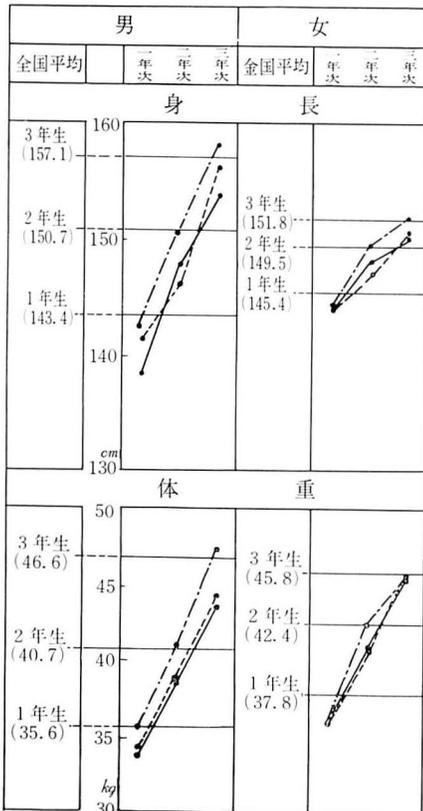
進 順	学 年	度	男			女		
			平均	入学	入学	平均	入学	入学
一年生時	一四・四	一三六・三	一四・三	一四・八	一四・四	一四三・九	一四三・八	
二年生時	一五〇・七	一四八・〇	一四六・一	一五〇・四	一四九・五	一四八・一	一四七・二	
三年生時	一五七・一	一五三・八	一五六・三	一五八・一	一五八・八	一五〇・一	一五〇・一	
三年生時	一五七・一	一五三・八	一五六・三	一五八・一	一五八・八	一五〇・一	一五〇・一	

進 順	学 年	度	男			女		
			平均	入学	入学	平均	入学	入学
一年生時	三五・六	三四・三	三五・七	三五・四	三七・八	三六・一	三六・一	
二年生時	四〇・七	三八・六	三八・九	四一・〇	四二・四	四一・二	四一・一	
三年生時	四六・六	四三・六	四四・六	四七・三	四五・八	四五・三	四五・七	
三年生時	四六・六	四三・六	四四・六	四七・三	四五・八	四五・三	四五・七	

(8) 川内中学校寄宿舎

中学校統合についての重要問題の一つである「滑川中学校統合について」は誰れもが苦心をした。はじめの分校設置ということは大局的にとりさげられたが、次の通学バスか寄宿舎設置かという点ではなかなか解決しにくかった。しかしバス問題にも、町営か委託か、通学費補助の限度とかむつかしいことも多い。度々の研究討議の末、多少保護者の経済面では負担が加わるが、それ以上の効果ありとの考えが大勢を占めてついに寄宿舎設置全員収容を本体とする



全国平均は三十七年度  
 昭和三十七年度入学生徒  
 昭和三十五年入学生徒

ことに決定した。定められた入舎条件は次のようである。

一、寄宿舎の維持・運営・管理費等は凡て町費とする。

二、寝具等は各自持参、但し毛布一枚は貸与する。

三、主食一日約一、六一五立（約三合、一ヶ月約八升）

（米麦混食）現物持参

四、舎費 副食物代一日約二十四円（二ヶ月六百五十五円）

風呂薪代 一ヶ月百円

計 一ヶ月約七

百五十五円

他に小遣として

一ヶ月式百円を

用意して舎監に

あずけておく。

尚、生活保護生

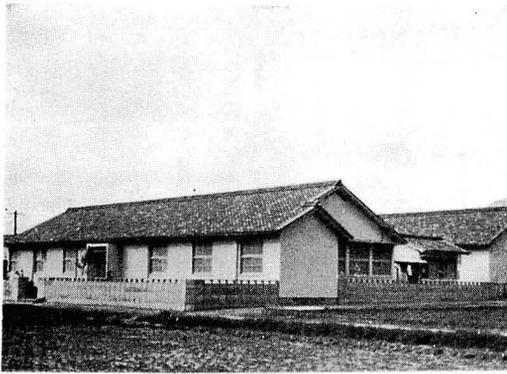
徒は舎費全額、準

保護生徒は舎費半

額を町費で補助す

る。

当時町は中学校



川内中学校寄宿舎（昭和38年）

建築の完成に主力をそそいでいたの

で、寄宿舎は旧川

上村役場を暫定的

に利用することと

なり、旧役場の修

理・改造を行って

実質統合の前日ま

で旧滑川中学校

生徒四二名を収容

することができ

た。舎監は中学校

教員が交代に当り、炊事婦兼寮母として一名が常駐した。

さて寄宿舎の経営ということは全く初めての経験で当初

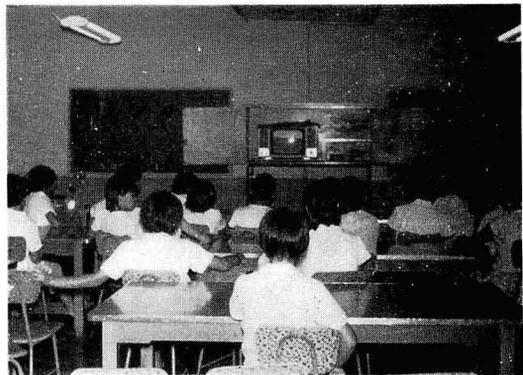
は、保護者にも多少の不安感もあり、生徒も寝食を共にす

る共同生活に窮屈さを覚えたようであったが、教育委員会

も学校側も、細心の注意をはらって指導管理にとめ且つ

各方面からの配慮によって、その後次第に共同生活の長所

が発揮実現されるようになった。現在では反対の声は全く



中学校寄宿舎の食堂兼娯楽室

あとをたち、生徒は喜んで入舎している。又就職者で寄宿舎生活をした者は、寄宿舎三ヶ年の経験が大いに役にたつて元気に働いているとの通信をおこすのが殆どである。

「暫定寄宿舎の建物は、大正四年建築のもので、年々腐朽が加わって、寄宿舎としては危険でもあるので、昭和三十七年に至り、中学校の西二百米の大字南方五八四の二番地の閑静な所に新寄宿舎を建築することになった。同三十八年竣工したので三月一日ここに移転した。新寄宿舎の建設状況は次のようである。

一 場所	大字南方	五八四番地の二
様式	木造平屋	四九一平方米
総工費	五、八五七、〇六五円	
工事	着工	昭和三十七年八月
	竣工	昭和三十八年三月
請負者	松川組	
内 訳	生徒居室	一一室
	舎監室	一
	食堂兼自習室	一
	寮母室	一
	炊事場	一

浴室 便所 川上幼稚園

沿革 昭和二十四年度から毎年第三学期に幼児学級を開設する。

昭和二十八年保護者の熱心な懇請があつて、同年九月一日常設の村立幼児学園が川上小学校に併置された。

昭和二十九年 九月十日、幼稚園の認可をうけた。

昭和三十年四月二十五日、川内村立川上幼稚園と改称する。  
昭和三十六年 小学校校舍整備の際独立校舎に改築された。



川上幼稚園

施設

校地面積 二、〇三三平方米

内訳 {建物  
運動場 一、〇〇三

(10) 東谷幼稚園

沿革 昭和三十三年から第三学期

河之内公民館で

幼児学級を開設

した。

昭和三十八年

P T A負担にて

東谷小学校に常

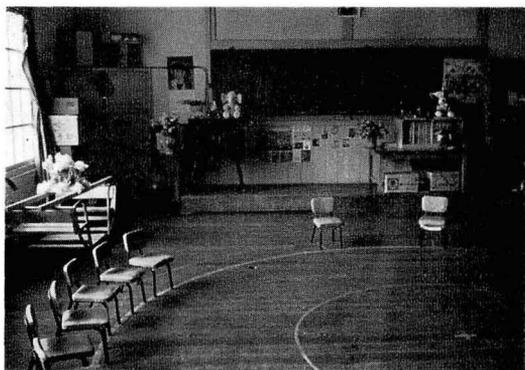
設幼児学級を開

設。

昭和三十九年

四月町営とな

り、同時に川内町立東谷幼稚園の認可をうけた。



東谷幼稚園

施設

校地面積

九〇九平方

内訳 {建物  
運動場

二九〇

(11) 西谷幼稚園

沿革 昭和三十三年後援会が西谷

小学校に常設の

幼児学級を開設

した。

昭和三十八年

小学校講堂建築

の際独立の園舎

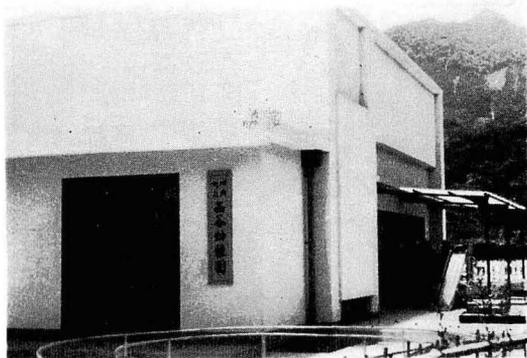
をたてた。

昭和三十九年

四月町営となり

同時に川内町立

西谷幼稚園の認可をうけた。



西谷幼稚園 (昭和38年)

施設

校地面積

三六六平方

内訳 {建物  
運動場

二〇六

(12) 川内高等家政学校

昭和二十七年四月、新制中学校女子卒業生で、進学又は就職をしないで、専ら家事に従事する者のために、三内村

立高等家政学校を三内中学校内に併設して、各種学校の認可を得て女子の高等教育機関とした。開校当初の本科入学

生は三十八名あった。

教科内容は次のとおり定められた。

教科科	科目	一週教授時間数		年間教授時間数		備考
		本科一年	本科二年	本科	研究科	
家庭科	被服・食物	三〇	三〇	一、四〇	六三	教科履修期間の単位 本科 一ケ 研究科 半ケ 農繁期二ケ月間休業 (六月と七月五日から 十一月十四日まで)
	家庭・経営	三	三	二四	六三	
教養科	社会、国語、数学、音楽、 保体、作法、茶華	九	九	三三	一七一	
	自由 選択	四	四	一、五六	七九	
合計		四三	四三	一、五六一	七九	

その後の変遷については

昭三・四・三五 町村合併によって川内高等家政学校と改称

昭三・四 教室を旧三内村役場に移転し、独立校となる。

昭三・三 旧三内中学校校舎に移転

昭三・四 本科入学生なし

昭三・三 廃校

昭和三十年から三十三年には研究科生及び自由科生を含めて生徒数七〇人乃至百二十人に及び、教室の狭隘を来たす程であったが、時勢の推移により中学卒業生で家事に従事する者が殆んどなくなり、遂年本科生の入学者が激減してきたので、設立の目的にかんがみて廃校と決定したので

ある。

創設以来主任教

員としてつくした

田中裕子外三名の

教職員は、転就職

又は家事に、花嫁

修業継続希望の生

徒は、町内の川上

ドレメ、その他和

裁、編物、茶華教

授所に入所した。

備品類一切は中央



川内高等家政学校バザー・生徒生花展示

公民館及び各中小学校へ分割移管。表簿記録類は教育委員会に保管して、十年の歴史を閉じたのである。

顧みて、同校が農村の女子高等教育に貢献した業績は著しいものがあり、長く本町教育史に残るものである。

教員生徒状況

年 度	校 長	本 職	教 員	生 徒 数
昭和二十七年	大窪 晴市	三内村長	二	二
二八年	増田 国勝	三内中学校長	二	二
二九年	宮内大三郎	〃	三	三
三〇年	〃	〃	三	三
三一年	永野 正	教育長	四	四
三二年	仙波 直記	〃	三	三
三三年	〃	〃	三	三
三四年	〃	〃	五	五
三五年	〃	〃	四	四
三六年	〃	〃	三	三

(前誌参照)

三、社会教育

(一) 社会教育の概観

昭和二十四年「社会教育法」が公布せられ、長く混迷をつづけていた社会教育が、その後正しく前進をはじめた。

本町の社会教育の歩みを概観すると

1、啓蒙期（二十七年地方教育委員会の発足まで）

終戦後民主主義の提唱に伴い、いちはやく主婦会が結成され、婦人たちの自主活動がはじまった。又、従来父兄会とか保護者会とか云って学校後援団体のような存在が進駐軍司令部の教育指導によってPTAの名で結成された。

本町にあつては「成人教育」と名うって農業講座や教養講座を度々開設し、自己研修を奨励した。

2、整備期（委員会発足から三十年合併頃まで）

教育委員会の発足によって教育行政制度が整い、社会教育も漸く軌道にのつた。先ず、主婦会が婦人会と改称充実され、新しく青年組織が復活し、この二つがここに社会教育の両翼として、力強く再発足した。

社会教育の手段として十六ミリ映写機を購入、戦後の娯楽慰安の少ない時に華々しい活動をすると共に、農村レクリエーションの一つとして盆踊り等が催され、明るい雰囲気をも出し出した。二十八年松山市で国民体育大会が盛大に挙行された。二十九年には第一回県PTA大

会が開かれて本町からもPTA関係者が多数参加した。  
ろ、充実期（合併以後）

こうして一步一步着実に態勢の整備・機構の充実がすすめられ、民主化への一役をかって来たのであったが、ここに画期的な時代が到来した。即ち町村合併がそれである。合併で地域が拡大すると、正しい人間関係の確立、協同精神の昂揚が必要であり、よりよい郷土づくり―新町建設計画の遂行に邁進せねばならぬ段階に入った。かくて「全村教育」・「新農村建設」・「新生活運動」が強く叫ばれ、その拠点となる公民館があらにもこちらにも新築又は改築された。青年団や婦人会の活躍も目を見はるばかり。公民館組織も大いに前進した。青年学級・婦人学級・各種の盛沢山の講座・PTAの諸会合・グループ、サークルの誕生等々、関係機関団体が連絡協調を保って、名実ともに黄金時代を現出した。

今や産業構造の変革と高度経済成長下にあつて『農村の近代化』という大きな目標に向つて、新しい人づくり・町づくりをどのように計画的・総合的に推進するかが社会開発の課題である。

## (二) 本町社会教育の重点及び経過

重点

- イ、生活の近代化
- ロ、生産の増強
- ハ、健康の増進
- ニ、文化の振興

昭和三年	川内町公民館条例及び施行細則制定 旧川上村役場を町立公民館とする。
三年	文部省の補助を受け青年学級を開設す。
五年	河之内、則之内、井内、上谷、前松瀬川、北方、南方西部の七部落公民館を認定する。
五年	体育指導員を任命する。
五年五月	文部省の委嘱により中央婦人学級開設
五年九月	社会教育主事を教育委員公事務局に置く。
五年二月	県生活改善推進協議会後援のもとに、生活学級初級コースを開校する。
三年一月	文化財保護条例を制定し、高岡繁市、近藤仙、八木茂の三氏を保護委員に委嘱す。
三年三月	医王寺厨子、安国寺須弥壇、医王寺のトチの木、雨滝のイスの群生、滑川方才を川内町文化財に指定する。
三年六月	川内町民愛誦歌詞を公募し「川内民謡」を決定する
三年六月	医王寺厨子解体修理、室町時代のものと同確認。
三年二月	医王寺厨子、県文化財に指定される。

昭和三年二月 町民運動会を実施する。

〃 三年三月 県立図書館から自動車配本の指定ケ所となる。

〃 三年三月 白猪滝、唐岬滝、滑川溪谷、徳吉の一本松（三九年六月枯死）、近藤林内の墓を町文化財に指定する。

〃 三年四月 町立中央公民館が役場庁舎東隣に落成する。

〃 三年 P T A において、「子供の健全育成」めざして、愛護班活動を強力に展開する。

〃 三年 中央公民館に結婚相談所を開設する。

〃 三年 社会教育委員十五名を委嘱する。

〃 三年七月 文部省の助成を受け、家庭教育学級を開設する。

〃 三年九月 滑川、則之内西、奥松瀬川、南方東部、町筋にそれぞれ部落公民館組織ができた。

〃 四年二月 三内、川上合併十周年を記念し、町民運動会の外に展示会、芸能会を開催す。

〃 四年六月 医王寺厨子、文部省より国の重要文化財に指定される。

(三) 川内町社会教育費

年 度	経 常 費	臨 時 費	備 考
昭和三〇年			
三一年	三三、〇〇〇		
三二年	五〇、〇〇〇		
三三年	五六、五〇〇		
三四年	五六、五〇〇		

三五年	六五、〇〇〇	八〇、〇〇〇
三六年	七三、五〇〇	(町誌印刷)
三七年	一、〇八七、三〇〇	三、四九三、〇〇〇
三八年	一、四八八、〇〇〇	(中央公民館新築)
三九年	一、六〇七、〇〇〇	
四〇年	一、四四九、〇〇〇	

西 委 員 氏 名

社会教育委員

(三六、二、現在)

種 別	公 職	氏 名
一 号	川内中学校長	関 信 義
二 号	部落公民館長	近 藤 朝 見
〃	川内町 P T A 連絡協議会長	菅 野 忠 忠
〃	川内町婦人会長	白 戸 ツ ギ エ
〃	川内町青年団長	長 曾 我 部 立 男
〃	川内町議会議長	名 越 明 香
〃	町議会议文教委員長	渡 部 国 恵
三 号	農業協同組合長	花 山 忠 山
〃	県社会教育委員	大 西 梅 吉
〃	川内町助役	田 井 敏 光
〃	川内診療所長	宮 崎 光 男
〃	民生児童委員	北 条 正 之
〃	学識経験者	菅 野 義 計
〃	〃	佐 伯 推 揚
〃	〃	渡 部 賢 猛

(五) 公 民 館

(イ) 町立中央公民館

新町建設計画に基づいて、次表のような内容をもつ、町の教育文化のセンターとして、堂々とした偉容を誇る中央公民館が竣工した。今後町民性の昂揚と、技術能力の向上

等その果たす役割は極めて大きい。  
一、建築場所 町役場東隣に接続した地

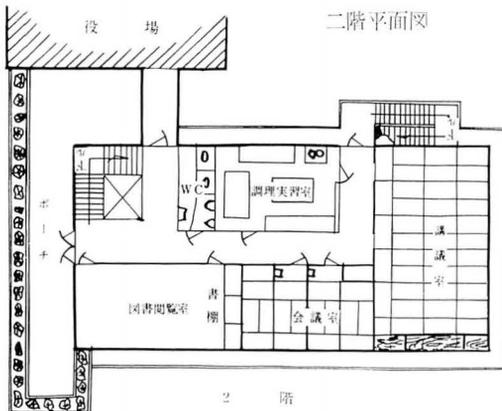
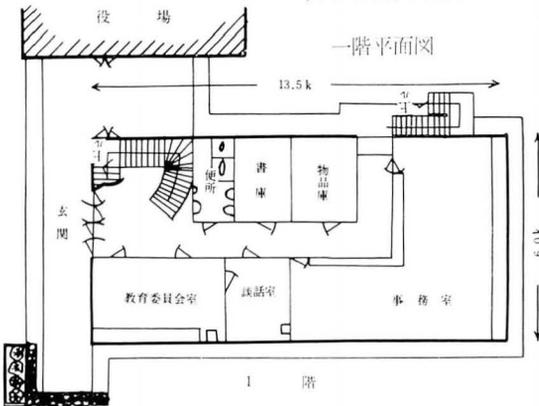
大字南方二八六番地

二、構造、面積 鉄筋コンクリート二階建 一七〇、三三坪  
三、工 費 建築費 一一、八五一、八三〇円



川内町立中央公民館  
(昭和38年4月22日)

中央公民館平面図



設備費 四〇〇、〇〇〇円

財源 国庫補助 一、〇〇〇、〇〇〇円

財産収入 一一、二五一、八三〇円

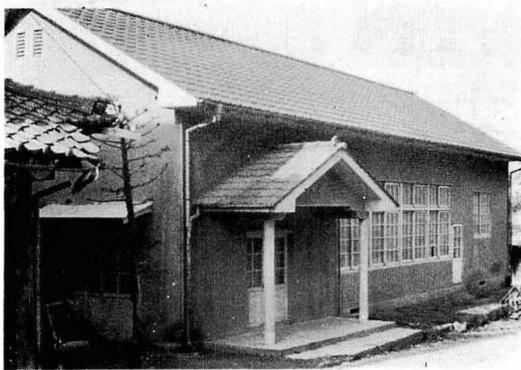
四、設計 松山市 後藤種一

五、施工者 松山市 株式会社 大同建設

六、工期 昭和三十七年十一月十七日着工  
 “ 三十八年四月二十日竣工

(四) 部落公民館

地域の発展を図るためには、関係住民の理解と協力が必要である。部落公民館はその拠点として、自主的、創造的に運営されて総合的成果をあげている。



河之内公民館（昭和30年）

町	名称	所在地	広さ	建築
河之内	河之内公民館	河之内 音川	二六・三〇〇 <small>平方米</small>	昭和三〇年
河之内	河之内東	河之内	二四・六七五	三〇年
河之内	河之内西	河之内 和田丸	二七・七五〇	三〇年
井内	井内	井内 蔵元	三三・〇〇〇	三〇年
土谷	土谷	土谷	一〇一・三〇〇	三〇年
滑川	滑川	滑川 仲屋	一四・七〇〇	昭和三〇年
奥松瀬川	奥松瀬川	松瀬川 松皮	一六・〇〇〇	三〇年
前松瀬川	前松瀬川	松瀬川 横灘	三六・四四五	三〇年
北方	北方	北方 原沖	一七・三三〇	三〇年
南方東部	南方東部	南方 竹ノ鼻	一八・五〇〇	三〇年
南方西部	南方西部	南方 曲里	三三・〇〇〇	三〇年
北方下沖	北方下沖	北方 下沖	三三・〇〇〇	三〇年

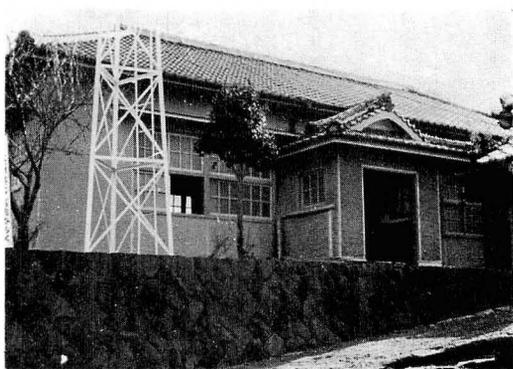
(昭和四十一年九月現在)



則之内東公民館（昭和35年）



則之内西公民館（昭和32年）



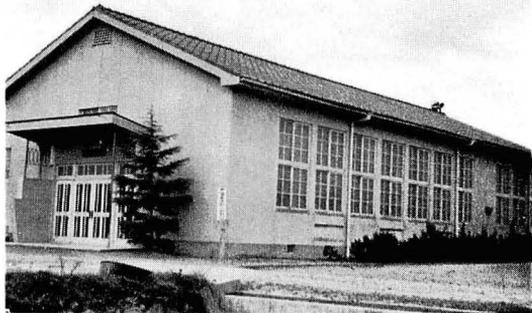
井内公民館（昭和30年）



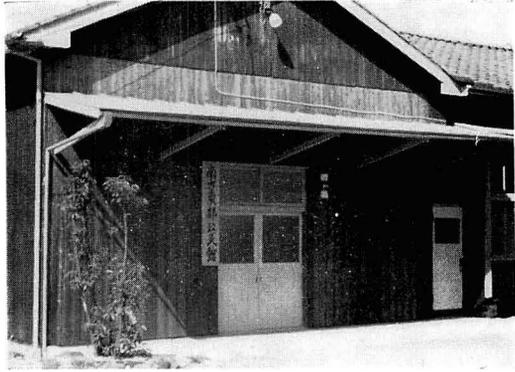
土谷公民館(昭和33年)



前松瀬川公民館(昭和25年)



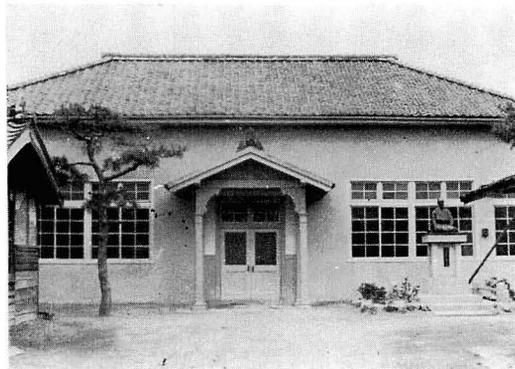
北方公民館(昭和34年)



南方東部公民館（昭和40年）



南方西部公民館（昭和35年）



町公民館（昭和39年）

## （六）社会教育活動

### （イ）青年学級

昭和三十二年から小学校区を中心として実施。

昭和三十五年中央青年学級を併設した。昭和三十六・七  
年頃から青少年の都市就職がめだちはじめ、在町青年は年  
毎に減少するばかりであった。しかしながら農業後継者の  
養成は、一日と雖もゆるがせにすることができない。

### （ロ）婦人学級

「明るい家づくり、町づくり」をモットーに自主的、意  
欲的な学級活動をつづけている。組別には支部単位学級・  
中央婦人学級・生活学校に分れており、学習内容としては  
衣食住に関するもの、家庭地域の諸問題、子供の教育関  
け、生産技術等々要求課題と必要課題を調和し、理論と実  
際、生産と生活、暮しと趣味をミックスした方法で、真に  
身についた実践力の養成につとめている。

### （ハ）成人学級

部落公民館単位で、教育・農業に関する講座や公明選  
挙、時事問題等に関する講演会、座談会を開催。

全町的には夏期大学を開講して受講者によるこぼれた。

その他、老人学級、姑学級等も開催し好評であった。

しかしテレビの普及などで、集まりが悪くなって行く傾  
向にある。

### （ニ）広報・公聴活動

「町民の町民による町民のため」の行政たるべく『広報  
かわうち』を隔月に発行し、行財政の現状やその方向等に  
ついて十分理解納得し、そこに生れる正しい世論・積極的  
な盛りあげ、協力を期待している。

尚日日の「お知らせ」事項は朝夕二回の有線放送電話に  
よる放送の時間に行なっている。

公聴では部落懇話会程度のもので今後一段と創意工夫を  
こらし、両々相まって成果をあげて行くことを望んでいる。

### （ホ）川内民謡

町民だれもが何時でも何処でも愛唱し且つ楽しく踊れる  
唄や踊りがあったら……との要望によって昭和三十七年六  
月「川内民謡」の歌詞を公募した。応募一一四篇の中から  
松山市中村良平氏の作詞が当選、愛媛大学教育学部助教  
清家嘉寿恵氏作曲、松山市教育委員会伊予民踊会長兵頭ト  
ミ子氏が振付けをした。

川 内 民 謡

中村良平 作詞  
清家嘉寿恵 作曲



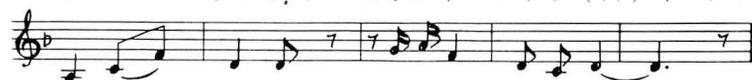
1. さくらさんーリー を はなみて こえー りゃ  
2. ミドリシバーフー ニ ゴルフガ ハズー ム  
3. もみぢそめーおー つ からかい しらー い  
4. シオガ モリーカー ラ コウクウ トウー ガ



ここはかわー うち たは たーがかす む  
イケハフキー アゲ シラクーモウイ テ エ - -  
ふゆはつらー らの むらさーきさえ て  
トオイヨゾー ラヲ イロヨークテラ ス



にん じよ うる わ し あけゆ く まちさ (へー) お き ち  
エメ モ タノ シ イ サカエ ル マチサ (サテ) ヒ ト メ  
めぐ み ゆた か に か が や く まちさ (サテ) か お る  
ホン ニ カワ ウ ち スミヨ イ マチサ (サテ) ト ウ ケ



も ザー く の べ に ゆ ら ぐ よ -  
や マー ナ ミ セ ト ノ ウ ミ ヨ -  
い でー ゆ に は な が さ く よ -  
ク ロー モ リ ウ タ コ ス ヨ -

一、桜三里を花見て越えりや

ここは川内 田畑が霞すむ

エー人情うるわし明ゆく町さ

お吉もずくの 紅ゆらぐよ

二、緑芝生にゴルフがはずむ

池は吹上 白雲浮いて

エー夢も楽しい栄える町さ サテ

一目山脈 瀬戸の海よ

三、紅葉染め落つ唐岬白猪

冬は氷柱の むらさきさえて

エー恵み豊かに輝く町さ サテ

香る温泉に 花が咲くよ

四、塩ヶ森から航空燈が

遠い夜空を色よく照す

エーほんに川内住よい町さ サテ

峠、黒森 唄で越すよ

(六) 町民大運動会

スポーツを通じ、町民の親和と交歓による、体性の確立

と、健康な心身の向上及び健全な町風の育成を旨として、昭和三十七年十一月二十三日第一回町民運動会を川内中学校で開催した。

地区対抗・婦人会・青年団・老人、幼児、一般等和氣あいあい精一ぱいの演技で満場拍手喝采、老若男女共同のレクレーションと



町民運動会 “世はさまざま。”

して年々盛大に向っている。

- 第一回 昭和三十七年 総合優勝 則之内西地区
- 第二回 昭和三十八年 “ ” 土谷地区
- 第三回 昭和三十九年 “ ” 河之内地区
- 第四回 (合併十周年記念大運動会)  
昭和四十年 “ ” 河之内地区
- 第五回 昭和四十一年 “ ” 北方西部地区

(七) 文化財の保護

町内に存在する歴史的・芸術的・学術的・観賞的に価値の高い文化財を保存し、その活用をはかることは、町民の文化的向上のために重要なことである。そこで国・県にない昭和三十七年一月「川内町文化財保護条例」を制定しこれが保護保存及び活用に万全を期することになった。

- 町内にある国・県・町指定の文化財は次のとおりである。
- (イ) 文化財一覽表

指 定	年 月 日	名 称	所 在 地	概 要
国指定 天然記念物	昭和 二九、九、元	オキチモズク	大字吉久 お吉泉の河床	(町誌二頁頁参照) 十一月頃から発生し二月最も茂る。 濃紅褐色の河藻、長さ四十糎に及ぶものあり。

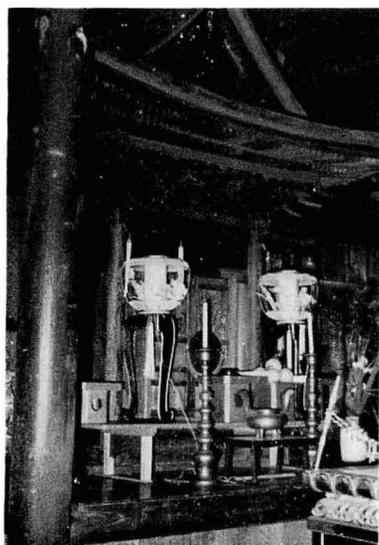
町指定 史跡	町指定 天然記念物	町指定 名勝	町指定 名勝	町指定 名勝	町指定 無形文化財	町指定 天然記念物	町指定 建造物	町指定 史跡	町指定 史跡
跡									
〃	〃	三、三、三〇	〃	三、三、三〇	〃	三、三、三〇	三、三	三、三、三〇	三、三、三〇
近藤林内の墓	徳吉の一本松	滑床溪谷	唐岬の滝	白猪の滝	滑川万才	雨滝の イスの群生	匡王寺の トチの木	安国寺 須弥壇	川上神社古墳
大字河之内 日浦	大字則之内 徳吉	大字明河 海上	大字河之内 唐岬谷	大字河之内 白猪谷	大字滑川 海上	大字河之内	大字北方 宝泉	大字則之内 一ヶ谷	大字南方 川上神社裏
墓の形状特異、碑文に菩薩の称号あり、翁の事績を物語るものである。	樹令数百年 風致誠に優稚	約一キロにわたり河床滑らかに所々に罅穴あり、四時山谷の美をもつ。	高さ七十三米、県道黒森線から滝道の所に昭和三十八年漱石の句碑がたつた。	高さ八十七米で壮観、古くから人々の観瀑で名を知られている。	伊予万才と一連のもので伝承の歴史は明らかでないが、大道具、衣裳取そろえ部落こぞって保存伝承している。	一抱えもある巨木が群生しているのは非常に珍らしい。	樹令数百年、目平六、三米の古木 昔本堂焼失の時のやけ跡を残している。	鎌倉時代の建造物で総檜造り、規模の壮大さ、簡素の中にえいえぬ安定感と優美さをみせている。	（町誌三巻頁参照） 前方後円墳、横穴式石室二基、墳丘はそのまま、人骨、土器、鏡、刀等の出土品あり、一部神社保管
									昭和三十七年解体修理、天文三年の銘があった。 唐様の典型である。同年十一月一日県指定建造物となっていた。
									匡王寺 厨子壺基
									昭和 四、六、三

追記 「徳吉の一本松は、昭和三十九年夏枯死したので、そのあとに二代松を補植した。

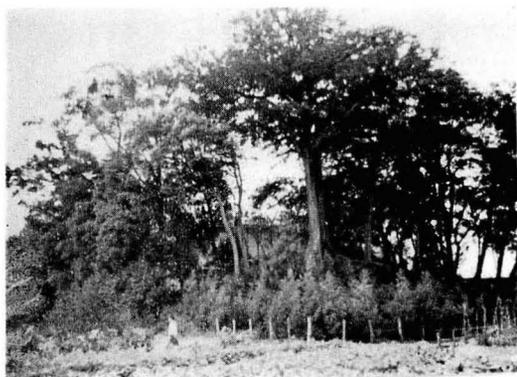
オキチモズク発生地  
(昭和19年国指定)



医王寺厨子(昭和41年国指定)



川上神社古墳  
(昭和25年県指定)



安国寺須弥壇（昭和37年町指定）



医王寺トチの木（昭和37年町指定）

雨滝のイスの群生  
（昭和37年町指定）



滑川 万才

(海上部落の義経千本桜  
昭和37年町指定)



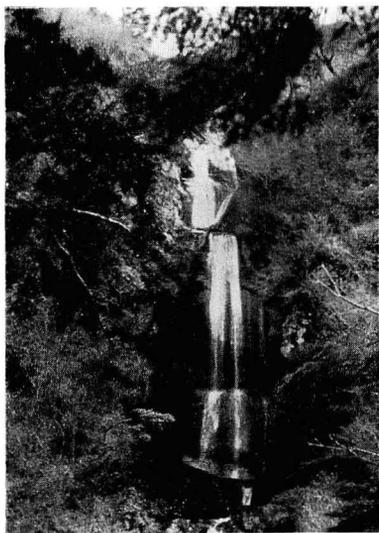
冬の白猪の滝

(昭和38年町指定)

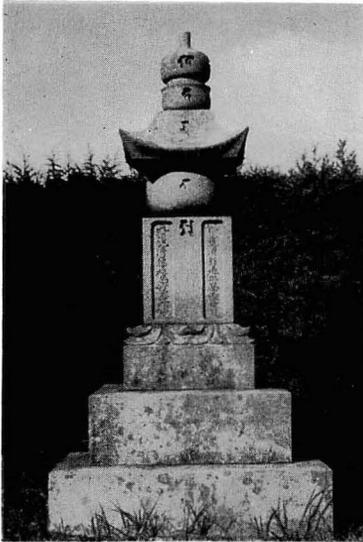
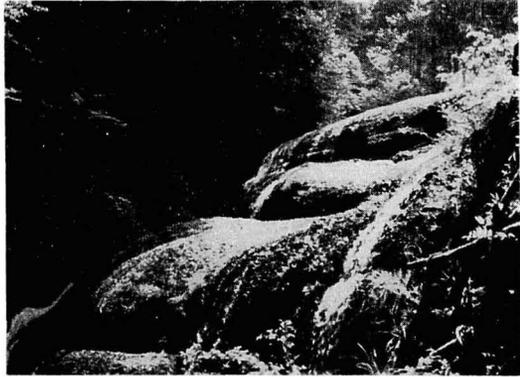


唐岬の滝

(昭和38年町指定)



滑  
床  
(昭和38年町指定)



近藤林内翁の墓(昭和38年町指定)



徳吉の一本松(昭和38年町指定)  
(39年枯死したので  
二代松を植えている)

(四) 医王寺厨子

早くから愛媛県文化財保護委員の柳原多美雄氏等の調査の結果、室町末期の建造物であり、価値の高い文化財であろうと推定されていた。しかし損傷が甚だしく、その道の専門家の手で大補修を加え復元しない限り、現状では国・県等の指定を受けることにはなるまいとのこと。そこで佐々木住職、寺総代渡部篤雄、大石義一、渡部満久、石谷沢一の諸氏が復元すべく奔走。河之内日浦、浅野イシの篤志寄附十四万円、町補助金十万円を基金とし、地元壇家の熱意を結集して、昭和三十七年六月八日の吉日を卜し、文部省笹口技官の手により、めでたく解体修理にかかった。解体により発見された書跡

一、枅木に記入せられていたもの。

・天文三年甲午正月八日

宥円

・天文三年正月廿五日

薬師如来

(注Ⅱ天文三年は今から約四三〇年以前、室町時代末期)

二、隅木に記入せられていたもの。

・慶長十三年大風にそんじ候処 只今大宝坊秀譽思一定  
め 此彼取立申し候 扱もきとくのことこれにすぎず

候也 又里人もこの様に思いなさるべく かしこ

・秀譽様は先年郷内福見に御移り 此大宝坊：(不詳)：  
其年よくく：(不詳)：

・本願は大宝坊秀譽 元和三年式月廿一日書之

大工平臣 江海左京助重次

同 忠三郎重家

此時の事かくの如し 天気よく候へる。

御領主左馬助様御代也

・悪筆御免ごめん 忠三郎 為其書

・医王寺衆分相すすめ如此 以来も左様：(以下不詳)

(注Ⅱ判読のため誤りあるやも知れず。慶長十三年は約三六〇  
年前豊臣時代。元和三年は慶長十三年より九年後なり。)

同笹口技官の談話

『この厨子は建築以来少くとも二、三百年は露天に建てられていたもので、風雪にたえた跡が歴然だ。松山市久米の浄土寺厨子(国宝)に引つづいて、同じ職人が建築したものとかわれ、後からやっただけに精功にできている。扉の唐草模様などなんともいえない立派なものだ。匡王寺は大火で本堂を焼失した記録が残っているので、恐らく本堂

再建後この建物を厨子として他から移し祀ったものと思われ。』

同年九月十五日、本山管長を招いて落慶式を挙行。十一月愛媛県文化財に指定されたが、つづいて四十一年六月国の重要文化財に認定された。尚仁王門も鎌倉時代の建物で由緒深いものなのに、昭和三十六年小屋下げし瓦葺きに改造したことが惜まれている。そしてこの門に安置されている仁王像も、素人目にも立派なもので専門家の鑑定を依頼中である。

因に元和三年補修に当った江戸左京助頭領の子孫は現在北方西中村の江戸氏で、系図位牌等も現存している。

#### ハ 滑川万才「豊年踊り」の歌

徳岩にや御万才と、さてまた伊台のお寺には  
うす墨桜これ名所誠に目出度う候いける

子トサエノサエノサ

念ない夫婦は睦まじく仲好に暮すのが福の神豊年かい  
な

丑トサエノサエノサ

牛はよ畜生というけれど求めりや百姓の宝なり豊年かい  
いな

寅トサエノサエノサ

隣りの宝を数えずに我が家へ宝を招きやんせ豊年かい  
な

卯トサエノサエノサ

運づくものとは言うけれど心を渡世に持たしやんせ豊  
年かいな

辰トサエノサエノサ

ヤレ立つ早立つ今も立つ国々を廻りて稼ぎ立つ豊年か  
いな

#### 社会教育団体

##### (イ) 川内町青年

団

「青年の都市流動  
で在町青年が著し  
く減少したので、

昭和三十八年従来  
の連合体組織を改  
組し、単位団を分  
団とする町一本の  
川内町青年団を発



表 彰 状

足させた。尚県連青の思想的偏向に反対して三十七年これを脱退し、ひたすら自立自研、地域青年団として面目を發揮していたが、同志相寄り四十年新たに愛媛県青年団連合会の発会に参画これに加盟した。

団の状況

年 度	団 長	男	女	員 計
昭和三〇年	近藤良吾	二五〇	二六一	五一
三一年	今井時義	三三〇	三五六	四八六
三二年	仙波照夫	三〇五	三三五	四四〇
三三年	白戸寧	一八五	二一八	三〇三
三四年	梅崎 譲	一四九	一五九	三〇八
三五年	黒川 莊一	一〇五	一〇八	二一三
三六年	大野 桂	八五	七二	一五七
三七年	八木 公成	七六	六三	一三九
三八年	成能 公一	四六	三六	八二
三九年	高須賀敦当	三三	二五	五八
四〇年	池川 守良	三五	二〇	五五
四一年	長曾我部立男	四四	三五	七九

(口) 川内町婦人

会

農協婦人部、母子福祉会、日赤奉仕団等関係婦人諸団体と一体となり「幸福で明るい家庭」「明るい町」づくり に 地味な活動をつづけている。

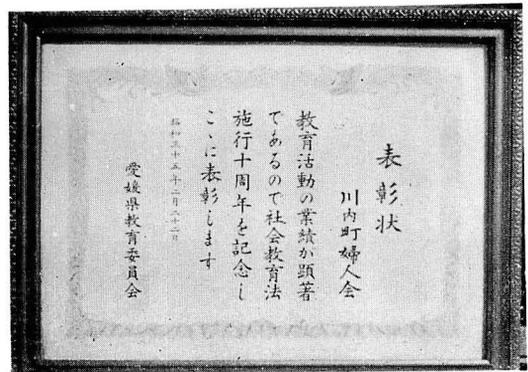


表 彰 状

年 度	会 長	副 会 長
昭和三〇年	近藤 嘉代	渡部 ミヤ
三一年	渡部 ミヤ	渡部 清子
三二年	佐伯 マサヨ	渡部 清子
三三年	渡部 清子	田中 花子
三四年	田中 花子	菅野 サトエ
三五年	佐伯 政子	田中 花子
三六年	正岡 ツルヨ	富久 牧子

三七年	富久 牧子	江戸 町子	宇和川ツネヨ
三八年	江戸 町子	戒能 房子	菅野タツ子
三九年	菅野タツ子	佐伯 智恵子	白戸ツギエ
四〇年	白戸ツギエ	佐伯 智恵子	亀田 イサ子
四一年	白戸ツギエ	松木 喜代子	田中 八重子

(ハ) P T A

小学校・中学校ともにPTAはよく学校教育に協力して

きた。学校林の管理、給食、学校事務の援助、諸行事の労役、校外生活指導の協力等少なからぬ物心両面の協力活動にとめてている。昭和三十三年統合中学校ができてからは、それを機会に川内町PTA連絡協議会を結成して、互に横の連絡を深め、合同研修等を開催し特に校外補導に力を注いでいる。

各校PTA会長次のようである。

(○印) 川内町PTA連絡協議会(会長)

年度	学校	
昭和三〇年	川上小学校 (川上中学校)	松瀬川小学校 (松瀬川中学校)
三一年	渡部 満久	大石茂三郎
三二年	渡部 国恵	今井 満政
三三年	渡部 正恵	竹内 俊夫
三四年	名越 明香	森 正利
三五年	渡部 賢猛	大野 賢一
三七年	菅野 忠	佐伯 勝弥
三八年	菅野 忠	佐伯 勝弥
三九年	菅野 忠	佐伯 勝弥
四〇年	菅野 忠	佐伯 勝弥
四一年	菅野 忠	佐伯 勝弥
昭和四一年	坂本 重福	神野 正策
昭和四二年	坂本 重福	神野 正策
昭和四三年	坂本 重福	神野 正策
昭和四四年	坂本 重福	神野 正策
昭和四五年	坂本 重福	神野 正策
昭和四六年	坂本 重福	神野 正策
昭和四七年	坂本 重福	神野 正策
昭和四八年	坂本 重福	神野 正策
昭和四九年	坂本 重福	神野 正策
昭和五〇年	坂本 重福	神野 正策
昭和五一年	坂本 重福	神野 正策
昭和五二年	坂本 重福	神野 正策
昭和五三年	坂本 重福	神野 正策
昭和五四年	坂本 重福	神野 正策
昭和五五年	坂本 重福	神野 正策
昭和五六年	坂本 重福	神野 正策
昭和五七年	坂本 重福	神野 正策
昭和五八年	坂本 重福	神野 正策
昭和五九年	坂本 重福	神野 正策
昭和六〇年	坂本 重福	神野 正策
昭和六一年	坂本 重福	神野 正策
昭和六二年	坂本 重福	神野 正策
昭和六三年	坂本 重福	神野 正策
昭和六四年	坂本 重福	神野 正策
昭和六五年	坂本 重福	神野 正策
昭和六六年	坂本 重福	神野 正策
昭和六七年	坂本 重福	神野 正策
昭和六八年	坂本 重福	神野 正策
昭和六九年	坂本 重福	神野 正策
昭和七〇年	坂本 重福	神野 正策
昭和七一年	坂本 重福	神野 正策
昭和七二年	坂本 重福	神野 正策
昭和七三年	坂本 重福	神野 正策
昭和七四年	坂本 重福	神野 正策
昭和七五年	坂本 重福	神野 正策
昭和七六年	坂本 重福	神野 正策
昭和七七年	坂本 重福	神野 正策
昭和七八年	坂本 重福	神野 正策
昭和七九年	坂本 重福	神野 正策
昭和八〇年	坂本 重福	神野 正策
昭和八一年	坂本 重福	神野 正策
昭和八二年	坂本 重福	神野 正策
昭和八三年	坂本 重福	神野 正策
昭和八四年	坂本 重福	神野 正策
昭和八五年	坂本 重福	神野 正策
昭和八六年	坂本 重福	神野 正策
昭和八七年	坂本 重福	神野 正策
昭和八八年	坂本 重福	神野 正策
昭和八九年	坂本 重福	神野 正策
昭和九〇年	坂本 重福	神野 正策
昭和九一年	坂本 重福	神野 正策
昭和九二年	坂本 重福	神野 正策
昭和九三年	坂本 重福	神野 正策
昭和九四年	坂本 重福	神野 正策
昭和九五年	坂本 重福	神野 正策
昭和九六年	坂本 重福	神野 正策
昭和九七年	坂本 重福	神野 正策
昭和九八年	坂本 重福	神野 正策
昭和九九年	坂本 重福	神野 正策
昭和一〇〇年	坂本 重福	神野 正策

## 四、民俗芸能

### (一) 舞踊

農村芸能として親しまれた仁輪加<sup>にわしか</sup>、素人芝居、万才等がすっかり忘れられたので、これにかわるものとして有志相はかり昭和三十七年川内民踊クラブを結成、伊予民踊会の指導を受けている。会員五十余名

### (二) 吟詠

浄瑠璃<sup>じやうるり</sup>等伝来の稽古ごとが衰えて寂しく思っていた所、昭和三十七年有志数名が発起して川内吟詠会を組織、詩吟の普及につとめ県吟詠会の指導を受け同好者が増加している。

### (三) 華道・茶道

婦人青年の有志による沢山のグループがあり、それぞれ特色を發揮している。

### (四) コーラス・コンサート

役場職員、青年団員の若い層に愛好サークルが生れ自主活動をつづけている。

### (五) 書道

趣味と修養、実用をかねて川上ドレメ院長らが世話役となり川内正書会を発起、小中学生、役場職員その他同好者が熱心に勉強をつづけ、各種の展覧会等にも多くの入賞を出している。

### (六) 琴の会

二つのグループがあり、それぞれ二・三十名が師事、年一回の合同演奏会を開催して技を磨き、一般からも好感をもつて迎えられている。

### (七) 囲碁・将棋

これという組織はできていないが一般に広く行なわれている古豪渡部鶴一氏はじめ有段者もある。

### (八) 読書会

河合正夫氏がリーダーとなり、県



県立図書館「いよじ」号巡回してくる

立図書館貸出文庫を利用して読書会をはじめ、すでに十年余り一部では関心もたれていた。昭和三十七年十一月県立図書館に、自動車文庫「いよじ号」が設置され、移動図書館として活動することになった機会に、本町もその駐車場に指定された。現在隔月配本をうけ、十九グループ四一八名が読書活動にはげんでいる。尚中央公民館の図書充実をはかり、総合的な運営で益々この方面からの発展を期している。

#### (九) 川内吟社

町内各神社仏閣の拝殿に掲げられた和歌俳句の奉納額に見られるように、みやびやかな趣味の人の多かったことをしのぶことができる。はしなくも昭和四十年七月同好の士相より川内吟社が「洪柿」同人として発足した。

#### (十) スポーツ関係

昭和三十九年十月、東京でひらかれたオリンピック大会を契機として、各面にわたりスポーツ熱が急激に高まった。

思うにスポーツは不断の努力練習の上になお強く敢斗精神やチームワークが要求される。従ってスポーツを楽しむ

ことは決して単なる遊びではなく、よくこれからの苦難に堪え、これを克服する根性の養成であり、スポーツ精神こそは、実に明日に培い、国家郷土発展に寄与する道に通じるものである。そこで正しい認識と深い理解協力とによって、せっかくの芽を立派に伸してやりたい。

1、野球熱は昭和初期から盛んで、東温大会の如きは町外からの参加チームも多く、長い歴史と伝統を誇って今日に至っている。

2、青年を中心として有志による駅伝川内クラブが誕生し、例年愛媛駅伝（新居浜・松山・宇和島・松山間）に出場し成績も向上している。

3、町内職域バレーボール大会がはじめて開催され、七チームが参加した。今後、町長盃争奪戦として地域チームも加え、年中行事の一つに発展させる予定。

4、本町青年団が郡青年陸上競技大会で優勝。同県大会でも温泉郡青年団が三十九・四十一年と栄冠をかちとり、毎年本町青年団から全国大会に県代表選手として派遣されている。

5、四十年頃から婦人の間にもバレーボール熱がみなぎり

四十一年七月支部對抗試合を開催、優勝チームは県大会に出場した。

6、柔道、剣道も昭和のはじめ頃から同好者の間で練習されてきた。

戦後も有志によって継続せられ、昭和二十七年頃には松山防犯協会主催の大会に参加して柔道部青年部が優勝

したこともある。

7、このようにスポーツ熱のぼつ興にともない、有志の間で「川内町体育協会」設立の気運が盛り上がり、各部位表者間で協議が続けられている。

尚、町でもこれらスポーツ振興のため年間十五万円の助成を行なっている。

## 五、宗 教

### 一、神 社

部 落 名	神 社 名	祭 神	由	緒	宮 司 氏 子
南 方・川 上	川 上 神 社	宇迦之御魂神他四柱	北方村古宮から応永年中現地に奉遷、昭和十九年に県社、境内に古墳がある。		野口 尚文 五〇
松瀬川・川筋	五柱神社	武甕槌命外四柱	往古大元宮と称す。寿永年間、社殿改築		森 善満 一〇〇
北 方・西ノ側	揚 神 社	武速須佐之男命	古社 天平七年再建、大樟の木あり 天正十八年合祀、宝暦九年再建		野口 尚文 三五〇
北 方・海 上	三 島 神 社	大山積命	往古大三島大山積命を勧請、和田通俊尊崇、延暦二十三年、野々口郷を置いてから地方の尊崇厚し		野口 尚文 三五
南 方・八 幡	森正八幡神社	誉田別命外二柱	延長元年宇佐宮から勧請、慶長十七年加藤嘉明修理、慶応二年、本殿改築		野口 豊祇 二〇〇
吉 久・宮ノ元	吉井神社	速玉男命外二柱	応永二年、熊野から勧請、明治二年郷名をとって吉井神社と改む		野口 豊祇 盟

南方・竹ノ鼻	熊野神社	速玉男命外三柱	応永二年熊野から勧請	野口 豊祇	七
則之内・三島	三島神社	大山積命外三柱	推古天皇二年大山積八社の一、和銅五年二神を勧請、勅詔によって合祀。暦応二年現地に再建	野口 豊祇	一六
井内・宮ノ森	吉井神社	多紀理比売命外七柱	来目部小楯參籠尊崇、天正十八年総河内八社明神と称す。明治三年吉井神社と改称す。	権名津 涉	二〇〇
則ノ内・宮ノ前	氏宮三島神社	大山積命外二柱	往古から氏之宮大神と称え、崇敬されていた。和銅五年大三島から二柱を勧請合祀す。	後藤伝次郎	二〇〇
河ノ内・宮ノ元	惣河内神社	正哉吾勝々速日天之忍穗耳命外七柱	延暦二十二年河之内總鎮守として創立	佐伯 惟揚	二〇〇
河之内・宮ノ元	雨滝神社	大山積命外二柱	久米主命の奉祭していた古社。公儀の雨乞所であり、松前の魚売女行列して来て面上の式を行なった。	佐伯 惟揚	二〇〇
河之内・宮ノ元	金比羅神社	大物主命	慶長六年大権現と称す。明治三年金比羅神社と改め、明治十四年現地に造営す。	佐伯 惟揚	二〇〇
河之内・土谷	三島神社	大山積命	室町上期大山積神を勧請して鎮守とす。	森 善満	五
滑川・郷	白山神社	速玉男命外四柱	役の小角の創建、文武天皇の元年加賀から勧請して社殿を造営す。	後藤伝次郎	五
滑川・仲屋	総河内神社	思姫命外七柱	神龜五年創建という。滑川部落の氏神	後藤伝次郎	五

天理教川上分教会（北方宮西）



天理教愛河分教会（則の内永野）



基督教会（松瀬川横灘）

（註、他の社寺の写真は前町誌に掲載に付省略）

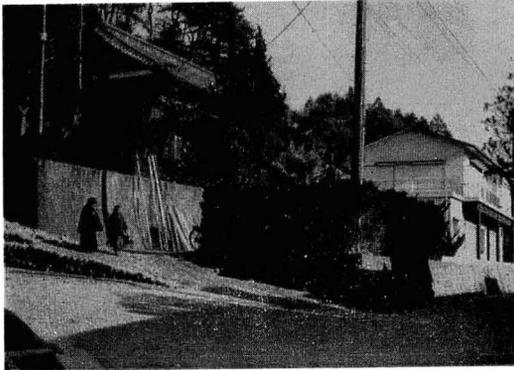
二、寺 院

部 落 名	寺 名	木 尊	宗 派	由	緒	住 職	檀 家
河ノ内・名越	金毘羅寺	不動明王	真言宗	長寛年中の創立、慶長年間加藤嘉明の祈願所となり金毘羅寺と改称す。		池内清秀	三〇〇
井内・中屋	善城寺	延命地藏尊	真言宗	古き歴史をもち、往古からの三寺の一、天正十八年の廢合に残るとあり。		松本義法	四
則ノ内・一ヶ谷	安国寺	薬師如来	禅宗	暦応二年足利氏の祈願所として河野氏建立		岡本正憲	五
南方・宮東	中山寺	青面金剛尊	天台宗	創立不詳、天台宗寺門派園城寺末流、慶長七年清龍和尚中興		日野義教	不明
吉久	長泉寺	十一面觀世音	禅宗	慶雲元年造立、大慈円満国師開山		福積文恭	四
南方・竹ノ鼻	南昌寺	如意輪觀世音	禅宗	寛政五年南明禪師開山、臨濟宗		福積文恭	五
南方・市場	応觀寺	弘法大師	真言宗	寛永十四年秀譽和尚入山せし寺なりという。		伊原仁龍	二三
松瀬川・西組	上福寺	釈迦如来	真言宗	神龜年間玉純の建營という。		大僧正 <small>(四、六)</small> 小野田章誠	一八〇
北方・旦ノ上	大興寺	聖觀世音	禅宗	建長元年克仁禪師開山、河野氏建立		福積文恭	七
〃	岡之坊	千手觀音	〃	慶長十二年長伝和尚の開山		神野弘史	八五
北方・宝泉	医王寺	薬師如来	真言宗	大宝二年僧行基開山、慶長年間加藤嘉明仁王門再建、厨子は国の指定文化財		伊原仁龍	二三

井内善城寺本堂



滑川昌禪寺



金光教会(南方天神)

滑川・仲屋	光明寺	阿弥陀如来	真言宗	大同年間弘法大師の開基という。	内田ヒサ子	一五〇
滑川・弥助成	昌禪寺	薬師如来	真言宗	往古大寺院なりしも今は光明寺の境外薬師堂	〃	

三、教会

部落名	教会名	祭神	由	緒	教会長	信徒
北方・小坂	天理教川上分教会	天理大神	創立 明治三十三年十一月十四日	土居常三郎	教師 井手口喜六	三五〇
則之内・一ヶ谷	天理教愛河分教会	天理大神	創立 大正二年三月十四日 昭和三十七年現地へ移転	片山イソ	教師 片山イソ	二五〇
南方・天神	金光教川上分会	天地金乃神	創立 大正三年六月十三日	越智常太郎	教師 越智祝恵	一、四〇〇
松瀬川・横灘	川上基督教教会	キリスト	創立 明治二十四年七月八日 昭和九年二月二十二日現地へ移転	城ノブ子	牧師 松田鈴雄	一五〇

第九章 福祉・保健衛生

困窮の程度に応じ必要な保護を受け、最低限度の生活が保障されることになっている。本町では、昭和三十八年七月現在四十七世帯が生活保護を受けている。

一、福祉

(四) 共同募金

(1) 一般福祉

(イ) 生活保護

生活に困窮している町民は、生活保護法によって、その

昭和二十二年に始められた国民たすけあい共同募金運動は、赤い羽根によって次第に町民から親しまれ、昭和二十九年十月から十二月まで展開された第十七回のこの運動には、本町は目標額二十一万円を完遂することができた。

この募金は県共同募金会を経て県下民間の社会福祉事業施設及び団体へ配分されるのである。

本町募金額

昭和三六年	一五六、七〇〇円
昭和三七年	一五六、七〇〇円
昭和三八年	二一一、〇〇〇円
昭和三九年	二二一、〇〇〇円
昭和四〇年	二二一、〇〇〇円
昭和四一年	二二一、〇〇〇円
昭和四二年	二二一、〇〇〇円
昭和四三年	二二一、〇〇〇円
昭和四四年	二二一、〇〇〇円
昭和四五年	二二一、〇〇〇円

(ハ) 赤十字募金

赤十字はジュネーブの本部を中心とし世界一〇二ヶ国が加盟しており、その赤十字精神すなわち博愛の旗の下に、世界の平和をめざして、人類のうけるあらゆる苦痛を軽減するように、いろいろな事業を行なっている。本町でも毎年五月に婦人会の協力をえて新社員の募集と募金をつづけてきた。最近の状況は次のようである。

年 度	募 金 額	普通社員数	特別社員数
昭和三六年	八四、五〇〇円		
三七年	九四、九〇〇円		
三八年	一一〇、七〇〇円		
三九年	一〇七、七七〇円	三九五	一四〇

四〇年	一〇七、七〇〇
四一年	一〇三、七〇〇

(ニ) 歳末たすけあい運動

毎年十二月婦人会の協力によって、歳末たすけあい募金を行ない、養護老人ホーム入所者、国立愛媛療養所入所者で本町出身者、ならびに生活保護世帯へ、金品を送って慰問をしている。老人ホーム入居者昭和三十九年八月十二名、その後の異動で四十一年度末では九名である。

(ホ) 心配ごと相談所

心配ごと相談所は主として、低所得者に対して、その生活上のあらゆる心配ごとの相談に応じ、社会資源を効果的に活用して適切な助言と指導を行なうため、昭和三十五年厚生省が示した運営要綱によって、全国の市町村が設置したものである。本町においても毎月十日、二十日を定例相談日として役場で相談所を開設している。

(ロ) 児童福祉

本町内の児童福祉施設としては、母子健康センターの助産所と委託保育園がある。

助産所では低所得世帯の妊婦は児童福祉法によって無料

か、又は費用の一部を負担するだけで助産が受けられる。一般の妊婦も分娩介助料二千円(町外二千五百円)、入院料一日三百五十円の安い料金で衛生的で安全な助産を受けている。

委託川上保育園は昭和二十八年四月高須賀秀清氏が創立した施設で、本町は毎年六十名の措置児童をこれに委託して保育している。

### (3) 母子福祉

#### (イ) 母子福祉会

母子家庭に対して経済的自立の助成と、生活意欲の助長をはかるため、昭和二十八年四月母子福祉資金の貸付等に関する法律が施行になり、同年九月本町にも母子福祉会が設立された。この会は母子小口貸付資金の貸付、川内公園の売店経営等をするほか、毎年母子福祉会、母子家庭児童のキャンプ、競技会に参加して、母子家庭の福祉増進につとめている。

年 度	会 長 氏 名	会 員 数
昭和二八―二九 〃 三〇―三一	神 野 林 子 白 戸 歌 子	北 方 則之内

### (4) 老人福祉

#### (イ) 敬老会

毎年春の好時季に三内地区では婦人会が主催で、河之内は惣河内神社、則之内は氏宮三島神社と保免三島神社、井内は吉井神社、土谷は三島神社で、その氏子の七十才以上の老人を、又川上、滑川地区は地区婦人会が七十五才以上の地区内老人を小学校に招待して、盛大な敬老会を催して老人の健康と多幸な余生を祈っている。町側からも相当の補助金を出してこの行事を協賛している。

東中村花山ツ子ノさんは昭和四十一年百歳を迎えた。本町での最高令者として一月十五日町からは記念品を贈ってその健康を祝福した。

#### (ロ) 敬老年金

本町では昭和三十三年から敬老年金制度を実施している。本町に一年以上居住している八十五才以上の高令者に

〃 三二―三六	林	カッ	南 方	
〃 三七―三八	田 中	百 合 子	北 方	
〃 三九―	渡 部	ヨ シ エ	松 瀬 川	
〃 四〇―	富 久	マ ス コ	則之内	一五〇
〃 四一	林	カ ッ	南 方	一五三

対し、敬老と長寿を祝福し、その家庭の平和と住民福祉の向上に寄与する目的で定められたものである。一人年額二千円の敬老年金が支給されるので、町内老人から感謝されている。昭和三十九年度給付数、男二十名、女三十六名、計五十六名である。四十年度は六十名であった。

(ハ) 老友会と老人クラブ

老人は、多年、社会の進展につくしてきた者として、敬愛され、健康で安らかな生活を保障されなければならない。同時に老人自身も、老令につれて起こる心身の変化を自覚し、常に心身の健康に留意し、知識と経験を社会に役立たせるように努め、その希望と能力に応じて適当な仕事に従事して社会活動に参加することが望まれる。このような基本的な理念から昭和三十八年老人福祉法が制定された。

本町ではすでに昭和三十二年二月老友会が結成されていた。町内の老人が健康を保ち、何らかの形で社会活動につくせるよう修養をしようという目的で、結成当時六十五才以上の男女四八〇名であった。毎年九月十五日の総会をはじめ、度々支部集会を開いて研修、慰安を行なう等活発

なはたらきをして、町内社会団体の有力な地位をもっていた。昭和三十七年には会員数六百名を越える有様であったが、昭和三十八年老人福祉法が制定せられたので、昭和三十九年三月老友会を解散して、各地区別に六十才以上の老人を対象に、十三ヶ所の老人クラブが設立されて、従来からの精神をうけつぎ、又新制度の趣旨にもとづいた活動を展開している。

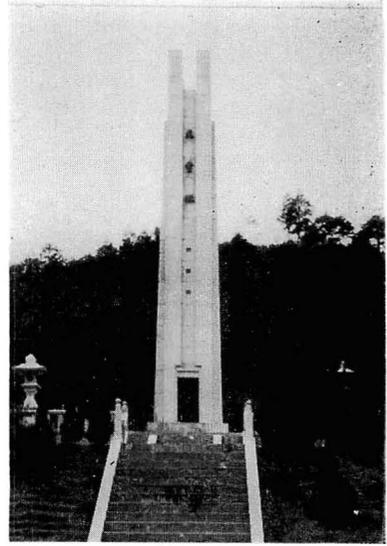
会 長		会 員 数	
昭和三年五月～三年六月	三津山保太郎	昭和三二年	四八〇
三年六月～三年三月	橋本平太郎	三七年	六〇〇

その後昭和四十年川内町老人クラブ連合会が結成され會長田井正計、会員数九四七人となっている。

(5) 戦歿者遺族並びに戦傷病者等の援護

(イ) 遺 族 会

三内、川上、滑川の三遺族会が統合して、川内町遺族会ができたのが昭和三十一年、英霊の冥福を祈るとともに、遺族相互の援護活動をつづけている。又毎年桜花満開の季節には盛大な慰霊祭を施行して、日露役の戦歿者二五英霊



忠 靈 塔 (安国寺山)

太平洋戦争の合祀英霊四百十三柱の安らかに、静かにねむる安国寺丘の大空高くそそりたつ忠霊塔の下に、感じを新たに集っている。遺族は各々英霊に近況を報告し、末永き加護を祈りつつづけるのである。

昭和三九年度

会長 佐伯正春

会員 三九二名

(向) 戦傷病者の会

本町の戦傷者は二十二名で、結びあつて相互援助、生活の確立につとめている。

昭和三九年度

会長 長曾我部 憲

会員 一二三名



戦 歿 者 慰 霊 祭 (仏式)

(6) 身体障害者福祉  
 (イ) 身体障害者協働会  
 身体障害者の更生を援助し、その更生のため必要な保護を行ない、もつてその福祉をはかるため、昭和二十五年身体障害者福祉法が施行になった。本町では昭和三十九年身体障害者協働会を設立し、会員の更生のための協力と親睦をはかっている。

昭和三九年度

会長 河合正夫

会員 三四〇名

(7) 民生児童委員

民生委員は社会奉仕の精神をもって、保護指導にあたり、常に人格の向上と職務を行なう上に必要な知識及び技術の習得に努めている。毎月の委員会の活動主題は次のよ

うなものである。

一月―年次計画の審議、各種団体長を通じ民生事業の協力依頼、世帯票の調整

二月―郡内の民生委員会開催（町村民生総務係、民生委員出席）担当地区の問題点、中予福祉事務所事業への希望事項

三月―児童問題、要保護世帯児童の調査

四月―施設の見学

五月―婦人会と共催の委員会、日赤募金の協力

六月―休会

七月―担当地区の問題

八月―町内精神障害者の調査

九月―老人福祉問題

十月―県福祉大会参加

十一月―低所得階層の調査担当地区の問題

十二月―反省会、歳末たすけあい運動

民生児童委員（昭和三十四年）

住所氏名	担当地区
井内西 戒能フミ子	井内上、中、西

惣田谷	戒能茂	惣田谷上、下、井内下
保免	佐伯寿太郎	保免、和田丸
則之内北	亀田イサ子	則之内北、南、徳吉
永野	宇和川要	永野、一ヶ谷
日浦	近藤嘉代	日浦、音田
問屋	村上倅美	問屋、狩場
土谷	曾我部音蔵	土谷、相之谷
滑川	渡部米蔵	滑川全域、伊之曾
三軒屋	橋本トシエ	奥松瀬川全域
横灘	渋谷忠一郎	前松瀬川、宮東、宮西
宝泉	高須賀巽	宝泉西ノ側原沖、且ノ上、東中村
上古市	渡部経広	上古上、下海上、西古市、西中村、茶堂、上下古市、猪窪
天神	越智ふさ	天神、市場
中ノ町	渡部高義	中ノ町、小坂、下ノ町、下沖、高木
上砂	杉原英一	上砂、斎院木、竹ノ鼻、森
八幡	渡部幸	北八幡、八幡、道向、板戸、吉久、曲里

民生児童委員（昭和三十七年十二月一日）

住所氏名	担当地区
問屋 村上倅美	問屋、狩場
音田 池内清秀	日浦、音田
則之内 亀田イサ子	則之内北、南、徳吉
永野 宇和川要	永野、一ヶ谷
保免 北条正之	保免、和田丸

民生児童委員 (昭和四十年十二月一日)

住所氏名	担当区及戸数
惣田谷下 富久広一	惣田谷上、下、井内下
井内西 戒能フミ子	井内上、井内中、井内西
土谷 曾我部音蔵	上谷、相之谷
海上 佐伯村一	海上、九騎、桜、梅やぶ、伊之曾
下仲屋 渡部一子	上下仲屋、郷、弥助成
川筋 大石茂三郎	水越、川筋、上ノ段、音田
三軒屋 橋本トシエ	添谷、松皮、上ケ成、三軒屋
宮東 田中花子	鳥ノ子、原、西組、横灘、宮東
市場 田辺早蔵	天神、市場、中ノ町
上砂 杉原英一	宮西、小坂、下ノ町、下沖、上砂
宝泉 渡部武美	西ノ側、宝泉、原沖、且ノ上、東中村
上古市 渡部経広	上古市、下古市、上海上、下海上、猪ノ窪、西古市、西中村
茶堂 武田正子	茶堂、森、齊院ノ木
竹ノ鼻 高須賀陸子	高木、竹之鼻、板戸、道向
八幡 渡部幸	北八幡、八幡、道向、板戸、吉久、曲里
問屋 村上俤美	問屋、狩場
音田 佐伯孫四郎	日浦、音田
則之内 龟田イサ子	徳吉、則之内
永野 宇和川要	永野、一ヶ谷
保免 北条正之	保免、和丸

井内下 能戒重賢	井内上	井内西 戒能フミ子	井内中	井内東 曾我部音蔵	井内南 佐伯村一	井内北 渡部一子	井内東 大石茂三郎	井内南 渡部虎市	井内北 田中花子	井内東 宮東	井内南 上砂	井内北 渡部清子	井内東 且之上	井内南 野口進	井内北 市場	井内東 丹生谷政司	井内南 武田正子	井内北 茶堂	井内東 高須賀陸子	井内南 竹之鼻	井内北 八幡	井内東 保免	
惣田谷上	惣田谷中	惣田谷下	井内上	井内中	井内東	井内南	井内北	井内東	井内南	井内北	井内東	井内南	井内北	井内東	井内南	井内北	井内東	井内南	井内北	井内東	井内南	井内北	井内東
井内下	井内中	井内西	井内東	井内南	井内北	井内東	井内南	井内北	井内東	井内南	井内北	井内東	井内南	井内北	井内東	井内南	井内北	井内東	井内南	井内北	井内東	井内南	井内北
井内下	井内中	井内西	井内東	井内南	井内北	井内東	井内南	井内北	井内東	井内南	井内北	井内東	井内南	井内北	井内東	井内南	井内北	井内東	井内南	井内北	井内東	井内南	井内北

## 二、町営住宅の建築

町内で住宅に困っている者も多いので町民の要望にこたえて、社会事業の一端として、町営住宅の建築を計画した。昭和三十七年度事業として、建設省から一種木造平屋建八戸、二種木造平屋建十二戸の割当を受け、住宅建築用地を初年度は下沖と茶堂に求め、昭和三十七年八月二十三日十業者を選定して入札を行ない建設に着手した。建設概要は次のとおりである。



下沖住宅団地（昭和37年・38年）



茶堂住宅地（昭和37年）

施行者	工事	工期	工費	用地費	事務費	計
	松山市中二万町、自衛三、八、六、八、六、四、〇〇〇、一、五、六、三、六、三、七、〇、〇、〇、四、六、七、二、六、	向井建設	至	七、三、三、三、六、八、六、四、〇〇〇	一、五、六、三、六、三、七、〇、〇、〇、四、六、七、二、六、	

財源	国庫補助	起債	町費	計
	四、三七八、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五、〇九、二六六	一〇、四六七、二六六

内訳	第一種住宅	第二種住宅	用地面積	用地費	建築費	事務費	計	家賃
	下沖団地 茶堂団地	木造瓦葺平屋八戸	〃	八四	一、〇六九、二〇〇	三、二八四、六二一	二八、二九六	敷金家賃月額の一、八〇〇円

以上の建設が完了したので入居募集を行なったところ、応募者四十八名、選衡の上入居者を決定した。

昭和三十八年度もひきつづき建設を計画し、前年の入居希望の状況或は建設省の方針等を検討した結果、下沖住宅

地を団地化することに決定した。そこで接続した用地を買い上げ、建設省から一種木造瓦葺平屋建十戸、二種木造瓦

葺平屋建十戸、計二十戸の割当を受け建設に着手した。二年度の建設概要は次のとおりである。

工 事	施行者	工 期	工 費	用地費	事務費	計
	松山市築山町 岡崎工務店	自昭和六、九、三 至〃 六、二、三六	一〇、四三、五〇〇 円	一、八四八、七〇三 円	四三三、八五九 円	一二、七四八、〇六二 円

財 源	国庫補助金一起	債 問 費	計
	四、九三、〇〇〇 円	一、五〇〇、〇〇〇 円	六、四三〇、〇〇〇 円
			一二、七四八、〇六二 円

内 訳 (下沖団地)

種 別	戸 数	建築費	用地費	事務費	計	家 賃
第一種一戸 <small>平方米 三七・二六</small>	一〇戸	五、六二六、九六九 円	九七〇、一九四 円	二四五、八七二 円	六、八四三、〇三四 円	敷金三ヶ月分 一ヶ月 三、八〇〇円
第二種一戸 三三・八	一〇	四、八〇五、五三二 円	八七八、五〇九 円	二六、九八八 円	五、九〇一、〇二八 円	一ヶ月 三、三〇〇円

建築が完了と同時に入居者を募集し、五十五名の応募者から選衡の上二十名の入居者を決定した。前年度と合せて三十二戸の下沖住宅団地が国道沿いの便利な所にできあがった。

三、保健衛生

(1) 一般保健状況

松山保健所、川内町母子衛生実践会の指導と、国民健康

保険の普及で、町民の保健医療に対する関心は、最近非常に高くなってきた。又昭和三十八年度からは老人福祉法によって、六十五才以上の老人に対し健康検査を行なっている。したがって定期的に実施される接種、注射検査が有効に行なわれるようになり、レントゲン検査、検便、成人病検診等は次表のような成績である。そのため早期に治療や予防対策が行き届くようになり、国民健康保険の給付に現われた罹病件数が示すように(病類別罹病給付表参照)



保健營業狀況 (昭和三十八年調)

備	從	施	件
業	業	設	名
考	員	設	水道(簡易)
給	給	給	興行場(映画)
水	水	水	理
戸	戸	戸	容
數	數	數	美
二〇	一	二	容
定	定	定	旅
員	員	員	館
一	一	一	火
八	三	一	葬
八	五	一	場
八	五	一	公
八	五	一	衆
八	五	一	浴
八	五	一	場
四	二	二	

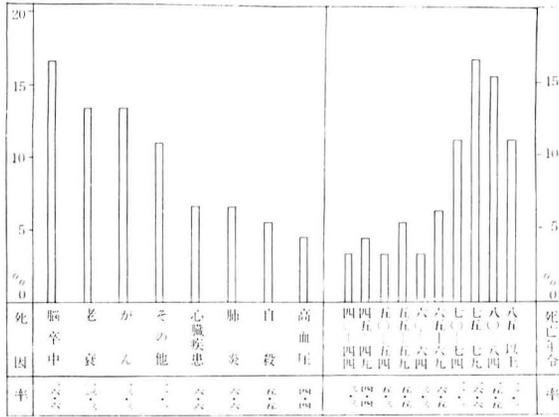
食品營業狀況 (製造販売) (昭和三十九年調)

施	件
設	名
一	飲食
二	菓子
二	餡
一	食肉
二	魚介類
三	氷雪
三	味噌
一	豆腐
四	麵類
二	醬油
二	蒟蒻
一	

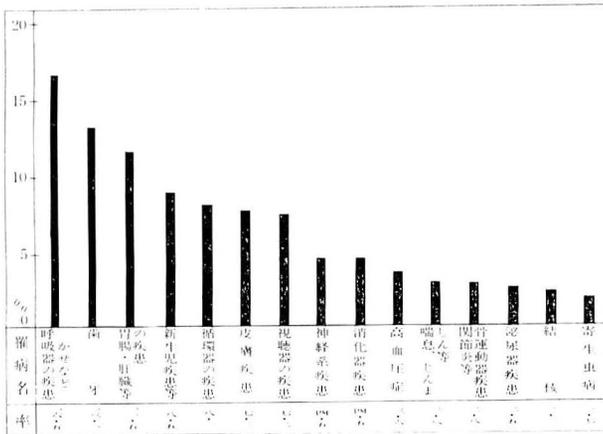
伝染病・食中毒

年	種	赤痢	日本腦炎	疫痢	腸チフス	猩紅熱	急性灰白髄炎(小兒麻痺)	以	食
度	別	發生	發生	發生	發生	發生	發生	累	中
昭和三十二年		一	一	一	一	一	一	二	毒
三十二年		二	一	一	一	一	一	一	毒
三十三年		二	一	一	一	一	一	一	毒
三十四年		一	二	一	一	一	一	一	毒
三十五年		一	一	一	一	一	一	一	毒
三十六年		一	一	一	一	一	一	一	毒
三十七年		一	一	一	一	一	一	一	毒
三十八年		一	一	一	一	一	一	一	毒
三十九年		一	一	一	一	一	一	一	毒
四〇年		一	一	一	一	一	一	一	毒
四一年		一	一	一	一	一	一	一	毒

川内町死因別死者数 年令別死者数  
(昭和37年)



川内町国保、病類別罹病人数 (昭和37年)



川内町死因別死亡者数 (昭和三十七年)

胃炎、胃腸炎	自殺	16 病性疾患	15 病性疾患	14 未熟児	13 結核	12 肺炎	不慮の事故		心臓疾患				悪性新生物			老衰	脳卒中	1 脳卒中	川内町 実数 死亡数に 対する率	愛媛県 実数 死亡数に 対する率
							11 その他の事故	10 自動車事故	9 病	8 心筋変性	7 慢性心内膜炎	6 動脈硬化性心臓病	5 その他の癌	4 肺癌	3 胃癌					
18 胃腸炎、大腸炎	17 自殺	15 病性疾患	14 未熟児	13 結核	12 肺炎	11 その他の事故	10 自動車事故	9 病	8 心筋変性	7 慢性心内膜炎	6 動脈硬化性心臓病	5 その他の癌	4 肺癌	3 胃癌	2 老衰	1 脳卒中	川内町 実数 死亡数に 対する率	愛媛県 実数 死亡数に 対する率		
三	五	一	三	二	〇	六	二	一	一	二	二	四	二	六	二	一五	三	二		
三・四	五・五	一・一	三・三	二・三	六・六	二・二	二・三	一・一	一・一	二・三	二・三	四・四	二・二	六・七	一・三	一六	二・七	二		
二四六	二四八	二五	二〇	三三	三四八	五六九	一、二四	一、七〇六	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	一、一八〇	二、七五	二、七五		
二・〇	二・一	二・一	二・三	二・八	二・九	四・七	九・三	一四・〇	一四・〇	一四・〇	一四・〇	一四・〇	一四・〇	一四・〇	一四・〇	一四・〇	二・〇	二・一		

診断名不明	19	三	三・四	〇	一・二
胃、腸の潰瘍	20	二	二・三	二五	一・二
腎炎	21	一	一・一	三三	一・九
肝硬変	22	一	一・一	三三	一・八
気管支炎	23	一	一・一	七九	〇・七
髄膜炎	24	一	一・一	〇	〇・七
腸閉塞	25	一	一・一	〇	〇・七
梅毒	26	一	一・一	〇	〇・七
良性新生物	27	〇	〇	一〇六	〇・九
先天奇形	28	〇	〇	七三	〇・六
伝染寄生疾患	29	〇	〇	七五	〇・六
出生児等の損傷	30	〇	〇	六六	〇・六
糖尿病	31	〇	〇	六	〇・五
その他	32	一〇	一・一、一、三、三	一〇	一・〇
総数	290	一〇〇	一、一〇三	一〇〇	一〇〇

川内町死因別死亡年令調

( ) 内女子数で内数である) 昭和37年

	0才	1	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	計	
1 脳 卒 中											1	(1)		2	4	4	2			15	
2 老 衰																2	1		4	12	
3 胃 癌												1	1	2	1	1				6	
4 肺 癌										(1)							1			2	
5 そ の 他 癌										1	(2)	(1)			(1)					4	
6 動脈硬化心臓病																	2	(1)		2	
7 心 内 膜 炎													1				(1)			2	
8 心 筋 変 性					(1)															(1)	
9 その他の心臓病												1								1	
10 自 動 車 事 故	(1)		1																	2	
11 その他の事故															1	(1)				2	
12 肺 炎	1										1					1	2	(1)	(1)	6	
13 結 核																				0	
14 未 熟 児	2	(1)																		2	
15 高血圧心臓病								1							1		1			3	
16 その他高血圧疾患																			(1)	(1)	
17 自 殺					(1)	1	(2)							(1)						5	
18 胃 炎、腸 炎																	(1)	(1)	1	3	
19 不 明 確				1			1							1						3	
20 胃 潰 瘍																	(1)		1	2	
21 腎 炎																1				1	
22 硬 肝 変 性																	1			1	
23 気 管 支 炎										1										1	
24 髄 膜 炎			1																	1	
25 腸 閉 塞																			1	1	
26 梅 毒										1										1	
27																				0	
28																				0	
29																				0	
30																				0	
31																				0	
32 そ の 他		1			1	1										1	3	(1)	(1)	(1)	10
総 数	3	2	1	1	3	2	2	3	4	3	5	3	6	11	15	14	11	14	11	90	
	(1)	(1)		(1)	(1)	(1)		(1)	(1)		(2)	(1)	(4)	(5)	(1)	(4)	(4)			(3)	

死亡順位 (川内町住民登録による)

五位		四位		三位		二位		一位		死因及率	年次
%	数	%	数	%	数	%	数	%	数		
六・二	六	九・三	九	九・三	九	一三・四	一三	一五・四	一五	全死亡数七	昭和三三年
	自殺		老衰		心臟疾患		中枢神経系の血管損傷		悪性新生物		
七・一	七	八・二	八	一〇・一	一〇	一四・三	一四	一九・四	一九	全死亡数六	三四年
	肺炎及び気管支炎		老衰		心臟疾患		悪性新生物		中枢神経系の血管損傷		
七・九	八	七・九	八	八・九	九	九・九	一〇	二九・七	三〇	全死亡数二	三五年
	胃炎及び十二指腸炎・腸炎及び大腸炎		老衰		肺炎及び気管支炎		悪性新生物		中枢神経系の血管損傷		
六・七	七	七・六	八	一五・六	一六	一六・二	一七	二・九	二三	全死亡数〇五	三六年
	不慮の事故		心臟疾患		悪性新生物		老衰		中枢神経系の血管損傷		
六・七	六	七・八	七	一三・三	一三	一三・三	一二	一六・七	一五	全死亡数六	三七年
	心臟疾患		肺炎及び気管支炎		老衰		悪性新生物		中枢神経系の血管損傷		
六・五	六	六・五	六	八・六	八	一五・一	一四	二九・〇	二七	全死亡数三	三八年
	不慮の事故		心臟疾患		老衰		悪性新生物		中枢神経系の血管損傷		
七・九	六	七・九	六	一一・八	九	一四・五	一一	二五・〇	一九	全死亡数七	三九年
	胃炎・十二指腸炎・腸炎及び大腸炎		不慮の事故		老衰		悪性新生物		中枢神経系の血管損傷		
八・〇	七	八・〇	七	九・三	八	一〇・三	九	二六・七	二五	全死亡数八	四〇年
	老衰		悪性新生物		不慮の事故		心臟疾患		中枢神経系の血管損傷		
七・六	七	七・六	七	七・六	七	一四・一	一三	二八・三	二六	全死亡数三	四一年
	胃炎・十二指腸炎・腸炎及び大腸炎		不慮の事故		老衰		悪性新生物		中枢神経系の血管損傷		

十位		九位		八位		七位		六位		
%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	
四・四	四	四・四	四	五・五	五	五・二	五	六・二	六	昭和三十三年
管支炎	肺炎及び気	腎炎及びネフローゼ	腎炎及び	全結核	全結核	不慮の事故	不慮の事故	胃炎・十二指腸炎・腸炎及び大腸炎	胃炎・十二指腸炎・腸炎及び大腸炎	三十四年
四・一	四	四・四	四	四・一	四	四・四	四	五・一	五	三十五年
疾患	新生児固有	寄生性疾患	伝染性及び	全結核	全結核	不慮の事故	不慮の事故	胃炎・十二指腸炎・腸炎及び大腸炎	胃炎・十二指腸炎・腸炎及び大腸炎	三十六年
二・〇	各二	四・〇	四	五・〇	五	五・〇	五	六・九	七	三十七年
疾患	肝硬変核	自殺	自殺	新生児固有疾患	新生児固有疾患	腎炎及びネフローゼ	腎炎及びネフローゼ	不慮の事故	不慮の事故	三十八年
一・九	二	一・九	二	一・九	二	五・七	六	六・七	七	三十九年
疾患	新生児固有	高血圧症	高血圧症	腎炎及びネフローゼ	腎炎及びネフローゼ	自殺	自殺	肺炎及び気管支炎	肺炎及び気管支炎	四十年
二・二	各二	三・三	三	四・四	四	四・四	四	五・六	五	四十一年
疾患	胃潰瘍	胃炎及び十二指腸炎及び大腸炎	胃炎及び十二指腸炎及び大腸炎	不慮の事故	不慮の事故	高血圧症	高血圧症	自殺	自殺	四十二年
三・二	三	三・二	三	三・二	三	四・三	四	四・三	四	四十三年
疾患	肝硬変症	胃潰瘍	胃潰瘍	肺炎及び気管支炎	肺炎及び気管支炎	腎炎及びネフローゼ	腎炎及びネフローゼ	自殺	自殺	四十四年
二・六	二	二・六	二	三・九	三	三・九	三	五・三	四	四十五年
疾患	新生児固有	胃潰瘍	胃潰瘍	肝硬変症	肝硬変症	心臓疾患	心臓疾患	肺炎及び気管支炎	肺炎及び気管支炎	四十六年
二・三	二	二・三	二	四・六	四	四・六	四	四・六	四	四十七年
疾患	肝硬変症	糖尿病	糖尿病	全結核	全結核	胃炎・十二指腸炎及び大腸炎	胃炎・十二指腸炎及び大腸炎	肺炎及び気管支炎	肺炎及び気管支炎	四十八年
三・三	三	三・三	三	四・三	四	五・五	五	六・五	六	四十九年
疾患	腎炎及びネフローゼ	全結核	全結核	新生児固有疾患	新生児固有疾患	心臓疾患	心臓疾患	肺炎及び気管支炎	肺炎及び気管支炎	五十年

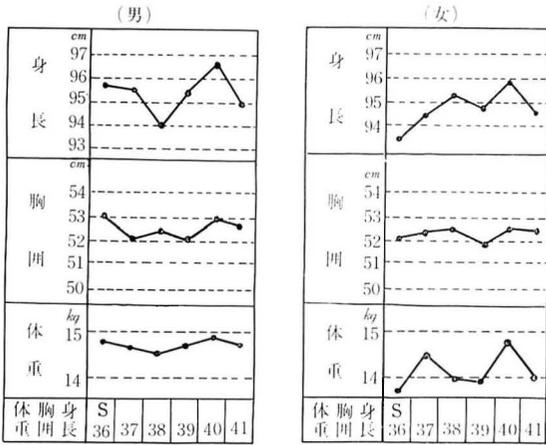
人口動態より見た推移 (川内町住民登録による)

(△印は減少)

年	昭和三年		三四年		三五年		三六年		三七年		三八年		三九年		四〇年		四一年	
	人口	出生数	人口	出生数	人口	出生数	人口	出生数	人口	出生数	人口	出生数	人口	出生数	人口	出生数	人口	出生数
人	11,569	299	11,500	207	11,481	268	11,077	244	11,269	242	11,027	253	10,731	255	10,399	238	10,106	279
出生	289	299	207	207	268	268	244	244	242	242	253	253	255	255	238	238	279	279
未熟児	11.4	3.5	11.1	2.5	11.5	2.2	13.0	1.9	9.9	1.4	13.7	2.2	5.2	8	6.5	9	3.8	3
死亡	8.5	9.8	8.5	9.8	8.8	10.1	9.5	10.5	8.0	9.0	8.4	9.3	7.6	8.7	8.7	8.7	9.1	9.3
乳児死亡	36.5	8	29.0	6	41.7	7	34.2	5	21.1	3	31.1	2	19.4	3	7.2	1	36.0	3
結核死亡	42.1	5	34.7	4	17.4	2	9.0	1	0	0	18.0	2	0	2	19.3	2	29.6	3
全死(中絶を含む)	83.7	20	117.6	26	87.0	26	110.5	10	149.7	25	157.7	23	188.9	25	131.1	22	141.3	23
自然死産	30.9	7	37.2	8	40.0	7	26.7	4	53.3	8	43.8	7	37.3	6	35.0	5	48.2	4
自然増加	10.4	131	9.5	109	5.8	67	3.7	41	4.6	52	5.4	60	7.4	79	5.0	51	△1.3	△1.3

### 三才児の身体計測の年次推移 (川内町)

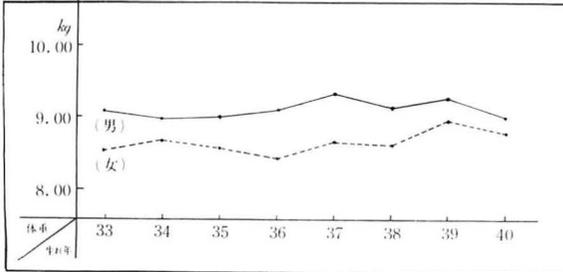
昭和36年度に三才児検診が実施され始めてより昭和41年度迄6年間の身体計測(身長、体重、胸囲)の推移は次のとおりである



検診率 昭和三九、四〇、四一年 一一〇〇%

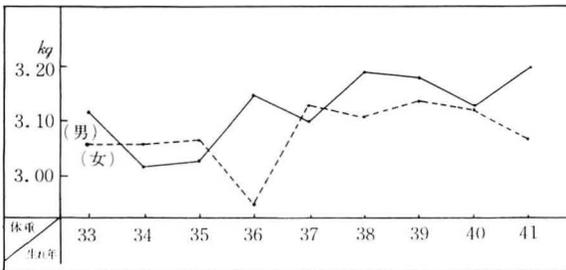
### 乳児体重の変遷 (川内町)

昭和33年度より昭和40年度までの育児学級開講時に於ける乳児体重の変遷は次のとおりである。



### 出生児の体重年次推移 (川内町)

昭和33年より昭和41年度まで過去9年間の出生児体重は次のとおりである。



離婚率	結婚		離婚率	結婚	
	率	数		率	数
0.9	11	78	0.9	11	78
0.9	11	101	0.9	11	116
0.8	9	61	0.8	9	70
0.6	7	81	0.6	7	90
1.1	13	86	1.1	13	97
0.6	7	81	0.6	7	90
0.8	9	87	0.8	9	93
1.3	13	88	1.3	13	97
0.6	6	71	0.6	6	77

(イ) 赤痢の大発生

昭和四十年四月六日茶堂地区に赤痢患者が新発生した。その後も続発の傾向があるので地区全員及び、他の発生患者について検便の実施をして、発見と予防にとめたが四月三十日までで真性患者十一名、保菌者五十四名計六十五名に達した。次いで五月二十日川内中学生の中に患者が発生した。それで川内中学生徒全員及びその他の検便による発生状況は、六月十七日までで真性二十八名、保菌者一三五名、計一六三名にも及んだ。川内中学校は臨時休業を行ない、中学校体育館を臨時隔離病舎にあてて、松山伝染病院と合せて収容することにした。町は全力をあげて防疫対策にとめたので初秋には全員、治癒して愁眉を開くことができた。尚十一月二十七日越冬保菌調査での第一次、第二次患者、保菌者及家族の一斉検便の結果も僅か保菌者三名の発見であった。

この発生の原因、経路等については調査中であるが、水源の共同使用や、流水使用による伝播ということが関係地区の多いことから考えられる。水源の確保、給水施設の衛生管理等が町住民の保健対策の重要事項として取りあげら

れるようになり、簡易水道敷設のことが急速に具体化してきたのである。

(ロ) 簡易水道の敷設

次のような経過で簡易水道敷設事業は目下進行中で四十二年度中には各戸配給水ができるであろう。

- 昭和年月日
- 四一、一、二 川上地区簡易水道推進協議会成立
- 四一、二、九 愛大西岡教授に委嘱して水源地調査
- 四一、五、九 県技師の助言によって水源井戸確定
- 四一、五、七 土地改良区への協力、水利問題交渉開始
- 四一、五、三 水道敷設地測量開始
- 四一、九、四 四一年度工事入札、用地買収
- 四一、一〇、三 起工式

(2) 町内医療機関

(三十九年調)

施設	数	院(所)長	関係者	開業	所
医院	一	医師 田中公明		大正五年	市場
"	一	長野正之		昭和三年	中の町
"	一	重松愛祐		三年	中の町
国保診療所	一	宮崎光男		三年	市場
歯科医院	一	歯科医 桑原 陽		大正	小坂

施設	〃	院(所)長	関係者	開業	所
数	一	〃 満石正男	助産婦 二 保健婦 一(兼)	昭和三年 宮西 〃 元年 中の町 〃 三年 市場	
薬局	一	薬剂士 渡部静子			
町営助産所 (母子健康センター)	一				

(3) 母子健康センター

町の母子衛生事業を推進し、妊産婦乳幼児に対して適切な保健指導を行ない、分娩に際しては、非衛生的になり勝な自宅分娩を排除して、衛生的で安全な助産を行ない、妊産婦の疾病を予防し健康な赤ちゃんの育成に万全を期するため、昭和三十六年度事業として建設されたものである。



川内母子センター (昭和36年)

昭和	町 管 理		非管理		町外利用 (センター)
	センター 分娩 分産	施設 自宅 分娩 小計	施設 自宅 分娩	合計	
三十七年	八	一五	二	一〇六	三
三十八年	九	四	三	一六	四
三十九年	三	四	一	一六	六
四〇年	六	四	一	一四	五
四一年	五	三	〇	九	三

産婦管理状況

場 所 南方二六二番地(市場)  
面 積 一〇三坪  
建築物の構造 木造平屋建、屋根厚型スレート 一部アルミ板葺  
外部大壁モルタル仕上  
総 経 費 八三三万円(内国庫補助一九六万円)  
内部施設  
分娩室 五 浴室 一 相談室 一 厨房 一  
講習室 一 事務室 一  
事業開始 昭和三十七年六月  
職 員  
主 事 一 保健婦 二 助産婦 一 給食係 一  
栄養士 一(兼)

(イ) 定例行事

妊婦検診	再診妊婦	第一、第四水	
歯科	幼児		
乳児	乳児	第三月、火	
家族計画相談		金午前中	
助産入所	所長許可者	都度	
離乳食講習	希望者		分娩料 二千元 (町外三千五百円) 入所料 二日五百円
育児学級		テキスト	
母親	初診妊婦	第二水	

(ロ) 母子健康センター運営協議会

この協議会は町長の諮問に依りて、母子健康センターの運営について協議答申し、母子健康の向上を図ることを目的とし、次の資格定数によって委嘱している。

一、公職を代表する委員

松山保健所長、町議会議長、町議会文教厚生委員長、国保運営協議会長、民生児童委員総務、婦人会長、国保診療所長 川内町公民館長

二、住民を代表する委員

町長が委嘱するもの五名

(4) 母子衛生実践会

昭和三十三年三月二十九日川内町全地区を母子衛生のモデル地区として県の指定をうけた。当時横灘四〇戸の部落では旧川上村時代から横灘母子愛育会を結成しており、河之内公民館でも乳幼児を主とした育児学級を開講しておる等一部の地区では、母子衛生に実績をあげておったのであるが、この指定を契機として自立的な健康管理を推進するために、町内十四地区に母子衛生実践会が組織された。

この実践会は母子健康センターと協力して母と子の問題だけに止まらず、結核及び寄生虫の予防駆除にまた環境衛生面での活動、住民の健康管理と蚊、ハエの駆除、ねずみ撲滅の薬剤のあっせん、講座、学級の出席督励等にあたりてきた。

役員会での研究、視察見学、年一回の母子衛生大会での地区民の研究発表討議等に松山保健所、母子健康センター職員、町内医師の指導助成を受けて役員は勿論地区民も衛生知識が高められ、すべての熱意が保健衛生行事と結果に前記統計に示すような実績をあげてきているのである。

主な事業	二才まで
育 児 学 級 ユニセフミルクの配給 成人病の 検 診 栄 養 講 座 一般、乳幼児予防接種 種痘	乳児食、病人食、老人食、農繁期食 ジフテリア、百日咳、小児麻疹、腸バラ、 種痘
寄 生 虫 駆 除 レントゲン 検 診 害虫、ネズミ 駆除 健康管理票の整備	検便、服薬 一般、精密

役員は次のようであった。

年 度	会 長	副会長	対策部長	副対策部長
昭和 三三年	町長 大窪晴市	渡部 清子	田中 花子	近藤トミエ
三四年	〃	田中 花子	菅野サトエ	佐伯マサ子
三五年	〃	佐伯マサ子	田中 花子	江戸町子
三六年	〃	正岡ツルヨ	江戸 町子	富久 牧子
三七年	〃	富久 牧子	江戸 町子	宇和川ツネヨ
三八年	〃	江戸 町子	戒能 房子	菅野タツ子
三九年	〃	菅野タツ子	白戸ツギエ	佐伯智恵子
四〇年	〃	白戸ツギエ	佐伯智恵子	亀田イサ子
四一年	〃	白戸ツギエ	松木喜代子	田中八重子

十四実践会毎に

会 長 一 副会長 一 対策部長 一

をもって地区内の実践指導にあたる。

#### 四、川内国民健康保険

##### (1) 国民健康保険組合の沿革

- 昭和
- 一六、一〇、一 三内村国民健康保険組合設立認可
  - 一六、二、一 療養、助産、歯科診療給付学童寄生虫駆除
  - 一七、五、一 保健婦設置
  - 一四、四、一 三内村公営移管
  - 一〇、三、一 直営診療所開設
  - 一七、二、二五 川上村国民健康保険組合設立認可
  - 一八、四、一 事業開始
  - 一八、一〇、一 保健婦設置
  - 一四、三、三 事業中止する
  - 一九、九、一 川上村公営により事業再開
  - 一〇、四、三五 三内村川上村合併により川内村国民健康保険組合として事業を継続する
  - 一三、四、一 二重加入制度廃止
  - 〃 一部負担金徴収制度を窓口払制度に変更、給付制限廃止

三六、九、一 診療報酬点数の地域差撤廃により直診乙表2が乙表の適用となる

三六、一〇、一 世帯主(準世帯主)七割給付実施

(2) 川内国民健康保険直営診療所の沿革

昭和  
二九、三、三三 三内村議会において三内村国民健康保険直営診療所設置を決議する

二九、八、三三 工事指名入札、松山市愛媛土建KK落札

二九、九、一〇 追加工事として直営助産所並びに医師住宅改築を愛媛土建と契約する

二九、一〇、一 則之内甲二、八〇〇番地(三内農協東側)に着工

三〇、三、五 工事完成

三〇、三、二 愛媛県知事より医療法第七条による開設認可をうける

三〇、三、二八 医師小川正俊氏初代所長に就任

三〇、三、一 診療開始

三〇、四、三五 合併により川内村国民健康保険直営診療所となる

旧診療所建物状況

敷地面積 二〇〇坪 (診療所五坪 助産所医師住宅五五坪)

土地費 一七、九〇〇円 建築工事費 三〇一、〇〇〇円

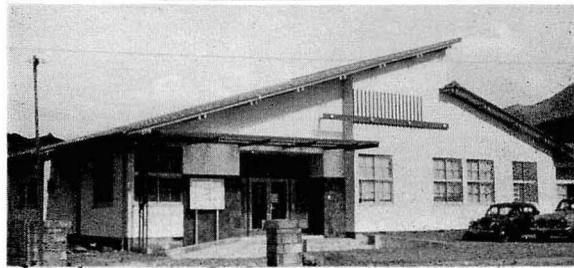
医療機械 三六、〇〇〇円 什器備品 三三、一五〇円

レントゲン 八七、〇〇〇円 往診車 八三、〇〇〇円

その他 二五、七三円 計 四七九、一三〇円



旧川内国保診療所(昭和三年)



新川内国保診療所(昭和三年)

診療所内訳

玄 関 事務室 診療室  
 処置室 待合室 レントゲン室  
 予備室 宿直室 使丁室  
 保健室 便所

財 源

国庫補助 268,000円 県費補助 3元,000円  
 一般会計繰入金 2,75元,000円 起 債 800,000円  
 その他 1,103円 計 四,791,000円

その後一時医師の招聘に苦労をしたが次第に順調な運営をつづけていた。昭和三十年母子健康センター助産所の新築の気運に際し、直営診療所も近接地に移転することとなり、助産所につづいて建設された。昭和三十八年一月末に竣工、移転を終えて四月二十二日落成式、新所での診療が行われるようになり、町民のうける利便は助産所と直営診療所の併設で一層増大した。建築の概要次のとおりである。

建築地 大字南方二六一番地、用地三三三坪  
 設 計 松山市 後藤種一

工 事 施工者 松川組

工 期 自昭和三七、八、二八  
 至〃 三八、一、一八

構造面積 木造平屋建厚型スレート葺 一六、三三坪  
 建築工費 五、六九、〇〇〇円 用地費 七三、〇〇〇円  
 その他 一五、〇〇〇円 計 六、五七、〇〇〇円

内部施設

玄関室 一 応接室 一 薬 局 一  
 診察室 一 処置室 一 病 室 七  
 待合室 一 事務室 一 レントゲン室 一  
 物療室 一 看護婦室 一  
 他に 医師住宅 一 看護婦住宅 一

(3) 診療所医師名

氏 名	出身地	学 歴	専攻	就 任	退 任
小川正俊	北宇和郡	日本医専	内 科	昭和 三〇、一、一	昭和 三三、六、六
柏村幹夫	山口 県	山口医大	内 科	三、八、一	三、八、五
鈴木大策	熊本 県	熊本医大	婦人科	三、七、四	三、九、九
山上靖史	大分 県	熊本医大	外 科	三、四、〇	三、四、五
瀬口悦司	熊本 県	熊本医大	婦人科	三、九、九	三、〇、三
宮崎光男	西宇和郡	順天堂医大	外 科	三、一、一	

国保運営協議会

次のような委員で構成され、都度々々問題を協議して推進している。

昭和四一年

被保険者代表

八 木 仲 好

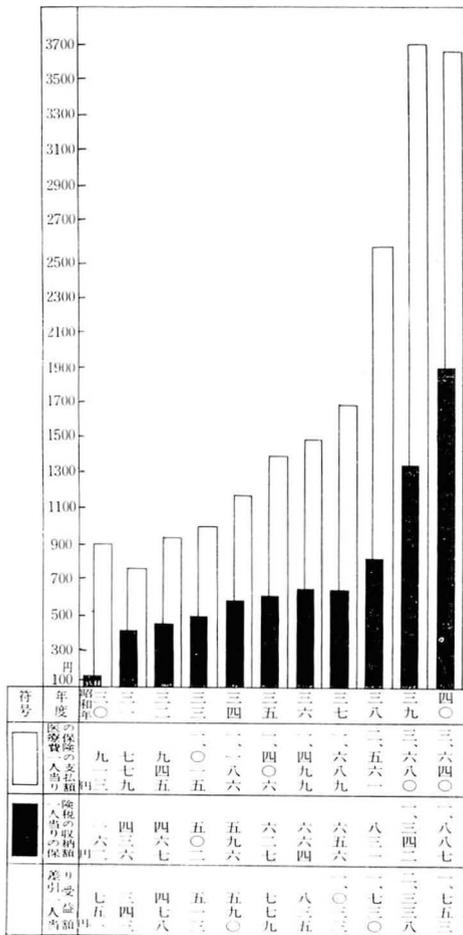
森 房 義

(4) 保 險 給 付

川内町の世帯数にして七一パーセント、人口にして七十三パーセントを占めている川内町国民健康保険組合の給付状況から、町民の健康状況をみると、逐年給付額は上昇している。これは町民の健康管理の充実してきたことを意味するものであり、予防的処置、早期対策が適切にとられている

被保険者代表 白戸ツギエ  
 公益代表 大西梅吉  
 " 近藤朝見  
 " 渡部国恵  
 保険医代表 宮崎光男  
 " 満石正男  
 " 長野正之

年度別保険給付と保険税収比較表 (川内町)



ことを物語るものと思われる。給付額の上昇は勢い、加入者の税負担の増加をきたしているが、これとても次表の示すように個人の受ける利益は漸増してきておるのである。それでこの国民健康保険組合制度の利用を一層徹底させて、健康管理の実をあげたいものである。

年度別の加入者数療養件数、日数、給付額等表記すると次のとおりである。

川内町国民健康保険直営診療所、年度別利用状況調

区分	年度別					
	昭和三五年度	昭和三六年度	昭和三七年度	昭和三八年度	昭和三九年度	昭和四〇年度
件数	入院 計	入院 計	入院 計	入院 計	入院 計	入院 計
件数	400	162	113	238	180	233
件数	4,833	4,044	4,152	6,333	5,071	5,254
件数	5,333	4,766	4,265	6,561	5,551	5,476
日数	入院 計	入院 計	入院 計	入院 計	入院 計	入院 計
日数	3,034	664	865	3,359	2,368	2,735
日数	14,907	12,677	1,653	25,045	25,475	22,371
日数	17,941	13,322	17,399	28,304	27,843	24,096
費用額	入院 計	入院 計	入院 計	入院 計	入院 計	入院 計
費用額	1,777,521	604,077	894,645	3,019,871	2,420,844	3,337,298
費用額	3,356,334	3,397,091	4,790,988	9,709,238	10,151,655	9,370,126
費用額	4,931,445	4,101,088	5,685,651	12,739,109	12,606,009	12,697,435

川内町国民健康保険病類別罹病給付表 (川内町)

番号	病類別	内容	三六年度		三七年度	
			件数	費用	件数	費用
4	結核	呼吸器系、その他	四五三	二,五八〇,〇〇〇	四三三	一,八四三,一五四
2	性病	梅毒、淋菌感染、その他	二八	五六,〇〇〇	五八	一三二,二五六
3	伝染病	法定伝染病、ペスト、急性灰白髄炎、日本脳炎	四	六,〇〇〇	五	一三,七九四
4	流行性感冒		四〇〇	二二〇,〇〇〇	一八六	八四,〇一九
5	その他の伝染病	丹毒、破傷風、敗血症、らい、流行性角(結)膜炎、麻疹、水痘、泉熱、耳下腺炎、百日咳、トラコーム等	二四二	二九,〇〇〇	一四〇	三三,〇七九
6	寄生虫病	住血吸虫症、ジストマ、糸虫症、鉤虫症、蛔虫症、シラクモ、疥癬等	四九四	一八七,〇〇〇	三四三	一五二,八八三
7	新生物	がん、肉腫、白血病、骨腫等	一三六	八二〇,〇〇〇	九〇	九二八,九八七

25	皮膚及び疎性結合組織の疾患	疥せつよう、急性リンパ膜炎、伝染性いば、湿疹、皮下組織の疾患等	一、六六〇、〇〇〇	一、〇八三、〇〇〇	一、四二六	八四三、九三九
24	分娩、産褥合併症	妊娠時の腎盂炎、前置胎盤、子宮外妊娠、産褥の合併症等	三二四	四〇〇、〇〇〇	三三〇	四四、四〇一
23	性泌尿器の疾患	尿道炎、性器の疾患、腎盂炎、結石等	五三九	一、七六〇、〇〇〇	五〇二	六五〇、〇〇〇
22	腎炎、ネフローゼ	腎炎、ネフローゼ、腎臓の硬化、萎縮腎等	二四	三七五、〇〇〇	七九	三九七、〇〇〇
21	歯牙	むしば、歯牙支持組織の疾患、補綴	二、七四一	二、七八〇、〇〇〇	二、五四九	二、七二九、四〇〇
20	胃腸、肝臓、胆のう	胃及び十二指腸の疾患、胃潰瘍、胆石症、胆のう炎、肝臓の疾患等	二、六〇九	二、三八〇、〇〇〇	二、二五二	二、七〇八、五〇一
19	虫垂炎、ヘルニヤ		一七	五八〇、〇〇〇	一四三	五八三、一五五
18	消化器の疾患	口内炎、舌炎、食道の疾患、腸閉塞、痔瘻、腹膜炎、大腸炎、腸の機能異常等	九四三	一、七二〇、〇〇〇	八八九	二、〇五六、五五〇
17	呼吸器の疾患	かぜひき、扁桃腺、アデノイド、肺炎、気管支炎等	三、五四一	二、〇八四、〇〇〇	三、二二六	二、六二二、八〇〇
16	高血圧症		七六〇	九七八、〇〇〇	七二八	九五六、八三六
15	循環器の疾患	リュウマチ熱、心のう炎、心内膜炎、心筋炎、心臓疾患、全身動脈硬化症、しもやけ、低血圧症等	四七五	一、〇八九、〇〇〇	五三三	一、一〇〇、一〇〇
14	視聽器の疾患	麦粒腫、眼瞼炎、白内障、外耳炎、中耳炎、盲ろう啞等	一、三五六	一、〇〇四、〇〇〇	一、四三三	一、四五三、五八六
13	その他の神経系の疾患	腕神経炎、坐骨神経痛、顔面神経麻痺、てんかん、脳貧血等	七四六	九八六、〇〇〇	八九三	一、一八、九七六
12	傷	脳出血、脳血栓症、脳軟化、卒中、半身不随等	六三	一七六、〇〇〇	六三	三三七、九六七
11	精神病、精神神経症及び人格異常	精神分裂症、躁うつ症、精神神経症、精神薄弱等	一七八	一、三四、〇〇〇	一七七	一、一三、〇八四
10	血液、造血器疾患	貧血、紫斑病、脾臓の疾患等	二二三	一八一、〇〇〇	一三五	四七四、一三三
9	物質代謝反応及びビタミン及栄養欠乏症	甲状腺の疾患、糖尿病、卵巣丸の機能異常内分泌腺の疾患、脚気くる病、肥満性等	一三三	二九三、〇〇〇	一五三	四三六、三八九
8	アレルギー性疾患	喘息、じんま疹、アレルギー性湿疹	四五五	四六七、〇〇〇	五四四	五〇〇、二二三

番号	病 類 名	三八年年度		三九年年度		四〇年度	
		件数	費用額	件数	費用額	件数	費用額
12	中枢神経系の血管損傷	〇六二	三九三、六六〇	一一九	八七四、六三三	二五二	一、六〇七、四六三
11	精神病・精神経及人格異常	〇五一	五三三、五九元	一六八	七九九、七三五	五七	三五四、五〇七
10	血液・造血器疾患	〇四〇	五八八、〇九七	一〇一	五五三、五六三	一〇八	九八六、六六一
9	物質代謝反応ビタミン及び栄養欠乏症	〇三九	一八八、七五四	二二六	二九五、七四〇	九三	一九三、四〇一
8	アレルギー性疾患	〇三八	七七一、一六四	六二二	一、〇八三、二七九	五二三	九三、六二九
7	新 生 物	〇二七	一、八〇四、六七七	一〇一	一、四四〇、一九八	一〇五	一、二七〇、九九五
6	寄 生 虫 病	〇一八	二〇六、四六六	一五三	六七七、四七三	六三	二七、三三九
5	その他の伝染病	〇一五	三二二、八八七	八四	一三二、二四四	五七	五三、五四五
4	流 行 性 感 冒	〇八四	一〇、三四四	五四	四三、四二	六三〇	七二、五〇〇
3	伝 染 病	〇一〇	〇	六	五、二九五	七八	二二、七一九
2	性 病	〇一四	二二五、九七七	六三	二〇四、一九九	二四	四四、〇五
1	結 核	〇一〇	一、四二二、五二一	四三三	一、七三六、二九九	四三三	一、六六、七四

計			二〇、〇一九八	二六、〇一四、〇〇〇	一九四、一九	二七、〇四六、三三〇
29	老衰その他					
28	事故中毒	老衰、全身けいれん、めまい、不眠症幻覚、心悸亢進等	一九五三	二、三五、〇〇〇	一、七一九	二、二六、〇〇〇
27	新生児疾患	先天奇形、先天性水頭症寤唇、その他新生児疾患				
26	骨運動器の疾患	関節炎、筋炎、骨膜炎、扁平足、内反膝脊柱彎曲等	五三三	九八二、〇〇〇	五四〇	九四七、三三〇

合	29	老衰・その他	一五二元	二、三五九	三七、五九一、三五三	三三、一四三	四七、四五二、九二四	二二、二二三	四五、五〇五、三七九
	28	事故中毒	一六二六	一、五三三	三、八三三、四二〇	一、一七三	三、四九四、二六	一、〇七七	三、四六三、八六〇
	27	新生児疾患	一四二七	四八	五五、六七	一八	一一、〇三	六〇	四五九、二九七
	26	骨・運動器の疾患	一三二六	七五五	二、四五五、四九	一、五二七	四、五九八、三六	一、三四四	三、三四〇、四三五
	25	組織の疾患	一三五	一、五三三	一、一七五、三三八	一、五四七	二、三八三、三九八	一、一一〇	一、五四六、五六六
	24	皮膚及疎性結合	一一二四	二七六	六六八、二六八	二四九	三七六、四四九	一七四	五〇八、八六九
	23	分娩産褥合併症	一〇三三	六〇	一、〇八一、四四〇	五八五	一、一九〇、三六一	四八〇	九七二、九六六
	22	性泌尿器系の疾患	一〇三三	一一〇	七〇六、一八二	二一九	五四〇、八三七	一一四	四四三、六九八
	21	腎炎・ネフローゼ	一〇三三	二、七三三	三、四五五、七九六	三、一一四	三、八一〇、四七七	三、二九七	四、九四五、二二三
	20	歯	〇九二	二、六六六	四、三九六、五九〇	二、九二八	六、四六七、公五	二、五三八	六、九八七、三五
	19	胃腸・肝臓・胆嚢・胆管の疾患	〇九〇	三、四二	一、三七六、六九	二、一〇	一、〇三五、九七三	一九五	一、一四三、三三
	18	虫垂炎・ヘルニヤ	〇九八	五八二	九六六、五五八	三五四	七四五、一九七	二五五	四〇四、八二〇
	17	消化器系の疾患	〇八七	三、五七七	三、五七六、四九六	四、六三二	五、六九四、九五九	四、一八四	四、五九九、五八九
	16	呼吸器系の疾患	〇七六	九〇九	二、〇〇〇、三〇	七八九	二、二〇〇、三〇	八五二	一、七六九、五八三
	15	高血圧症	〇七五	七七八	一、七四〇、七六三	六六三	二、八七六、三五三	六三九	二、七六、九一四
	14	循環器系の疾患	〇六四	一、五九六	一、八二四、七五七	一、九六二	二、五二〇、五二七	一、七二三	二、八〇〇、三九三
	13	視聴器の疾患	〇六三	九二	一、五七八、四三二	八八	一、六六三、六三八	六七八	一、二八二、二〇六
		その他の神経系の疾患	〇六三	九二	一、五七八、四三二	八八	一、六六三、六三八	六七八	一、二八二、二〇六



川内町国民健康保険年度別給付状況調

年度別	昭和										
	三〇年	三一年									
年度別	三〇年	三一年	三二年	三三年	三四年	三五年	三六年	三七年	三八年	三九年	四〇年
一人当り繰入金	四、五〇、〇〇〇	四、六五、〇〇〇	四、八〇、〇〇〇	四、九五、〇〇〇	五、一〇、〇〇〇	五、二五、〇〇〇	五、四〇、〇〇〇	五、五五、〇〇〇	五、七〇、〇〇〇	五、八五、〇〇〇	六、〇〇、〇〇〇
一般会計繰入金	四、六五、〇〇〇	四、八〇、〇〇〇	四、九五、〇〇〇	五、一〇、〇〇〇	五、二五、〇〇〇	五、四〇、〇〇〇	五、五五、〇〇〇	五、七〇、〇〇〇	五、八五、〇〇〇	六、〇〇、〇〇〇	六、一五、〇〇〇
国庫補助	三〇三・九	四〇八・七	四三三・二	四六〇・〇	四八七・四	五一四・八	五四一・二	五六八・六	五九六・〇	六二三・四	六五〇・八
一人当り繰入金	四七・七五	一八六・七六	一八七・三三	一五五	一五九	一〇八	二六	三三	二八	二六	二四
決算剰余金	〇	一四〇、四三三	三、四八六△六六、〇七九	三五二、九三二、四九三、二七九、九〇〇、九三二、五九八、八六一、六五、九八八△四四六、六七七							

年度別	昭和									
	三〇年	三一年								
	三〇年	三一年	三二年	三三年	三四年	三五年	三六年	三七年	三八年	三九年
入院	六四八	七三三	九二九	八六三	九五〇	一、一三二	八八一	七四一	八五五	八八九
入院外	二〇、五八五	二〇、一三三	二二、三二一	一八、五二四	一八、〇二八	一九、八七八	一七、五六九	一六、一七三	一七、七六八	一九、〇六三
診療費	二、六三七	二、八四	三、二四九	三、〇二四	二、八七一	二、五〇四	二、七〇	二、四八〇	二、七三六	三、一九一
費計	三三、八七〇	三三、七三九	二六、四八九	三三、三九一	二二、八四九	三三、五〇三	二二、一五	一九、三九三	二二、三五九	三三、一四三
薬剤支給	—	—	—	五	—	七	一九	二三	三三	四八
小計	三三、八七〇	三三、七三九	二六、四八九	三三、三九六	二二、八五一	三三、五〇〇	二二、一七〇	一九、四一六	二二、三九一	三三、一九〇
療養費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
診療費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
費計	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
療養諸費合計	三三、九四七	三三、八三三	二六、五六六	三三、四五九	二二、八九九	三三、五四四	二二、九四四	一九、四四一	二二、四二一	三三、二九



金担負部一		分担負者除保		分担負者除保		額用費		年度別
付給の療養		療養		付給の療養		療養		
小薬剂支給計	費療診 入院外 入院	費療診 その他	療養諸費合計	小薬剂支給計	費療診 入院外 入院	費療診 その他	療養諸費合計	
六二六四三三	四九〇九三九	一四、七九四	八、九二二、四六七	八七七七三三	二六〇五三九	二四九七四〇	一五五五三、三九二	昭和 三〇年
七九五八九〇	六二六四三三	一六、二三八	八、四一、六五五	七九五七七七	二五五二八二	三七、四六〇	一六三九五三〇	三一年
九五〇二〇四	七九五八九〇	一一、二一九	一〇〇九一、三六	九九八〇、二四二	三五四九三七	二二、三四	三五四四三六	三二年
一〇八四四三六	九五〇二〇四	九七、二七五	九八三五五九四	九七七八四九	二九七九六〇	一九四三七	二一九九六六	三三年
二二六六三六	一〇八四四三六	九一、二一七	一一、二九六三六九	一一、〇五二、五三	四二四八、二五五	一八二、二四四	二六七九七九	三四年
三三八一七七八	二二六六三六	九八、八八五	二二、九九四、〇六	二二、八八九、三三	五二、四五八〇	一九〇、五六七	三三、四九六三	三五年
二二八八七九	三三八一七七八	九五、二七九	三三、九四九、〇六	三三、七八三、八三八	四七、四七〇、三三	一七三、五六七	四二、六六三九	三六年
二七四七七九	二二八八七九	二九、三五五	三三、八三三、五七	三三、五五〇、〇〇	五二、六六二、七四	四九、一三〇	三六、五九〇〇	三七年
三〇〇七九四	二七四七七九	七、二五九	三三、七〇七、二七	三三、五五〇、〇〇	五二、六六二、七四	二六、〇〇〇	三六、五九〇〇	三八年
三〇七六八九	三〇〇七九四	八、一三五	三三、六二一、〇二	三三、五五〇、〇〇	四七、四七〇、三三	四六、五〇〇	三六、五九〇〇	三九年
三九三三、二六九	三〇七六八九	二九、九七七	三三、五三三、二六	三三、五五〇、〇〇	四七、四七〇、三三	五七、五四九八	三六、五九〇〇	四〇年



療養諸費合計	療費		療費		療費		療費				
	診療費	その他	診療費	その他	診療費	その他	診療費	その他			
六四九	三、四三	一	二、八三六	三、〇八五	一、〇三五	一、二一九	一、三三二	一、四三三	一、七六五	二、〇五三	二、四四六
六八九	五、〇三三	一	二、八六六	三、〇八五	四、七九六	一、二一九	一、三三二	一、四三三	一、七六五	二、〇五三	二、四四六
七六六	二、八六六	一	三、〇八五	三、〇八五	四、七九六	一、二一九	一、三三二	一、四三三	一、七六五	二、〇五三	二、四四六
八八七	三、〇八五	一	五、〇三九	五、〇三九	四、七九六	一、二一九	一、三三二	一、四三三	一、七六五	二、〇五三	二、四四六
一、〇三五	四、七九六	一	五、〇三九	五、〇三九	四、七九六	一、二一九	一、三三二	一、四三三	一、七六五	二、〇五三	二、四四六
一、二一九	五、五五五	一	五、五七	五、五七	五、五五五	一、二一九	一、三三二	一、四三三	一、七六五	二、〇五三	二、四四六
一、三三二	七、九四〇	一	八、〇三	八、〇三	七、九四〇	一、三三二	一、四三三	一、五三三	一、八三三	二、一三三	二、五三三
一、四三三	二、三、四八四	一	二、七二九	二、七二九	二、三、四八四	一、四三三	一、五三三	一、六三三	一、九三三	二、二三三	二、六三三
一、五三三	六、六〇〇	一	六、六〇〇	六、六〇〇	六、六〇〇	一、五三三	一、六三三	一、七三三	二、〇三三	二、一三三	二、四三三
一、六三三	六、九八六	一	七、一〇八	七、一〇八	六、九八六	一、六三三	一、七三三	一、八三三	二、一三三	二、二三三	二、五三三
一、七三三	七、七五〇	一	七、七五〇	七、七五〇	七、七五〇	一、七三三	一、八三三	一、九三三	二、二三三	二、三三三	二、六三三
一、八三三	七、〇〇〇	一	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	一、八三三	一、九三三	二、〇三三	二、三三三	二、四三三	二、七三三
一、九三三	七、〇〇〇	一	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	一、九三三	二、〇三三	二、一三三	二、四三三	二、五三三	二、八三三
二、〇三三	二、七八〇	一	二、七八〇	二、七八〇	二、七八〇	二、〇三三	二、一三三	二、二三三	二、五三三	二、六三三	二、九三三

## 五、国民年金

### (1) 目的

国民年金法は昭和三十四年十一月一日(法律第一四一号)制定、老令、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこ

### (2) 福祉年金

なわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的としている。  
昭和三十四年十一月から保険料無拠出にて年金の給付が実施された。

法の改正	年金種類	受給要件	年		額	
			三十四、十一月～ 三十八年八月まで	三十八年八月～ 三十九年九月まで	四十一年九月～ 四十三年三月まで	四十三年三月～ 四十三年一月～
老令 福祉年金	七〇才に達した月の翌月 から失権するまで	一級障害 例) 全盲・啞・言語障害 両手又は両足機能不全	一、二、〇〇〇円 (月一、〇〇〇円)	一、三、二〇〇円 (月一、二〇〇円)	一、五、六〇〇円 (月一、三〇〇円)	一、八、〇〇〇円 (月一、五〇〇円)
			一、八、〇〇〇円 (月一、五〇〇円)	二、一、六〇〇円 (月一、八〇〇円)	二、四、〇〇〇円 (月二、〇〇〇円)	二、六、六〇〇円 (月二、二〇〇円)
			二、一、〇〇〇円 (月一、〇〇〇円)	一、五、六〇〇円 (月一、六〇〇円)	一、八、〇〇〇円 (月一、五〇〇円)	二、〇、四〇〇円 (月一、七〇〇円)
母子(準母子) 福祉年金	義務教育終了前の子をも つ夫に死別した妻、又は 子の姉或は祖母	二人目の子から一人 につき四、八〇〇円加算	二、一、〇〇〇円 (月一、〇〇〇円)	一、五、六〇〇円 (月一、六〇〇円)	一、八、〇〇〇円 (月一、五〇〇円)	二、〇、四〇〇円 (月一、七〇〇円)
			一、二、〇〇〇円 (月一、〇〇〇円)	一、五、六〇〇円 (月一、六〇〇円)	一、八、〇〇〇円 (月一、五〇〇円)	二、〇、四〇〇円 (月一、七〇〇円)
			一、二、〇〇〇円 (月一、〇〇〇円)	一、五、六〇〇円 (月一、六〇〇円)	一、八、〇〇〇円 (月一、五〇〇円)	二、〇、四〇〇円 (月一、七〇〇円)
法の改正	受給要件	二人目の子から一人 につき四、八〇〇円加算	三十九年九月 法律第一五号改定	四十一年九月 法律第三五号改定		
			四十一年九月 法律第三五号改定			

支給停止

所得による停止

年別	昭和三十二年	昭和三十四年	昭和三十五年	昭和三十六年	昭和三十七年	昭和三十八年	昭和三十九年	昭和四十年
本人の所得による制限	110,000円	130,000円	130,000円	150,000円	155,000円	155,000円	155,000円	155,000円
配偶者の所得による制限	所得税額なし	"	"	"	所得税額 196,490円	所得税額 232,590円	所得税額 277,990円	
扶養義務者の所得による制限	所得税額 23,600円	"	"	"	所得税額 38,850円 38,850円 40,000円 39,950円 41,000円	"	"	
注					扶養親族等の数一人の場合 38,850円	扶養親族等の数一人の場合 38,850円	扶養親族等の数一人の場合 38,850円	扶養親族等の数一人の場合 38,850円

恩給等による停止

種別	期間	制限額	制限額	制限額	制限額
普通恩給受給者	昭和三十四年七月～昭和三十七年九月	昭和三十七年十月～昭和三十八年三月	昭和三十九年一月～昭和三十九年九月	昭和三十九年十月～	
公務扶助料(戦争)受給者	年金額が恩給額を越える額	制限額 70,000円	制限額 80,000円	制限額 110,500円	

受給権者数

年度別	昭和三十四年度	昭和三十五年度
種別		
老令	44人	43人
障害	27人	25人
母	44人	40人
子	0人	52人
計	115人	160人

昭和三十六年度	457
昭和三十七年度	503
昭和三十八年度	533
昭和三十九年度	559
昭和四十年	580
昭和三十六年度	36
昭和三十七年度	36
昭和三十八年度	36
昭和三十九年度	36
昭和四十年	36
昭和三十六年度	75
昭和三十七年度	75
昭和三十八年度	75
昭和三十九年度	75
昭和四十年	75

(3) 振出年金 (昭和三十六年四月実施)

料 險 保 者 入 加				料 險 保 者 入 加	
付納 法方	除 免	額	入 加 意 任		入 加 制 強
			令 入 加 意 任	高 入 加 意 任 令 若	
三十六年～四十年 度まで国民年金印紙を貼付、 検認を受ける。 四十一年から税、電話使用料等と 集合口による徴収	生活保護法による生活保護の適用を受けている者	二十才—三十四才まで 月額 一〇〇円 三十五才—六十才まで ” 一五〇円	1 昭和三十六年三月三十一日までに届出のあった明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までに生れた者	届出による 1 他の公的年金制度に加入している者の配偶者 2 公的年金受給者とその配偶者 3 高校、大学、専門学校に在籍する者	二十才以上六十才未満(経過的措施)六十才を明治四十四年四月二日以降に生年月月の属するものと読み代る) 1 他の公的年金制度に加入している者と その配偶者 2 公的年金受給者とその配偶者 3 高校、大学、専門学校に在籍する者(学生)

数 者 権 給 受 に び 並 額 付 給 と 類 種 の 金 年			
(子母標準) 子母年	金 年 害 障	金 年 令 老	年 金 額
老令年金の算出法により得た額の1/2 この額が一二、〇〇〇円を下る場合は一、二、〇〇〇円 二人目の子から一人につき四、八〇〇円を加算	1、二級障害 老令年金の算出額と同額 この額が二四、〇〇〇円を下る場合は二四、〇〇〇円を給付 2、一級障害 二級の計算法で得た額に六、〇〇〇円を加算した額	六五才から給付 1、保険料納付期間 納付年数に九〇〇円を乗じた額 二十年を越えた場合 2、保険料納付期間 二十年を越えた場合 越えた年数に一、二〇〇円乗じた額に①で得た額を加えた額 3、保険料を免除されいる場合 免除期間に三五〇円を乗じた額	三十六年四月から 昭和四十一年 十二月まで
準 母 0	0	0	36年度
0	0	0	37
0	0	0	38
0	0	0	39
0	0	0	40
0	0	0	41
0	0	0	計
0	6	0	受給権者の発生

## 第十章 名勝旧跡

### 一、汐岳、滑床

伊予古跡誌に「危岩の巔に泉あり、増減海潮に従ふ。味亦鹹なり、因って汐岳と名く」とある。汐岳は大字明河海上部落にあり、高さ三十米幅百米内外砂礫岩の侵蝕されたものが露出して、奇怪な岩脈を見せている。古来毎月、旧曆の十五日には、その岩層の中から塩を噴き出す、といわれてきた。實際現に塩状の粉末が出ているが、あまり塩辛くはない。この断層のまるくいりこんだ所に、塩釜神が祀られている。附近には木の葉石や貝類等の化石がでることがある。この汐岳から上流一軒ばかりの間を滑床という。川床全体が子持岩の層で覆われ、断層あり、滑かな布引のせせらぎ潺あり、水流のため侵蝕せられた茶碗型の穴一駒の足跡という一即ち窟穴あり、洑ありで、さかのぼるのに興がつかない。川床のつまる所に滝がある。奥の滝といって、高さ十六米余美観である。春は山吹、夏は水水のような涼気、秋は紅葉と知る人はまだ少いが地方稀な景勝の地である。

年金の種類と給付額並びに受給権者数

金時一亡死	金年婦寡	金年児遺
三年以上保険料を納めている場合 族に一時金を支給	夫が支給要件を満たして死亡した場合 夫の受給予定額の $\frac{1}{2}$ を六〇才から六五才まで	老令年金の算出方法より得た額の $\frac{1}{2}$ この額が一、二、〇〇円を下る場合は一、二、〇〇〇円 二人目の子から一人につき四、八〇〇円加算
0	0	0
0	0	0
0	0	0
2	0	0
2	0	0
1	0	0
5	0	0

四十二年一月から年金給付額は改正される

年度別国民年金被保険者並びに免除者数

種別	年度	強制加入		任意加入		免除者計
		加入	加入	加入	加入	
種別	昭和三六年	三、四〇八	三、一三三	三、〇三三	三、四四三	五九八
	三七年	三、〇五九	三、二二二	三、三三三	三、四四三	五三七
	三八年	三、〇五九	三、二二二	三、三三三	三、四四三	四七九
	三九年	三、九二九	三、二二二	三、三三三	三、四四三	四九一
	四〇年	二、九五九	三、二二二	三、三三三	三、四四三	五三七
	四一〇年	三、九五九	三、二二二	三、三三三	三、四四三	四九一

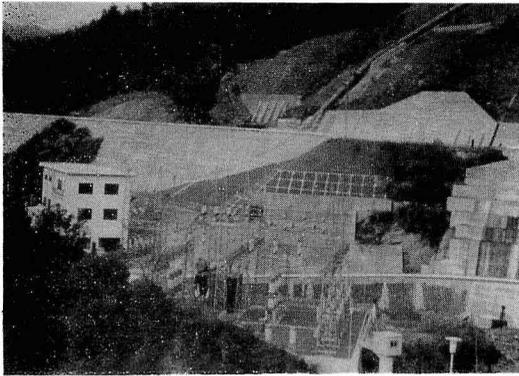


り水少々つづつ流れ申候処、満汐の時は多く、干汐の時は水少流るゝよし。是とても時として水多少御座候得共、山分の事故時□□分にかたく候へ共、右申し伝へし通り汐の満干につれて多少候哉無覚束、然共れ右の通申伝候。

(資料一、平家谷を訪ねて 大内優徳 参照)  
七月の滑川 八木繁一

## 二、道前道後発電所

道前道後水利開発事業によってできた第二発電所は、大字明河九騎にあつて、伊予鉄バス滑川海上線の便がある。滑床観賞の途中にあるので、足をとめたい場所である。



道前道後発電所(第3) 川内町田桑 (昭和39年1月18日)

第三発電所は大字河之内字土谷田桑にあり、バス新居浜線田桑停留所下車、国道十一号線に沿い見上げ見下ろす発電所全景は桜三里の景勝の一つに数えられる。落差一八八米の導水管、一万六千キロワットの県下最大の発電力をもつ発電機、事務所のある七三一平方メートルの鉄筋三階建の建物、近代科学の粋をあつめた一人制御方式の運転系統、これ等は皆我々の知見を拓げてくれるであろう。尚中山川には堤高二十米、堤長五十四米、貯水量一四九・五六〇立方メートルの逆調整池がつくられ、それに満々と面河からきた水をたたえ、ここから道前道後平野へ分水するようになってゐる。

## 三、桜三里の桜樹

(本誌国道十一号線一〇六頁参照)

昔の讃岐街道(金毘羅街道)であった中山越三里の間は、貞享四年(一六八七年)松山藩士代官矢野五郎右衛門源太が、藩の囚人をつかつて八、二四〇本の桜樹を植えさせて、くずれやすいこの地方の砂防対策にし、成樹の後は旅人の旅情をなぐさめた難所であり、名所であるこの地を俗に桜三里という。その後「桜三里は源太の仕置き、花は咲くとも実はなるな。」の俗謡も次第に忘れられるままに幾



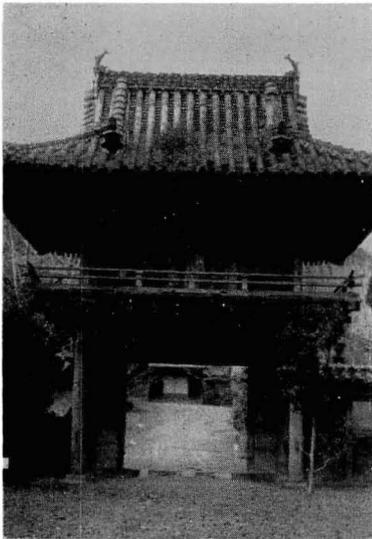
旧国道（桜三里）の桜

星霜を経て、桜樹も老木となって古朽し、又昭和三十七年国道改修で旧街道をはずれた所が多いので、今残って目にふれるものは、椴皮峠附近にある補植の大本が、往時をしのばせてくれるばかりである。それも昭和三十八年国道が路線を則之内に変更開通してからは、土谷・椴皮峠・松瀬川間の路線は町道に編入替となり、人車往来が急激に減じ、今では里人が利用するだけになった。川内町はこの由緒深い名所のすたるのを惜んで、先年新たに植樹をしたので、この分も今かなりに成長しているし、又昭和三十八・九年緑化推進運動の一環として、新桜三里の復興を意図し、営林省・県の関係者を招いて植樹祭を施行

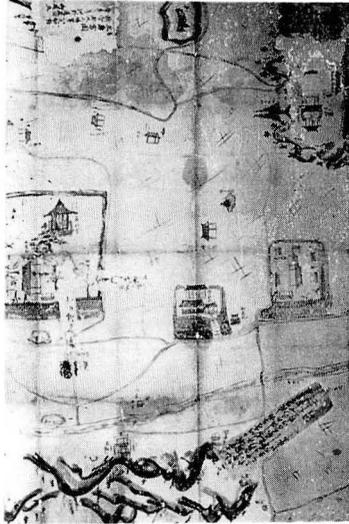
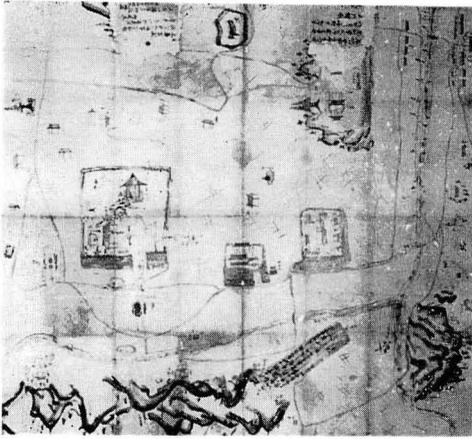
するなど、新国道の徳吉・田桑間に植栽した昭和三十八年分ぼたん桜百本、吉野桜百本、昭和三十九年分吉野桜百九十三本、ポプラ十一本等は、数年の後には、川内町の期待と努力にこたえて、往時の桜三里の名残がうけつがれ桜の名所として往来の人々の目を楽しませてくれるであろう。

#### 四、安 国 寺

安国寺は聖武天皇が建立せられた国分寺にない、暦応年中足利氏が国毎に一寺を創立したその一つである。当時の記録によると、暦応二年（昭和三十九年から六二五年前）



安国寺山門



(上) 保免時代の安国寺古図  
 (中) 安国寺古図の拡大  
 (下) 安国寺古図の研究(川内中学校蔵)



足利尊氏の開基、知覚普明国師開山とある。寺号萬松山安国寺、宗派は臨濟宗妙心寺派、本尊薬師如来・釈迦如来、現在大字則之内字一ヶ谷の山麓にあるが、元は大字則之内保免にあつたのである。保免とは免税地の意で、後これが地名となったものであろう。保免当時の境内は方八町、七堂伽藍が備わり、周匝に四門があり、東門、法界門等はこの寺門の跡であり、恵雲院、福寿院、菩提寺、顯寧院、靈

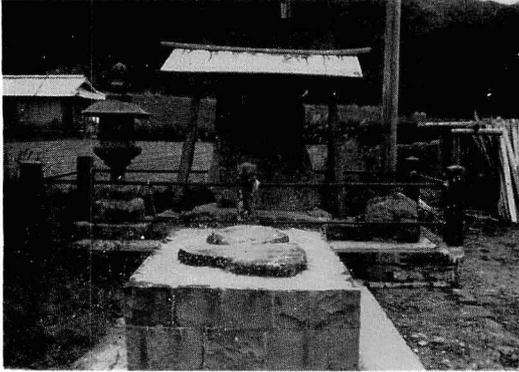
泉院、瑞泉院の地名は塔中十二坊の中である。西の寮・東の寮は僧徒の修行場、又鐘撞田というホノギは鐘楼の跡、風呂は浴室の跡といわれている。現在安国寺には本堂、山門のほか、足利義満の寄進状、河野通之の知行状、永正六年の章駄天の木像、天文二年の三牌、天文九年の瑠璃宝殿の扁額等が蔵されている。尚本章中央仏殿の高机(須弥壇)は戦国時代河野八郎の寄進に

かかるものといわれ、逸品で川内町文化財に指定されている。

明治時代、本堂は一時三内村の役場や高等小学校教室に使用されたこともあり、又近くはこの丘に旧三内中学校の校舎が棟を並べていたし、山腹は川内町忠霊塔が建立されてあって、文化宗教の栄えた土地である。今は寺の境内及び忠霊塔の浄域を除いて附近一帯は県立林業試験場となり、山容内容共に一新している。

## 五、鎌倉堂

大字則之内永野にあった。明治十五年氏宮神社に合祀した後も、堂宇は残っていた。その堂宇も腐朽したので最近取こわしてしまった。正岡



鎌倉堂の北条祠碑と腰掛石

子規が白猪の滝の観瀑の帰途「案山子もの言はば猶さびしいぞ秋のくれ 西子」と書きつけたという堂の柱も無論ない。堂の花鳥図三十枚ばかりの絵天井も美しいものであったが行方不明。さてこの地には伝説ではあるが、北条時頼行脚の物語りがある。苛酷な税の取立てをなくした話、腰掛石、根引峠等はこれにちなんだもので、鎌倉堂という地名とともに、腰掛石や、天保七年松山藩教授日下梁撰の「北条祠之碑」は今も残って、わずかに伝説の手引をしてくれる。尚今堂のあとには永野公民館が建てられて社会(教育)活動の場所となっている。

## 六、金毘羅寺と名越の丘

大字河之内名越にある。松尾山宝持院金毘羅寺という。総本山大和国初瀬寺の末寺、新義真言宗豊山派、本尊 金毘羅大権現。

当寺は長寛年中の創立で、称明寺と名づけていたが、慶長年間、加藤嘉明が金毘羅寺と改称し、道後五郡の祈願所とした。後、久松家入国以来も祈願所として尊崇せられた。宝物に嘉明奉納の朝鮮銅鉉、その他数点を蔵し、その

手植と伝えられる大杉が、亭々として林立し伽藍の輪奐の美とともに靈感襟を正さすものがある。この境内には近藤金四郎翁の胸像が建立されている。

谷をへだてた惣河内神社も由緒深い神社で、雨滝神社の諸物が蔵されている。境内には松根東洋城隠棲の地として「山屏風春の炬燵にこもるかな」の句あり、又百日桜及び檜の名木がある等、ここ名越丘は昔の名越城跡の城岸を後にひかえ、地方屈指の霊域名勝の地である。

金毘羅寺の山門の「額」について  
西条文化財保護委員、秋山英一氏の調査報告によると「樫尾山」の扁額は小松藩第三代藩主一柳直卿（なおあき



河之内金毘羅寺境内山門

ら、蝶庵と号す)

侯の筆で桜井国分寺の「金光山」、智恵の文珠さんで有名な竹林寺の「五台山」等の扁額と共に優たるものである。同侯は当時の三百大名中、唯一の能書家で將軍世嗣の習字手本を書いた程の名手で、五十九才で逝去するまで随分の遺作がある。尚、寺の観音堂に、馬をひいた人物の絵馬がかかっているがこれは雲溪の作と思われる。ということである。

尚本寺の建立は慶長年間加藤左馬之助の命により行なわれたことは川内町誌に詳述されているが、実際この建築に

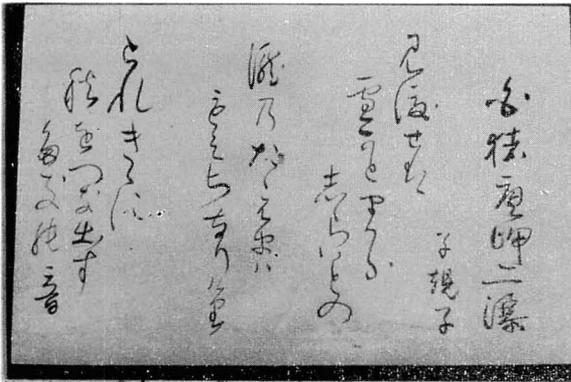


河之内惣河内神社境内にある松根東洋城の句碑

あたる頭梁は現、北方西中村に住む江戸良三氏の祖先で  
 同家に今も凶面その他関係書類が完全に保存されている。

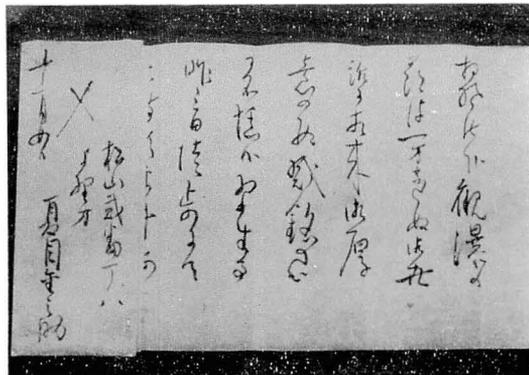
### 七、白猪の滝、唐岬の滝

白猪の滝は重信川の上流表川の源、大字河之内字間屋白  
 猪越の溪谷に懸かる滝であって、その高さ八十七米、二段



正岡子規白猪、唐岬観瀑の歌と句（明治24年）

となつて懸崖を落  
 下する壯観は目も  
 覚めるばかり、春  
 の山吹藤の花、秋  
 の満山の紅葉、冬  
 の大水柱の絶壁、  
 その美観実にすば  
 らしい。元中の昔  
 南朝の敗将河野氏  
 の霊が白猪にのつ  
 て山中から現われ  
 た。よつて白猪と  
 名づくという伝説



も面白い。

唐岬の滝は白猪の東方八百米、割石峠の溪谷に懸る。高  
 さ七十三米、五段となつて落下するさまは、白猪の男性的  
 に対し女性的というべきか。紅葉、緑蔭を縫つて白布を織  
 りなす状、美観この上もない。この二つの滝は明治の初  
 め、この地の先覚者近藤林内の紹介で、世に名高くなり、  
 地方人士雅客の探勝が頗る多くなり、最近は公園地として

夏目漱石、明治二十  
 八年十一月二日、近  
 藤家に一泊、翌三日、  
 観瀑、帰松後、近藤家  
 に送った礼状

拝啓仕候、観瀑の節  
 は一方ならぬ御世話  
 に相成御厚意の段感  
 銘の至に不堪候、野  
 生事昨三日徒歩にて  
 二時頃平井河原へ着  
 夫より汽車にて無事  
 帰松仕候先は右御礼  
 まで匆匆如此御座候  
 夏目金之助

近藤様  
 松山式番丁八、  
 上野方

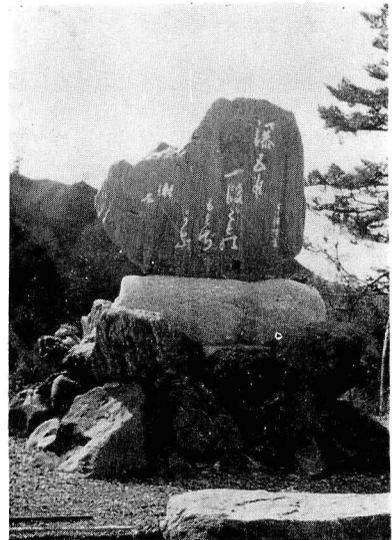
一帯の手入をしており、道路開通整備、交通の発達に伴い  
四時行楽人のたえることがない。



戊申夏六月払曉白猪の滝の図  
案内の小童瓢を持つ



戊申夏六月払曉白猪の滝の図



夏目漱石唐岬観瀑の句碑  
(瀑の上方を通る黒森馬道に建立)

明治の文豪正岡子規は明治二十四年八月、五友のうち太田紫洲、竹村黄塔と同行、三並良の母方の親戚に当る近藤家に一泊して観瀑している。その時の短歌と俳句は近藤家の画帳に残っている。

見渡せば雪かともがふらしいとの

滝のたえまはもみじなりけり

たれきくに秋をつき出すたきの音

又文豪夏目漱石は、明治二十八年十一月二日近藤家に一泊し、翌日雨の中を観瀑している。その時の句に

山鳴るや滝とうとうと秋の風

瀑五段一段毎の紅葉かな

等がある。この「瀑五段」の句は、唐岬の滝の上に句碑となつて、昭和三十

八年九月二十八日にその除幕式が行なわれた。

字は漱石の教え子である松根東洋城の書。

「山の上の碑」

の上や秋の天」

八十五叟 東洋城」

の祝句が示すように、黒森スカ

イラインのこのあたりは、文学的な香が特に高い。

尚漱石観瀑往復の途次の句に右記の他次のようなものがある。



漱石二男夏目仲六氏(中央)、子規、漱石、極堂、生誕百年祭に来松した機会に旧跡唐岬の滝を訪ねて来訪 (昭和41.9.19)

鎌倉堂野分の中に傾けり

鎌さして案内のでたり滝紅葉

絶壁や紅葉するべき蔦もなし

山紅葉雨の中行く滝見かな

うそ寒し瀑は間近と覚えたり

満山の雨を落すや秋の滝

大岩や二つとなつて秋の滝

水煙る瀑の座より嵐かな

白滝や黒き岩間の蔦紅葉

荒滝や野分を研いで捲き落す

秋の山いでや動けと瀑の音

滝暗し上を日の照るむら紅葉

村紅葉日脚もさしぬ瀑の色

雲来り雲去る滝の紅葉かな

瀑半分半分をかくす紅葉かな

霧晴るる瀑は次第に現はるる

大滝を北へ落すや秋の山

秋風や真北へ瀑を吹き落す

絶頂や余り尖りて秋の滝

君が代や夜を長々と瀑の夢

長き夜を我のみ滝の噂さ成

夜分吹く瀑砕け散る脚下より

滝遠近谷も尾上も野分哉

泉や瀑に当って引き返す

山四方菊ちらほらの小村哉

資料一、唐岬の漱石句碑と子規の山路の秋、和田茂樹、瀑布の

記宇都宮丹精、むかしばな誌田中七三郎 参照

## 八、黒森 峠

標高千米のこの

峠は、郡境であり

上浮穴郡との交通

の要所でもあり、

昭和三十一年県道

の開通とともに面

河溪探勝の近道と

して、伊予鉄急行

バスが往復するよ

うになった。この

あたり、森林地と



黒森峠からの眺望

して良木が多く、

高燥な山気と壮大

な眺望は、三坂峠

について風情を持

つ。旧道黒森線の

開通については、

近藤金四郎翁が畢

生の努力を捧げて

私財を傾けたので

あり、今日の利便

を見て翁の志の卓

絶していた事を思

い、今昔の感深いものを覚えるのである。県道沿線には川

内町の高須賀筆一氏二千五百本、同近藤与助氏三百本桜樹

の寄贈があつて植栽している。更にその後緑化推進運動の

一環として、川内町はこの県道沿線及び唐岬の風致のため

に、この一帯にかけて、昭和三十八年、銀杏いちょう五十本、昭和

三十九年、吉野桜百四本、銀杏五十五本、白樺四百本、ハン

の木百本を植栽したので、春は桜、若葉に、秋は紅葉に、冬



県道黒森線の沿道の桜

は霜の名所となり、国立公園面河溪並びに笠方人造湖をめぐる、一大観光地として脚光をあびるのも近い将来であろう。

昔は、上浮穴郡の笠方や淡草方面から、木炭や木材を背負った駄馬が沢山近くの割石峠を越えて、大字河之内問屋部落へ出てきて、松山方面へ送られていた。又松山方面から送られる海産物等は、この逆のルートで問屋部落を経て上浮穴郡へ入ったものであった。「問屋」というのはその名残で、今も店とか新宅とかいう屋号が残っているという。その後、明治三十五年、里道が河之内音田部落まで改修されたので、自然、物資は、音田部落からつづく日浦部落を経て黒森峠を越える方が便



黒森峠のささゆり

利なので、問屋部落がさびれ、日浦の坂道を、毎日、駄馬が馬子唄にチリンチリンと鈴の音も賑やかに、二十頭も三十頭もが上下したものだそうだ。ところがこれも昔の夢になってしまって、トラックの発達と県道の開通で、以前の日浦や音田部落の繁昌も、僅かに日浦の坂道に石畳の名残をとどめているだけになってしまった。

## 九、西国三十三

### ヶ所霊場川内

#### 町札所

四国八十八ヶ所  
霊場札所とか、西  
国三十三ヶ霊場所  
札所が、一町村と  
か、一寺の山内と  
かに縮少されて設  
置されると、巡拜  
の念願も果しやす  
く、法楽の近道と



吹上池竹生島の札所 (西国33霊場30番)

して、昔から随所に設けられていたものである。川内町にも、明治初年安国寺に西国三十三ヶ番の霊場札所があり、後昭和三十一年に大字河之内へ勧請したが、その石仏を今回、宗縁の人々が相計って町内全域にその霊場札所の復活を企てて、非常な努力をはらった。ついに昭和三十三年三

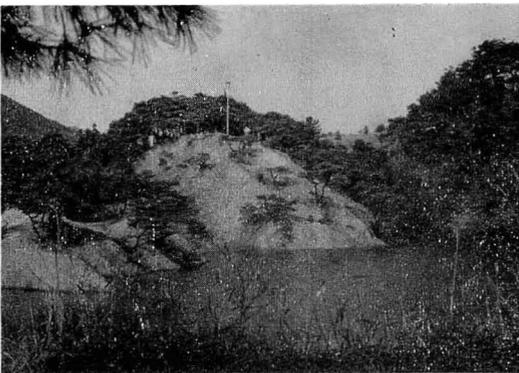
西国三十三ヶ所霊場町内安置所

番	寺名	町内所在地	番	寺名	町内所在地
一	那智山	白猪滝	一	六角堂	西組
二	紀三井寺	奥間屋	二	華堂	匡王寺
三	粉川寺	黒岩	三	善峰寺	大興寺
四	槇尾寺	日浦	四	穴太寺	西中村
五	藤井寺	金比羅寺	五	總持寺	茶堂
六	壺坂寺	雨滝	六	勝尾寺	曲里
七	岡寺	徳吉	七	中山寺	長泉寺
八	長谷寺	中組	八	清水寺	南昌寺
九	南門堂	上谷札場	九	法華寺	南山寺
一〇	三室戸寺	落出	一〇	書写山	中山寺
一一	上醍醐寺	田桑	一一	成相寺	安国寺
一二	岩間寺	弥助成	一二	松尾山	鎌倉堂
一三	石山寺	海の上	一三	竹生島	吹上池
一四	三井寺	下仲屋	一四	長命寺	和田丸
一五	今熊寺	奥松瀬川	一五	観音寺	庄屋元
一六	清水寺	三軒屋	一六	谷汲寺	善城寺
一七	六波羅密寺	鳥ノ子	番外	谷汲寺	お吉泉

月二十六日開眼式の運びとなった。安置所は信仰と慰安をかね、且つ町内各部落に遍満するように選んだ。春の四月と秋の九月の十七日の巡拜日には、善男善女老幼の参詣で賑わっている。

十、川内公園（吹上の池公園）

天神山、吹上池をふくむ約七町歩の地域である。近年これに桜四五〇本、柳五〇本、つつじ五〇〇本を植栽したので、もとの松林とこれらが丘陵に点綴して、池水に映えあっている。児童遊園地として、多数の遊具が設備され、休憩舎及び展望台もつくられている。



川内公園の一部竹生島

春秋の行楽地として絶好の場所である。また最近、川内町西国三十三ヶ霊場中の第三十番竹生島の札所を、この吹上池の中の島に安置して、宗縁の人々の参拝所とした。吹上池は水利施設なので、養魚とか水泳等には使用されていない。

## 十一、松山観光ゴルフ場

昭和三十一年観光と健全スポーツ施設としてゴルフ場設置の気運が高まってきた時、本町大字松瀬川にその適地が着目され専門家の調査をまわって建設が決定した。用地について大窪町長はじめ有志の特別な努力が



ゴルフ場（クラブハウスを望む）

なされて面積二十町歩の買収ができた。昭和三十二年八月六日高松宮の御来臨を仰いで起工式を行なった。

昭和三年七月	コース完成九ホール クラブハウス落成 (100坪)	用地関係費 コース建設費 道路改修費 ハウス建設費	二、〇〇〇 六、〇〇〇 100 六〇〇
三年二月 開場		計	九、〇〇〇

その後経済界の発展に伴い来場者は中四国はもとより、九州、関東方面からも多数に及び、年間入場者二万五千人を越え、コースの狭隘をきたすようになった。昭和三十八年正規十八ホールの建設を計画して、用地約二十町歩の買収にも地元の協力があって成功し直ちに着手した。

昭和元年二月	コース(九ホール)完成 クラブハウス落成 (鉄筋三階三坪)	用地関係費 コース 道路改修 ハウス建築	四、〇〇〇 三、五〇〇 一、五〇〇 七、〇〇〇
二月	六ホール公式開場	計	二五、〇〇〇

標高三〇〇米のこの広大な緑の丘陵には百人のゴルフアールと、男女百余人の従業員が活動している。ハウスには大

食堂、ロビー、談話室、道後平野の展望の開けたテラス、大浴場、ロッカールーム等完備し、雄大豪華な別世界である。

## 十二、川内クレ－射撃場

この射撃場は県射撃協会がゴルフ場の裏側になる、松瀬川土地改良区の松林を切り開いて建設したもので、総面積

四五・三六〇平方

米で広大、全国で

も十指にはいる四

国一の射場とされ

ている。トラップ、

スキート射場の二

面をもち、トラッ

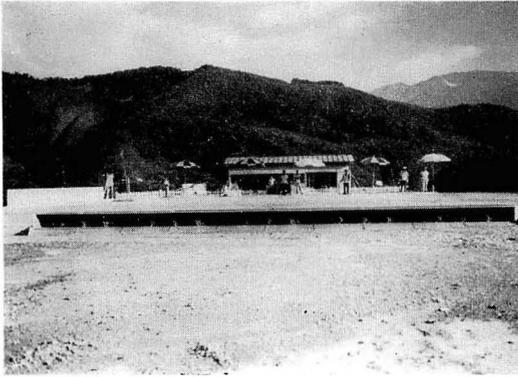
プ射場には国際基

準に従って地下に

はトラップハウス

を作って放出機十

五基を置き、後方



クレ－射撃場（松瀬川）

に射台を設けている。またスキート射場はトラップ射場から百米ほど離れたところに五十米円形のものがつくられており、左右にハイ・ハウスとロウ・ハウスがある。

昭和四十年七月十七日午後一時三十分から射場開きが行なわれ、その後県内会員の練習や競技に使用されている。

## 十三、おきちもづく発生地

大字吉久部落、おきち泉の原産で、今は泉の流れ口から下方四百米の間、茂みにおおわれた高い堤防と重信川の河床をくぐる暗渠とで、日陰になっている所の、浅い流れの中の小石に生えている。昭和十三年生物学の八木繁一氏が発見研究せられ、学名ネマリオノプシス、トルツオサ。普通おきちもづくという。昭和十九年九月二十九日、国の天然記念物に指定された。毎年十一月初めに発生して、一月中頃から二月初めにかけて最も茂り、三月頃には大方はなくなるが、一部は四、五月まで残っていることもある。

濃い紅褐色の何本にも枝分れた糸状の粘りのある淡水産の紅藻の一種である。長さは五―三〇㎍、長いのは四〇㎍もある。体の表面に胞子ができて、これで繁殖する。熊

本県とこのこと、二ヶ所しか産地がないという。

(参照 前巻川内町誌二二四頁)

#### 十四、川上神社古墳

川上神社裏山一帯が墳丘である。墳丘は完全に保存されている。前方後円式古墳、長さ二十一間、幅十二間、高さ



川上神社古墳出土品 (川上神社蔵)

三間、千二・三百年前の築造で二基の石廓はその発掘によってたしかめられているが、三基ではないか、という説もある、家族墓である。大正二年の、発掘当時の出土品の一部は、川上神社々務所に保存

されている。

当時の状況は後円部の古墓玄室、天井四隅に柄付鉄製やじり、下部周囲に鉄やじりが無数にたつ、入口に祝部式土器約六十箇、中央部に直径三尺の円形に灰様のもの、奥部に二口の刀剣がおかれてあった。

前方部古墳玄室、石をならべて三段に仕切られてあり、前部に杏葉四組、馬轡一組、冠一組、祝部土器約二十箇、中部に人骨三体分、金環五箇、ガラス玉十箇、奥部に、石の上に、頭骨を南面して安置、その前に土器があった。

その後調査研究が続けられ、昭和二十五年十月十日には愛媛県史跡に指定された。

(前川内町誌二五〇頁に詳細記述)

#### 十五、匡王寺・厨子

匡王寺は大字北方字宝泉にあり、古義真言宗、本尊薬師如来、大宝二年僧行基の開山と伝えられ、往古大宝坊と称し、六十二坊を司る大寺であったという。

本堂、客殿等は寛延二年(二二四年前)修理の棟札あり、又仁王門は、八角の柱十二本をもって建てられ珍しいか

やぶきであったが昭和三十三年寺院風に模様替したの  
はおいしいことである。

本堂に置かれて  
いる厨子は、天文三年作の銘のある逸品で、その大きさ、型、棟高、三手先組物等に至るまで、久米浄土寺

の国宝厨子と同一であることが認められ、昭和三十七年十一月一日、県指定建物文化財となった。つづいて、昭和四十年国の重要文化財に指定された。

間口一・〇三米、奥行〇・七三米、棟高二・八八七米、屋根入母屋造、柱は丸く上下に粽（ちまき）をつけ、その上端は頭貫で連絡し、その上に扁平と台輪が通され、斗拱は基輪の上にあり、「つめ組」の中備がある。また肘木の



匡王寺山門（屋根葺替、仁王像）

簀繰や、樺が二重で、扇樺である等、凡て唐様の典型であり、巧緻を極めた建造物である。

境内のうちの大木は、根廻り六・三米もあることや、毎年旧六月十七日夜行なわれる入船まつりの行事などからも、この寺が由緒深い古寺であることを物語っている。

（資料 一、匡王寺入船まつり参照）

## 十六、川内温泉

### (1) 川内鉱泉の開発

川内鉱泉は大字北方字且の采（だんのうね）の小溪谷、即ち宝泉川上流、俗に唐子谷（かりこだに）という所にある。

本鉱泉の発見は相当に古く、小溪に露出する砂岩頁岩互層の割れ目から自噴泉水が硫化水素臭を有することから、古老の話によれば、道後温泉によく似た鉱泉と推測し明治二十四年頃は附近の民家でしばしばこれを浴用に使していたといい、大正十年には現場附近にブラック小屋を作って共同浴場として利用したこともあったが、何分地の利もわるいし、施設も幼稚不備で、発展をみずに絶えてしまった。昭和七・八年頃又開発を企画し、自噴現場附近に手掘りて、

二ヶ所に自然湧出の割れ目にそうて掘さくを行なったが、いずれも作業困難で断念し自噴孔に深さ四・五米直径五〇種のコンクリート製井筒を用いて源泉を保存した。その後昭和二十年の被害によって、両井戸共埋没し、そのまま放棄されていたが、以来埋没の窪地から、硫化水素臭を有する泉水が、毎分七立程度自噴をつづけていた。

戦後も皮膚病によく効くとかいって、わざわざ器に汲みとって、持ち帰って浴用にする者も時々見受うけられたが今までの個人経営で失敗しているので、話題にはのりながら開発に手をつけることもなく過ぎていった。所が最近温泉ブームが起つてきたことや、昭和三十三年川内ゴルフ場の開設によって、観光開発が大きく取上げられるようになって、この鉱泉が再度着目されるようになり、町議会の問題となり、開発調査が行なわれることになった。

昭和三十五年十一月には愛大教授高津寿雄氏に泉水の分析試験を依頼した。これによって旧源泉の五米の打抜井戸の泉水は硼酸を含有する単純泉であることが確認され泉質有望とみて、町は温泉開発委員会とともに、積極的具体的な開発計画をすすめることになり、愛大助教宮久三三千年氏、

工業技術院応用地質課長近藤信興氏等の指導助言を得て、源泉確保のため諸般の地質学的調査研究にもとづいて、昭和三十

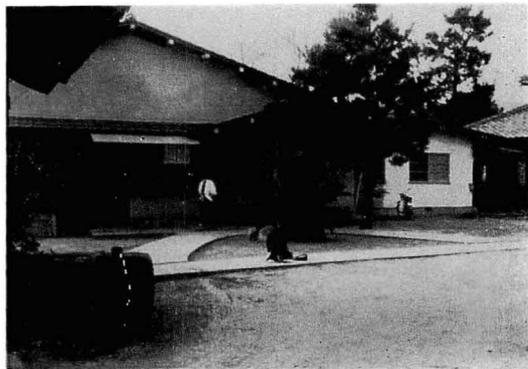
六年十二月八日旧源泉の近くに第一源泉を求めて試掘に着

手した。翌三十七年一月十八日、深度四十五米、湧出量毎分

二十七立、サイフォンによれば四十五立の自然湧出泉を得鋼管三十七米を敷設した。しかし竣工後、湧出量がやや少

なかつたため、西方五十米の地点に、第二源泉の試錐を行なった。三月三十日錐深五〇、二五米、毎分七〇立の湧出鉱泉を得、四十七米の鋼管敷設を終えた。現在温度十七度、湧出量一日約一四〇キロ立温泉の使用量の三倍に当る。

鉱泉水の分析結果は次のとおりである。



川内温泉（昭和37年10月1日）

鈹泉調査報告 愛大教授 高津寿雄  
愛大文理学部長 大植登志夫

	昭和 37.1.16 採取湧出 水 掘抜井 第 1 号泉	昭和 37.3.30 第 2 号泉
外 観	無色透明、硫化水素臭 あり沈澱せず 水素イ オン	無色透明、無臭 沈澱なし
	濃度 PH 値 7.50 泉温 16.9°C 気温 4.5°C	濃度 PH 7.40 泉温 16.8°C 気温 7.0°C
化 学 成 分	1 Kg 中の含有量 蒸発残留物 390.4	1 Kg 中の含有量 蒸発残留物 324.5
陽イオン		
リチウムイオン	0.500	検出されず
ナトリウムイオン	127.000	49.000
カリウムイオン	1.750	2.000
カルシウムイオン	2.280	4.634
マグネシウムイオン	7.273	9.374
第一鉄イオン	0.133	0.830
第二鉄イオン	0.033	0.080
アルミニウムイオン	痕跡	痕跡
陰イオン		
弗素イオン	1.267	0.750
塩素イオン	6.245	5.867
硫酸	15.230	19.140
ヒドロ炭酸	390.200	288.100
炭酸	0.720	0.425
そ の 他		
メタ珪酸	46.920	47.07
メタホウ酸	2.159	11.08
遊離炭酸ガス	30.02	27.70
硫化水素	0.461	検出されず
ラ ド ン	なし	なし
判 定	硫化水素およびホウ酸 を含む重炭酸ナトリウ ムを主成分とする単純 泉 昭和 37.1.23	ホウ酸を含有する単純 泉 昭和 37.4.10

源泉が、第一号泉第二号泉で毎分湧出量百立が確保でき  
たので、次ぎには浴場設備について協議が重ねられ、浴場  
は源泉に近い大興寺境内に建設すること、寺の一部利用

(休憩所)や、今後の経営についても、大興寺側との話合  
いもまとまり、いよいよ建設に着手することになった。工  
事等の概要次のとおりである。

件名	請負	経費
源泉、水槽、導水施設	松川組	四七、六二 円
浴場設計 〔平家木造二六五坪 後藤種一〕		一、六七〇、〇〇〇
寺前道路拡張費		五八六、三六
ボーリング諸費		一、三九、九四〇
その他附帯工事備品等		五四九、四五一
合 計		四、四三、三八八
増築 拡張費		一、五〇〇、〇〇〇

諸工事が九月三十日に完了したので、昭和三十七年十月一日落成式をあげ、ここに川内温泉が誕生したのである。

(2) 川内温泉の現況

- 一、場 所 川内町大字北方且の上大興寺境内
- 二、開 場 昭和三十七年十月一日
- 三、湯 質 重炭配ナトリウムを主成分とする硫化水素および硼酸を含有する単純泉
- 四、入浴適応 別表のとおり
- 五、経 営 大興寺
- 六、施設内容 男子浴室一 女子浴室一

休憩所(宿泊設備あり) 一 家族浴室二  
 売店一 手洗所一

浴用	浴用
一、入浴禁忌症 (一) 心臓病の代償機能不全 (二) 高度の動脈硬化症 (三) 肺結核 (四) 高血圧症 (五) 興奮性の神経症 (六) 急性皮膚病 (七) 悪性腫瘍(癌及肉腫) (八) 急性伝染病	二、入浴適応症 (一) 慢性関節リウマチ (二) 慢性筋肉リウマチ (三) 神経痛 (四) 神経炎 (五) 骨及関節等の運動器障害 (六) 外傷性障害の後療法 (七) 疲労回復 但し三七・四〇度の単純泉浴の場合の適応症 (一) 神経衰弱の興奮型 (二) ヒステリーの興奮型 (三) 脳溢血後の半身不随 (四) 不眠症 (五) 小児麻痺 (六) 動脈硬化症(軽症) (七) 慢性皮膚病

開場以来町内はもとより、町外からも入場者が多く、狭隘を感ずるようになって、昭和三十八年経費百五十万円で浴槽を拡張したり、常勤の管理人を置いて、浴客へのサービスも行届くようになった。昭和十九年には伊予鉄バスが

温泉前まで運行されるようになるなど、泊りがけにも、一日の憩にも、又毎日の入浴にでも、適当で入湯効果も著しい、手ごろな浴場である。小高い境内の休憩所は広く打ちくつろげるし、道後平野の展望もよく開け、夏は涼しく冬は暖かに、誠に庶民的な小保養所でもあり、慰安所でもあり、次第にその名が広く知られるようになるだろう。

## 十七、焼 物

### (一) 三軒屋焼

大宇松瀬川三軒屋の旧金毘羅街道に沿った山裾に三軒屋焼きの窯跡がある。

窯は今取りこわされその形をとどめないが、山の斜面を利用して南から北に向って登窯があった事は想像できる。

山肌に沿って窯を築いた当時の内壁の一部が数十年の久しき焼成期間を高度の熱に耐え抜き自然にしみついた美しい釉薬の化粧をした茶褐色の肌が殷賑を極めた当時を物語るかのよう突立っている。

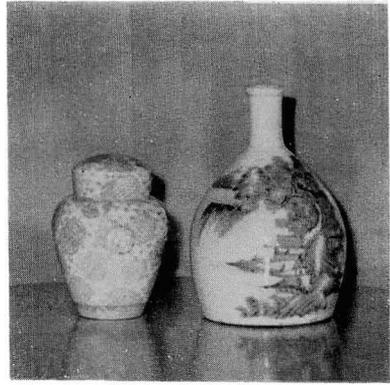
現在保存されている作品は茶壺、水差しなどの茶道具類、花器、祭器、徳利などで、白磁に呉須のとけ込んだ優雅そ

のものの染付け茶壺厚手の素地に雄渾な筆をふるった南画山水の花生け、凝らず巧まず淡々としてロクロを引いたと思われる気取らない、素朴で味のある徳利など、草深い三軒屋にこれ程の名工が居たであろうかと愛陶家に不審を抱かせる位の逸品揃いである。その外窯跡から手描き染付けの皿、茶わん形絵の伊予ボール（南方に輸出されていた茶わん）などの破片が出土され、大名持ちの最高級品から庶民の日常雑器にいたるまで広範囲に焼かれたものと思われる。

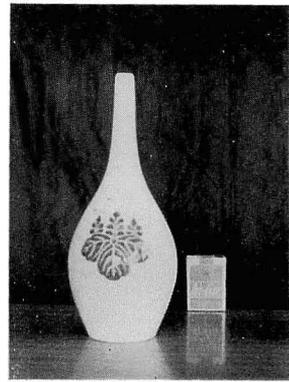
付近に今もなお「車田」と云う地名が残っており当時原料の陶石を砕いた水車が昼となく夜となく、くるくる廻り長閑な音を立てていた風情が



三軒屋焼窯跡（松瀬川三軒屋にあり）



(上) 三軒屋焼茶壺 (渡部義光氏蔵)  
(下) 徳利 (五柱神社蔵)



筋では、「三軒屋窯の作品は歴史の臭いが高い」と評しており、名工を他の窯業地から導入しても傑作は一朝一夕に生れるものでなし、二代三代と焼き継がれた窯が少なくとも四、五十年位の歴史を有しているものと思われ、創業は嘉永年間をはるかにさかのぼり、或いは嘉永七年頃がその最盛期であったと見るべきで、渡部佐太郎は三軒屋焼きの創始者と云うよりむしろ三軒屋窯中興の祖と見るべきであろう。

そのまま地名となったもので、隆盛を極めた当時がしのばれる。

原料の陶石は添谷方面から搬出していたが、末期になつてからは馬の背で砥部方面から運ばれたと云い伝えられている。

窯の起源については資料らしきものが何もなく詳かでないが、昭和三十八年十二月渡部義光所蔵の茶壺から「嘉永七寅年三軒屋渡部佐太郎」在名の貴重な資料が発見され少なくとも嘉永七年から伊予ボールが盛んに輸出された明治二十年頃までは焼き続けられた事は立証されるが、専門家

渡部佐太郎は「歌治」と称し

伊予国久米郡松瀬川村一〇番地 渡部仁太郎

の二男として文政十一戊子年七月十六日松瀬川村において出生しているが、父仁太郎が松瀬川村生れの人か或は、陶工として「ロクロ」を肩にして全国の窯業地を廻っている間に、松瀬川村に住みついた人かは明らかでない。佐太郎の妻「利加」(天保十三年八月十日生)が安芸国加茂郡河賀村、伊奈家儀八の六女である事から或は後者であるかも判らない。

ともあれ明治二十四年死亡するまで数多くの逸品を世に

出した人であるが、三軒屋窯の廃窯と共にその名は愛陶家の中にもあまり知られておられないのは誠に残念である。

彼は晩年(明治十九年七月三十日)長男久次を連れて下浮穴郡砥部村五本松七十三番地白潟秀三郎(五本松の窯元)方へ寄留した事実が戸籍上明らかであり当時窯業地砥部との陶工の交流は盛んに行なわれたものと思われる。

(和田寛一寄稿)

## (二) 則之内 焼

大字則之内市ヶ谷恵雲に昔陶磁器を焼いた窯跡がある。

林業試験場西側の山裾で高橋安兵衛氏宅の南側、山と井内川に挟まれたんだん狭くなっている耕地に続いて七十年生の位の松や杉がうっそうと繁っている小高い丘がそれである。

地形から推察して窯場の構造は、窯があったと思われる丘陵地は北から南東にゆるやかな傾斜地に四室か五室位連結して登窯があったものと思われる。

傾斜面の北側三島神社境内跡との間にある平且地がロク口成形絵付け仕上げの作業場で、更に三島神社境内跡の北側に現在畑になっているところに当時使用したと思われる

古井戸があり、或は

三島神社の境内を挟

んで北と南に作業場

があったと推定され

窯の南側、「しらか

ば」林のように細長

い樫木が繁っている

平且地は南北に古い

石垣があり、山の斜

面を人工により平且

地を造成したもので

此処にも独立した素

焼窯か作業場があったところと思われる。

窯跡の丘を中心として松山は一面に堆積した落葉の下に

釉葉のこつてり着いたトンバリ手物、ハマ、などの道具類

と磁器の破片で地上が覆われていると云っても決して大げ

さでなく、廃窯後窯をこわしそのまま植林したものと思わ

れる。

破片は主に白磁に染付けの茶碗、皿などの食器類で、中



則之内焼德利(佐伯惟揚氏)

には古伊萬里を思わせるような古色豊かな呉須染付けもあれば、重ね焼きをした目皿、茶碗、皿に明治初期のものと思える精巧な形絵を付けたものなどその種類は多いが、かならずと云ってよい位茶碗、皿類には中に五十円硬貨位の「みこみ」がついておる。

何時頃から焼き始められたかと云う窯の起源について現在のところ残念ながら年号の入った作品もまた破片も発見されず、その外に何の資料もないので詳かでないが、「明治五年廢藩置縣の際地方産業発展のため則之内の庄屋宇和川某により創始されたが間もなく失敗に終った」と云い伝えられている模様であるが、同じ系統の染付け窯器が則之



則之内焼窯跡とつたえられる

内焼きと陶工の交流が行なわれたと考えられるお隣りの砥部で調査の結果、現在砥部焼き陶工中の最古参者である木下国三郎（八十才）の祖父で、出石焼きの陶工平尾儀七（雲山と号す、文政戊寅八月四日生）が長男甚吾（国三郎の実父）が幼少の頃、但馬国出石郡魚屋町からはるばる則之内の地を訪れ則之内焼きに従事し、その後砥部に移り、陶工としての名声を大洲藩主加藤侯が知るところとなり、選ばれて大洲藩の御庭焼きである五郎窯に招聘され、数多き傑作を世に出し明治十一年二月十六日砥部に帰って死亡しておる事実と、残された作品や窯跡の破片から推定して三軒屋焼きと同じ頃か、少し遅れて焼き始められ、試掘の範囲では三軒屋窯跡に出土されるような明治二十年頃に輸出用として多量に焼かれた伊予ポールの破片を見ることができないので、明治二十年頃には廢窯になっていると思われるので明治五年の創始説は或は再建説の間違ひであるう。

木下国三郎さんも祖父平尾雲山が則之内窯で焼いたと云う作品を二、三点保存されておられるが、現在町内で保存されている作品は、手あぶり火鉢、花生け、徳利などで表

に精巧な安定のある地方民窯の傑作揃いで、三軒屋焼きとの見分けは困難であるが、絵付けの点で三軒屋焼きに比し男性的でどっしりした点がある様に思われる。

殷賑を極めた当時一ヶ谷の丘陵地帯は日常に黒煙が棚引いていたと思われる。染付け専門のこれ程の民窯が、あまり知られていないのは誠に残念である。

尚現在残っている窯の一部と称するものは陶器を焼いた窯と思えない。(和田寛一寄稿)

則之内焼、三軒屋焼の製品は町内に所蔵する人も多い。中でも則之内焼では河之内の佐伯惟揚氏蔵の徳利。三軒屋焼では五柱神社の神酒徳利。松瀬川渡部義光氏蔵の茶壺、南方高須義男氏蔵の火鉢。等があり皆逸品である。又二つとも窯跡がわずかに残っているし陶工渡部佐太郎の墓もある。県立図書館長永田政章氏は深く研究しておられるので詳しくは資料一を参照せられたい。尚大字北方苔谷にも苔谷焼の窯があったというが、今は窯跡も作品も不明である。

## 十八、その他の名勝旧跡と桜の町づくり

伊予温古録に「河之内六所」として 一、城岸望楼

二、白猪春景 三、名越暮螢 四、窪野納涼 五、唐岬秋興 六、雨滝観雪、と河之内の勝景をあげている。その他河之内トンネル等訪ねてよく、滑川の鼓が岳、伝説の明河九騎峠も面白く、井内の大通庵、小手ヶ滝城の古跡、南方



雨 滝 (河之内)



窪 野 淵 (河之内)

南昌寺等を訪う歴史家、善神森のしゃくなげ、黒岩のにもも、久尾の石切山、長泉寺の柏植（いぶき）を探ぐる植物学者もある。

今大窪町長の提唱で、「桜の町づくり」の計画がすすめられている。観光地としての新桜三里（川内橋から道前道後第三発電所に至る）の国道十一号線五・七杆、又唐岬の滝に至る県道八杆の沿線及び重信川の沿線、滑床溪谷などには、すでに多数の桜の植樹が終っている。川内温泉、川内公園、旧桜三里、学校、公民館、地区集会所にも移植することにしており、昭和三十八・九年度に約九百本の苗木



北方三島神社の常夜燈  
元和二年（西紀1616年）の銘あり



土谷 三島神社の大杉

が植えられ、明年は五百本、今後毎年二百本の補植をつづける計画である。ここ数年後には県下切つての桜の町となり、石鎚連峰をはじめ、道後平野を一望に収める。雄大な景観に加えて、花の美観をそえ、観光客の増加が期待されている。

### 十九、県立皿ヶ嶺連峰自然公園開園式

昭和四十二年一月県下第七番目に「皿ヶ嶺連峰」が県立自然公園に指定され、その開園式が三月十三日川内町内松山ゴルフクラブハウスで開かれた。同自然公園は川内町は

じめ久万町、面河村、砥部町、伊予市など指定区域が七ヶ町村にまたがる面積三〇九五ヘクタールの山岳および溪谷地帯からなっており、その広大な公園内には皿ヶ嶺、三坂峠

障子山、谷上山などの山々や峠、その山腹には白猪の滝、唐岬の滝、滑川奥の滝、白糸の滝などの名瀑をふくむ溪谷美がある。整備計画としては、自然の景観の保護に重点をおくかわら、皿ヶ嶺にビジターセンター、園地、休憩所・展望台・野営場、スキー場などを順次建設するほか、各観光地ごとに駐車場や園地、宿舎などを造ることや、車道・登山道も設けることになっている。

川内町内では次の区域が指定内にはいつている。

- (一) 滑川海上塩嶽から奥の滝、面木山を経て面河村、丹原町境まで、民有林（道路から両側百米の間）
- (二) 滑川、面河境の町有分収林（黒森峠ままで全部）
- (三) 黒森町有林（国有林払下分全部）
- (四) 白猪滝・唐岬の滝（伊予鉄所有林全部）
- (五) 唐岬の滝から白猪の滝を結ぶ歩道と、白猪の滝から白猪峠歩道に囲まれる地域（町有分収林・学校林・民有林全部）

(六) 白猪峠から井内峠・奥善神山を経る山林地域（国有林全部）

(七) 塩ヶ森（現町有林全部）

尚この指定によって指定区域内では次のような場合、届出や許可を要するという規制がある。

- (一) 工作物の新、改増築
  - (二) 水竹の伐採
  - (三) 鉱物、土石の採取
  - (四) 水量水位に増減を及ぼす行為
  - (五) 土地開墾等地形変更
  - (六) 指定植物の採取
  - (七) やねその他色彩の変更
- 今後本町内の名勝地はこの指定によって一段と整備されてその声価を高めるものと思われる。

# 第十一章 人物

## 三津山保太郎 (自治功勞者)

### 略歴

- 明治五、五、三 大字北方、野中順二郎の二男に生れる。
- 三、五、五 大字松瀬川、三津山弥二郎の養子となる。
- 五、三、二五 善通寺第十一師團野砲兵第十一聯隊に入隊
- 五、三 満期 勲七等 砲兵軍曹 (明治三八年)
- 四、八、二 渡部リヤウと結婚
- 大正三、一、二七 川上村村会議員となる。その後村会議員当選三回
- 昭和九、一〇、三四 川上村助役となる。その後助役一回就任
- 一七、一、二五 川上村村長となる。
- 二〇、六、三 勲六等 瑞宝章
- 三〇、五、三 多年社会教育に尽力のかどで感謝状をうける (県教委)
- 三〇、一〇、一 県護国神社献金及び寄附協力のかどで感謝状をうける。(奉讃会長)
- 三、五、二 笠坪池修理に拾万円寄附で感謝状をうける。(改良区理事長)
- 三、五、五 川内町老友会会長となる。(勤続七年)
- 三、八、三〇 川上神社総代四十余年で表彰をける。(県神社庁長)

三六、三、三〇 川上小学校にピアノ寄附のかどで紺綬褒章をうける。

三六、六、三〇 脳栓塞のため死去、八〇才



氏は長年月、自治行政に

関与した川上村屈指の自治功勞者である。又その生涯は勤儉力行で貫かれた。出ては自治にその範を示すと共に、入っては家を治めて

産をなした実践家である。終戦後の風潮は鄙ひなにも流れてきた。けれども氏は時流を意とせず、平然として、詰襟の国民服を着用して、公式の会合等にも出席したものである。又急を要さない時は徒歩を励行した。修業・卒業証書、各種辞令、身分上の通告書等は、悉く丹念に整理保存していた。これらはただに記録保存の趣味ということではなく、着実な人柄から実行できた結果であって、常人のとくなくおざりになりがちなものである。

文筆にも言論にもすぐれ、この方面からもよく世の啓蒙と、後進の指導につとめたものである。各種会合での挨拶

## 佐伯藤三郎（法曹家）

### 略歴

- 明治二、七、二 大宇南方二一三番地、佐伯文四郎の長男に生れた。
- 〃 三、三、一 小林タマと結婚
- 〃 四、一〇、二五 東京帝国大学仏法科卒業
- 〃 四、一三 陸軍法務官に任官
- 昭和七、四、四、三 勲三等瑞宝章 後に勲三等旭日中綬章
- 〃 一三、三、二六 退官
- 〃 一五、四、二九 従四位
- 〃 一九、 帰村
- 〃 三、七、三 弁護士開業（登録第四五六九五号）
- 〃 三、二、一 川上村教育委員就任（昭和三十一年までつづく）
- 〃 三、三、二〇 心筋梗塞病で死去 八四才



明治の頃川上駅で「鍵屋金持ち、佐伯屋地持ち」といわれた地方随一の商家佐伯家の長男に生れ、弟の茂三郎（早稲田大学卒業）、竜松（東京帝国大学卒業）

とともに、少年時代から俊秀のほまれが高かった。長じて

川内広報への投稿、来訪者に対する激励、通信に応ずる回答、返書、みな懇切丁寧、相手によく通じたものであった。教育、軍事、生産、司法、貯蓄等の各種社会事業に、役員、委員として貢献したことの多い中に、わけても貯蓄と敬神の事は特筆すべきであろう。

昭和四年、松瀬川戸主会長となるや、部落改善策をたて貯蓄の奨励と造林に着手した。後年伐採期造林の収益は、道路の改修、水利改善その他に充当して、当初の目的が次第に達成されるようになった。納税の励行、貯蓄の奨励は実績を挙げ、昭和十四年一月には国民貯蓄奨励の功績により、大蔵次官・国民貯蓄奨励局長官から表彰を受けた。長年川上神社総代として、戦後の神社の経営に努力したと、県護国神社維持のため自らも多額の献金をするほか、献金世話人として減私奉仕活動をつづけたこと、町の忠霊塔に川上村の忠霊を合祀するに当っては、率先してその世話役をつとめ、常夜灯、玉垣を奉獻して浄域を完成したと、晩年には川内町老友会長に選ばれて、益々皇室及び神宮尊崇の赤誠を表明していたことなど、すべて氏を偲ぶ美しい思い出である。

松山中学校、第一高等学校を経て、東京帝国大学仏法科を卒業した。階軍法務官に任官し、東京・仙台・善通寺、広島等の各師団法務部を歴任し、法務部長・衛戍監獄長等に補せられた。かくして昇進を重ね陸軍少将相当官にまで上った。退官後夫人の郷里佐賀に住んでいたが、大戦たけなわな昭和十九年疎開をかねて、郷里川上村の実家へ帰り永住した。

太平洋戦争苛烈を極め、敵軍が土佐湾に上陸して松山へ進攻するとの噂しきりで、人心動揺不安の日々を送っていたその頃、隣人がこの噂の当否を尋ねた所、氏は即座に一笑に付して「四国位は相手にしない。一挙に心臓部の東京をつくにきまっていますよ。」とその泰然とした態度を変えなかった。一同当座の不安を払ってほっとしたとのことである。

戦後は専ら弁護士として活動し、教育委員のほかは一切の公職につかず、政治の第一線には勿論出なかった。篤学博識の人であったから、教育委員在任中は委員長として、諸種の会合や式日等に、児童生徒に挨拶講話をした。そのしばしばの説話は簡にして要を得たもので、都度都度に

適切な内外の偉人名士の言行を引例して、具体的に印象的に、了解さず名調子であった。学校を訪れた時はきまって図書棚を見て「新刊の図書はありますか。ほしいものは購入してもらいなさい。」と注意したものであった。

殆んどの全生涯を軍籍に過した氏は、高令になっても元氣少しもおとろえず、常に服装を正し姿勢よく直行進の歩行をしていた。節度正しい座作行動、読書をおこたらず常に書籍に親しんでおった学究的な態度、世俗にそまない清潔白人人柄、ともに長くしのげられ、したわれる面影である。そうした謹直さに加えて非常な愛妻家であったことは、かくれた美談として附記しておく。

(資料一、佐伯竜松さん 北川淳一郎参照)

川内町出身又は関係のある方で、特に著名人物を紹介する。

### 森 伝 (旧姓松末)

松山桑原城主松末美濃守の後裔で、祖父都左衛門は明治三十一年士族に列せられている。母コウメは井内小手滝城



主成能備前守の後裔であり、地方有数の氏族の末流と伝えられている。伝は松末東十郎の四男で、明治二十四年九月二十四日川内町大字南方一三六九番地に生

れ、一家とともに少年時代をこの地で暮し、川上小学校へ通学していた。明治三十八年一家は松山市北京町へ転居した。当地方には少年時代の交遊関係者が現存しているし、縁故の家もあったのであるが今は残っていない。

伝は北予中学校を経て、早稲田大学を卒業し、東京の森家に養子として入籍した。性来の俠気と正義心は、稲門の教育を受けて益々かたく、体重三十一貫、美髯長鬚を貯え、柔道六段、主として国事に活躍するようになった。愛媛県出身の将軍で伝の後援をうけないものではなく「森の大声陸軍省の振子時計をとまらせた。」と評判があった程だった。二・二六事件で処刑された陸軍将校磯村の少年時代、その境遇と英才を愛して後援していた事があった。そのため事件の時は軍事法廷に召喚されたが「私は国土の道をあやま

っていない。」と主張して無実の立証をした。大戦後は対外的に日本人の地位を高めることにつとめ、国内では各種団体等の紛争の解決に奔走した。晩年国際大学の建設を企画する等、その視野の遠大、迫力のある実践、まことに偉大な国家的人物であった。

松山へは時々帰っていたというが、川上へは殆んど訪れたことなく、この中央の名士も忘れられていた。昭和二十九年三月九日六十三才で死去、通夜は三日にわたり、葬儀は仏教・基督教、バハイ教の三宗教によって執行され、元宮家はじめ内外の名士、早稲田大学学生等多数の会葬があつて、稀にみる盛大なものであつたという。家族は東京都新宿区諏訪町に、夫人須磨子が長子孝明と住んでいる。

兄松末東一も又偉丈夫で、晩年千葉県銚子の漁民の窮状を挺身救済したので、同地では恩人として今尚感謝行事をつづけているという。姉垣本都は大戦前から松山に住し、宗家として又社会事業家として、高令の今も元気に活動している。

菅野 真<sup>まさ</sup> 敞<sup>たか</sup>



父母ともに井内の人、母ハルは戒能備前守の後裔戒能祐太郎の長女、その父母は若くして九州延岡に転居していたので、真敞は同地で生れた。少年時代から性格が真面目、剛直、信念をまげないしっかり者で、当時の典型的日本快男子であった。故あって松山の親戚に身をよせていた頃、同郷出身の医師菅井良重が真敞の人となりを見こんで、請うて自宅に寄宿させ、わが子久隆の学友にしたという程であった。

真敞長じて北予中学を経て、陸軍主計学校を卒業して、主計少尉に任官した。主計少尉の正装に威儀を正して、それまで庇護をうけた恩人に、卒業任官の報告をした姿は、まことに美事であったという。少年時代は家庭的に不遇であったが真敞は、賢明な資質、鞏固な意志をもち、その反面温厚にして文筆に長じ、全く文武両道に秀でた敏腕家と

しての面目を發揮して、順調な昇進をつづけ、殆んど中央の官職に席をもって、主計中将という主計軍人としての最高の地位にのぼったのである。軍職中は廉潔をもって終始し、退職後は静かに余生を送っておったが、昭和三十七年七十九才で大往生した。今家族は沼津市松長二二六に居住し、夫人靖子は健在であり、次男真次は医業を営んでいる。先年真次は大窪町長の案内で祖先の墓参に井内を訪れた。

菅野 和 太 郎



経済学博士、現在（昭和三十九年）大阪市選出衆議院議員として、日本の財界、政界の大舞台に活躍している第一級の人である。川内町にはその祖先の墳墓の地

としての奇縁から深い関心をよせ、国道十一号線の改修、道前道後水利開発事業等には、大いに奔走してもらったのである。その履歴を伺うと、明治二十八年六月三十日松山市唐人町に生れた。祖父が大字南方菅家から分家して、松

山へ転出したのである。北予中学校を首席で卒業し、一時会社員をつとめたが、志をたてて勉強し、大学専科、大学本科の入学試験に次々に合格し、普通人が六ヶ年の課程を三ヶ年で、京都大学経済学部を卒業した。まことに異例なコースを進んだ俊秀であった。英独伊留学、博士号受得、大学教授、教育部長、商工経済会理事長、衆議院議員当選七回、大阪を中心とした関西経済界の代表者と目されている。昭和三十四年国務大臣・経済企画庁長官、四十一年通産大臣就任、同年勲一等瑞宝章授章。日本商業史他数種の著書あり。まことに輝しい経歴である。しかし静かに思うとその今日の地位は、常人の及ばない畢生の努力の集積であり、感恩報謝の精神の発露であるといえよう。

非凡な英才に加えるに過重と思える勵学は拔群の成績を得た。それには、騒音をさけて倉に入ってローソクをともして読書したこと、行楽にも往復途中は景色に目をくれず書物に熟中したこと、大字南方の梨畑の山小屋にこもって独習したこと、大学の長い夏期休暇中無人の教室を一人でかりきってこもったこと等々、猛勉強振を語るエピソードを残している。先年川内町の要請で講演会が開かれた。そ

の節「私の祖父仙助はこの町に生れたが、次男で家を出て身をたてねばならなかった。松山市に出て孜々奮発して菅野の家を起した。その祖父のねばり強い一徹心がうけつがれて、私も青少年時代人一倍の努力をした。」と川内中学校生徒に、土性骨に「何くそ」の精神をもてと説かれた。

多忙な日常の中に、松山へ帰郷又は立寄られる時は、必ず寸暇をさいて実家への挨拶は勿論、大字南方南昌寺にある祖先の墓に参詣をするという。又小学校時代からの恩師に感恩の訪問をすることも毎度であり、わけても昭和三十四年中学校時代の同窓と相計って、恩師近藤元普に記念品を贈ったことは、当時の新聞紙にも大きく報道された美事である。実家は次弟があとをつぎ、大阪の今の住所は住吉区帝塚山四ノ一七である。

### 戒能通孝

井内戒能氏の後裔、本籍大字井内一八〇七番地（昭和四十一年東京に移籍）で祐太郎・栄三郎・通孝と継承している。通孝は父の転住によって、明治四十一年五月三十日長野県で生れた。後朝鮮京城大学を卒業、民法・社会学



を専攻し、早稲田大学、都立大学等の教授をつとめるとともに、日本人権協会会長として、人権擁護に非常な熱意をもった、進歩的学者として有名である。

昭和二十七年岩手県二戸郡一戸町小繫<sup>こなま</sup>事件を知ってから、この問題にその全精力を傾注するようになった。小繫事件とは二千ヘクタールの小繫山の入会権の訴訟問題のことで、従来山林関係で生活していた、部落四十戸の人々が、大正六年所有者が入会を認めないことから、法廷斗争となり、解決が長びき、部落民は窮状にたえて、斗争をつづけているというのである。氏はこの問題を調査・研究・助言をしてきたが、部落民を支援して生活問題を解決さす最終策として、入会山共同造林、酪農の共同経営等を計画して、身をもってのりだしたのである。昭和三十九年三月五日都立大学に辞表を提出して、その退職金と、東京都世田谷二の一九八八の新築間のない自宅を売却して、前記訴訟及び経営費用に投じ、自分は弁護士として立ち、玉川奥

沢町の小さな建売住宅に移った。

法律学者として、人権擁護の精神を貫くために、その理論の実証のために、全生涯と全財産をかけたことは、誠に当代稀にみることであり、その真摯な学究ぶり、その高潔な偉業ぶりに感じ、「単なる同情じゃないんです。同情だけだったら、これほどのことはしません。今日、日本の農業は頭をつかってキチンとした営農計画をたて、しかも集団経営をしていくことが必要です。」と述べている氏の理想の実現のため、小繫部落民の上に明るい生活のむかえられる日が早くくることを望むのである。

(追記)

「山林の入り合い権」をめぐる、小繫事件——農民が五十余年、親子三代にわたる地主との争いも——父氏が心血をそいだ弁護士も効を奏せず、ついに昭和四十一年一月二十八日最高裁判所の上告審判決公判で「入り会権を認めず」の判決で敗訴となった。

## 菅野成一

明治二十八年一月二日、大字則之内乙一〇一六番地菅野



利八の三男に生れた。三内第二尋常高等小学校を卒業後、同郷の大工頭梁富久清五郎について大工業を修めた。大正十五年松山市藤原七六三番地に分家し、土木建築請負業をはじめた。爾來四十年、愛媛土建の今日の大を築きあげた立志伝中の人である。

徒弟時代からの修練で、技術と職人魂は年とともにみがかれ、尊い教がひめられている。技術の進歩と改善には絶えず努力と研究を重ね、多くの困難にも不屈の忍耐力をもって、鉄石の如く動揺することなく精進した。古釘一本惜しむのではない。粗末にしない。セメントの袋の口は用がすめばいつも閉じておく。仕事の上のごまかしは絶対しない。この誠実な仕事ぶり、責任もった業績が、世間の信頼を得て、経営規模を拡張し、業界で高く認められるようになったのである。松山での陸軍御用はしばしば果たし、昭和十五年求められて、満洲の地で軍閥系の建設工事の監督を、二ヶ年にわたってつとめた。昭和十九年愛媛土

建株式会社を創立、同二十二年取締役社長となって今日に至っている。戦前戦後を通じ公共工事の施工には、多くの犠牲をはらって住民の福利増進に貢献してきた。一方業界の役員にも選任されて、その発展につくし功労賞をうけている。ついに昭和三十八年県下稀にみる黄綬褒章受賞という、業界最高の栄誉をうけた。

多年建設業に従事し常に怠らざ技術の向上に努めて成果を挙げ、よく斯業の発展に尽力した。まことに事務に精励し衆民の模範である。よって褒章条例により黄綬褒章を賜わってその善行を表彰せられた。

昭和三十八年十一月三日

内閣総理大臣 池田 勇人  
内閣総理大臣官房賞勳部長 岩倉 規夫

川内町での愛媛土建施工の建築工事は、三内農業協同組合本館及び西谷小学校講堂であるが、ともに他の建築物に比して、堅牢優美、誠実責任のある業績をみせているので、町民も氏の愛郷心の一端と感謝している。又非常に報恩友誼の心の厚い人である。毎年先祖の墓参はかがさないし、本家の方へは行届いた配慮をする。同郷の交友の世話をす

る。老令の師匠が今新居浜市に居住しているが、春秋の安否を尋ねる等、やさしい反面がうかがえるのである。

## 北川 淳 一 郎



明治二十四年四月二十二

日、大字井内大平に生れる。

父は徳次郎、母はユキ。明

治三十年井内小学校入学。

以後三内高等小学校（当時

安国寺にあり）松山中学校、

東京帝国大学法科大学を大

正六年卒業した。

大正五年文官高等試験合格。大正六年四月北海道庁属、

大正八年六月松山高等学校教授、昭和二十二年二月太平洋

戦争関係者として公職追放、昭和二十三年一月弁護士開業、

昭和二十五年十月追放解除、現在松山市選挙管理委員。

大正三年十二月、松山市北京町村上正義の二女キミと婚

姻、サダ、ヨシ、忠彦の二女一男を挙げる。昭和十一年二

月父死亡によって家督相続、現在松山市岩崎町二丁目六の

三二に居住。

学業成績の拔群なことは、その進学コースによっても知られる所であるが、夏、冬の休暇に帰省する正服正帽の姿は、草深い田舎の青少年達の畏敬のまゝであった。新設松山高等学校教授に迎えられるからは、青年教育者として、多くの学生を導き且つ敬慕をうけた。生来の読書欲と恬淡さと進取性は、若い学徒の先達として、大いに世人の囑望をあつめた。特に登山生活五十年、その情熱を持ち続けた。

松山に帰って以来主として、四国未踏の山々の登頂を試み、現今地方山岳界隆盛の基盤をつくった。多年に亘って松山高等学校山岳部長、愛媛県山岳連盟の会長をつとめた。

「四国アルプス」「山の話」「四国の山岳」「愛媛の山岳」

「四国山岳夜話」等四国の山岳に関する多くの著書がある。

また大正末年から昭和二年頃、人生問題に悩んだが、昭和三年一月二十二日皿ヶ嶺からの帰途風穴道のとこで、

忽然仏佗の光明に触れて、悩みが一ときに払拭せられ、信仰生活に入ることができた。その時以来仏教青年会、愛媛仏教会のために活躍し、昭和五年八月ハワイのホノルルで開かれた、汎太平洋仏教青年会議に出席して、その議長を

つとめた。然しこの時が転換期でそれ以後は、仏教の社会的活動よりも、自分自身の信仰の保持培養と、仏教の研究にその関心が向いた。仏教方面の著書としては「求道の精神」「仏教の話」「釈尊成道」「生死の彼岸」「熊野山石手寺」等がある。なおその外の著書に「小林信近」「重岡薫五郎小伝」等がある。

大体自由主義、平和主義者で、国家至上主義や軍国主義は嫌いであった。しかるに大平洋戦争の末期、道後湯之町の若者が、「どうしても先生を」というのでことわりきれず、道後翼賛壮年団長になった。就任中でも専ら精神的文化的向上にだけ関心を持った。

追放後一時村に帰農しようとしたが考えなおし

人 物 (前町誌登載人物)

業績	氏名	出身	年代	事績概要
詩人	城 長州	三津	歿 慶応二、九、二 年 明治六、四、二 月 日 (二十一才)	詩人、医業 長州の甥、英学を修める 善願寺に墓あり 松山に学校をたてる(北予中学の前身)
学者	城 哲三	父謙三 下の町居住		
神官	野口 盛芳	宮 西	文化 八、〇、四	大宮神社神官、従五位下 神儒仏の学問を教える
神官	野口 芳躬	宮 西	文化 三、二	大宮神社神官、従五位下 医学、俳諧をよくす

た。幸に判検事、弁護士資格があったので、世の不幸な人々の法律上の相談相手ともなり、かたわら生計の資にもと、弁護士を開業して今日に至っている。趣味というものが少なく、各種体育競技、囲碁、将棋、マージャン等はノータッチで、随筆のようなものを書くのが好きで、時々地方新聞や雑誌に小さなエッセイを出している。また郷土史には深い関心をよせて造詣も深く地方開発につくしている。出身地川内町とはつながりが強い。今尚不動産の所有もあり、精神的指導者として、陰に陽に町の発展に協力し、時折町役場にも来訪する。最近は、「川内町誌」を編集して郷里の恩に報い、また「続川内町誌」の編集に着手して、弁護士、著述の他はその完成につとめている。

業績	氏名	出身	年代	事績概要
開拓者	渡部喜一郎	下の町	歿 文久一、二、一	苔谷池築造新田開発
慈善家	渡部藏五郎	下の町	〃 明治三、六、四	喜一郎の弟 高德、慈善家
浄曲家	豊竹村太夫	大阪	〃 文政	浄瑠璃の普及、善願寺に墓あり
教育家	渡部豊三郎	宮西	〃 昭和四二、二、一 (七才)	教員勤続五十年 号碧城 俳句、書に長ず
県議	玉井正興	西組	〃 明治三九、二、九	県会議員 河川の改修
弁護士	仙波良太郎	宮東	〃 昭和五二、二、三 (八三才)	弁護士 県会議員
宗教学家	仙波覚三郎	横灘	〃 昭和三、六、二 (八三才)	天理教権訓導
社会開発	藤井繁太郎	西側	〃 昭和六、三、六	助役、郡会議員、植林、果樹栽培、青年指導
商業	田中藤十郎	中の町	〃 明治三、一、二七	商業 浄曲
開発者	仙波茂三郎	松瀬川	〃 昭和一六、四、五 (五才)	早稲田大学卒 戸主会、主婦会結成 川上水力電気、米券倉庫、青年指導、郡会議員
村長	仙波秀一	宝泉	〃 昭和三〇、四、二九 (七才)	書記、助役、村長とも三十余年の自治功勞者 町公民館庭に胸像あり
村長	松本喜一	森	〃 昭和四二、二、三	村長、県会議員の自治功勞者 横河原橋
民生家	寺田さだ	南方	〃 大正七、七、二四	旅館経営、慈悲善根を施す
力士	春日山	宮東	〃 昭和九、七、三三 (四才)	本名名越盛行、海軍に入団、相撲にすぐれる相撲道につくす。 石鎚山で遭難、川上神社前に記念碑あり
宗教学家	城ノブ	下の町	〃 昭和四三、三、二〇 (八才)	長州の孫、川上キリスト教創始 神戸に住し、須磨に「一寸待て」の制札で有名 家を治め産をなす。敬老会をおこす。公共に出資義捐、公益をはか る。神仏に喜捨、貧困孤独者救済 碑名に慈善菩薩とあり
篤行志	近藤林内	口浦	歿 明治三、一、四 (七才)	剣道四段、村長二十二年余 報徳教を体現、民力涵養につくす 県議員、議長、黒森線に畢生の精神と財をうちこむ 村民徳を慕って金毘羅寺境内に胸像をたてる
村長	近藤金四郎	問屋	〃 昭和三〇、七、三三 (七才)	

神官	佐伯求四郎	音田	歿	昭和三、三、三 (七才)	惣河内神社神官、自治、造林につくす
弁護士	宇和川浜藏	音田	〃	昭和三、五、〇 (七才)	大学在学中弁護士試験合格 松山で開業五十年 市會議員、県會議員議長
村長	近藤鑑	問屋	〃	昭和四、二、三	志して東京で活動、帰郷して村長、県會議員となる
村長	宇和川宇太郎	則之内	〃	明治三、三	教員、村長、県會議員、里道改修、三内農協前に記念碑
慈善	高須賀伊兵衛	保免	〃	〃	「松山俚人談」にあり、代々善行 享保十七年の凶作に米三百俵を 出す
村長	渡部愛藏	和田丸	〃	昭和七、六	助役、村長、部落財産統一、村有林造成
村長	東岩吉	井内	〃	昭和三、三、 (三才)	助役、村長、造林経営につとめる
村長	北川徳次郎	井内	〃	昭和二、三、六 (八四才)	人柄親切丁寧 恭敬で後世の模範
村長	北川正悳	狩場	〃	昭和三、三、一 (六才)	儉約と勤勉の実行者、議員、村長 井内古社寺誌を編す
医師	近藤涼杜	問屋	〃	〃	大阪北川家に入る。医学博士 大学教授「国民の純血」等の著書あり
俳人	白戸彦六	保免	〃	明治三、 (五才)	終生農耕の余暇句作す 梅の舎涼杜と号し名あり 安国寺本堂、日尾八幡社樓門建立、松山城、江戸城修築にも出役し
浄曲	豊竹音羽太夫	惣田谷	〃	〃	本名高久反吉
浄曲	竹本小棍太夫	井内	〃	昭和九、四、九	浄曲修行 四国一の名士となる
浄曲	白戸小富士	保免	〃	昭和三、三、二、八	本名 東 米次 地方浄曲の師匠 人形劇団につとめていた。
浄曲	菅井重良	井内	〃	昭和九、七、九 (七才)	医学を修め、松山に開業
義人	中島七兵衛	土谷	〃	〃	宿屋営業 仙道休池、七郎ヶ谷池を築く

大東亞戦争戦歿者芳名

伝達されて、川内町が公葬を執行した方々は次の四氏である。

前町誌登載もれ並びに、その後戦歿者の公報及び遺品が

戦歿場所	本人	遺族	出身地	公葬執行	備考
ニューギニヤギルワ 昭和一八、一、一八	近藤 歳武	妻 シゲヨ	日浦 (現在市場)	すみ	登載もれ
中華民国黒河省孫呉県南孫呉県附近	小倉 俊雄	兄 武	則之内	三、五、三	前町誌に登載されている
中華民国東安省林口県連河 昭和二〇、八、一四	菅野 邦文	父健一長男	竹之鼻	三、三、七	
中華民国牡丹省穆陵陣地 昭和二〇、八、一三	仙波 三郎	父浅吉六男	横灘	三、三、六	